

平成 27 年度
包括外部監査の結果報告書

試験研究機関の財務に関する事務の執行及び
事業の管理について

平成 28 年 3 月

宮城県包括外部監査人

公認会計士 小池伸城

目 次

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
3. 監査対象機関	1
4. 監査対象期間	1
5. 特定の事件を選定した理由	2
6. 外部監査の方法	2
(1) 監査着眼点	2
(2) 主な監査手続	3
7. 外部監査の実施時期	3
8. 外部監査の補助者	3
9. 利害関係	3
II. 監査の結果と意見(概要)	4
1. 産業技術総合センターの地方独立行政法人化の検討	4
2. 農業関係試験研究機関の統合の検討	4
3. 収支実態の適切な把握と公表	4
4. 組織的運営と情報公開	5
5. 外部評価委員会関係	5
6. 危険物の管理体制	5
7. 財産管理	6
III. 監査の結果と意見(各論)	8
A. 新産業振興課	8
1. 外部評価委員会の活性化(意見)	11
2. 評価部会における評価委員定足率の向上(意見)	11
3. 評価委員会および評価部会の評価結果の公表(意見)	12
4. 育成者権の所管部課の見直し(意見)	13
5. 特許等の譲渡に係る実施補償金料率の見直し(意見)	13
6. 実施補償金の計算体制の見直し(結果)	14
7. 特許等の収支情報に関する伝達体制の見直し(意見)	14
B. 全試験研究機関の共通事項	16

1. 収支実態の適切な把握と公表(意見)	16
C. 保健環境センター	18
【試験研究機関の概要】	18
【監査の結果と意見】	24
1. 環境情報センターの利用促進施策(意見)	24
2. 衛生試験の廃止の検討(意見)	25
3. 基本計画と年度計画の策定と公表(意見)	27
4. 外部評価の実施(結果)	27
5. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見)	28
6. 書面による再委託の承認(結果)	28
7. 自動販売機設置業者の公募選定の実施(結果)	28
8. 環境情報センターにおける図書等の貸出	29
(1) 規程の早期制定(結果)	29
(2) 貸出期間の順守(結果)	29
(3) 貸出対象物品のホームページへの掲載漏れ(結果)	30
(4) 実地たな卸の実施(結果)	30
9. 毒劇物の危険物の管理	30
(全体的事項)	30
(1) 毒物・劇物の管理簿の様式制定(結果)	30
(2) 実地たな卸に関する規程の制定(結果)	31
(水環境部)	31
(1) 実地たな卸の実施(結果)	31
(2) 管理簿の記載誤り(結果)	31
(3) 特定毒物の管理簿に関する様式の順守(結果)	31
(4) 劇物のあるべき残数の把握(結果)	32
(5) 使用見込みのない毒劇物の早期廃棄(意見)	33
(大気環境部)	33
(1) 不必要な毒劇物の購入(結果)	33
(2) 毒物のあるべき残数の把握(結果)	33
(生活化学部)	33
(1) 実地たな卸により把握した現品数と管理簿上の残数の照合(結果)	33
(2) 使用見込みのない毒劇物の早期廃棄(意見)	34
(微生物部)	34
(1) 危険な病原体の複数名での取扱いの必要性(結果)	34
(2) 危険な病原体の実地たな卸の実施(結果)	34
10. 電子記録媒体(USB メモリ)管理台帳の作成(結果)	35

D. 環境放射線監視センター	36
【試験研究機関の概要】	36
【監査の結果と意見】	41
1. 積極的な調査研究業務の実施(意見)	41
2. 基本計画、年度計画の策定・公表(意見)	41
3. 活動実績の積極的な公表(意見)	42
4. 当研究機関の概要パンフレットの作成と公表(意見)	42
5. 備品の照合確認の実施(結果)	42
6. 劇物の管理に関する規程の作成(結果)	42
7. 劇物の実地たな卸の実施(結果)	43
E. 産業技術総合センター	44
【試験研究機関の概要】	44
【監査の結果と意見】	50
1. 地方独立行政法人化の検討(意見)	50
2. 貸出施設の稼働率向上施策等(意見)	52
3. 年度計画の策定と公表(意見)	53
4. 業務年報における歳出決算の誤記載(結果)	54
5. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見)	55
6. 研修等の満足度調査の実施と文書化(意見)	56
7. 技術相談事業における相談件数のカウント方法(意見)	57
8. 請求書、納品書の日付の記載漏れ(結果)	57
9. 産業技術総合センター庁舎清掃等業務	58
(1) 日常清掃に係る業務実施報告書と業務日誌の不整合(結果)	58
(2) 定期清掃に係る業務完了届の提出(結果)	58
10. 産業技術総合センター依頼試験等業務	59
(1) 仕様書の記載項目の見直し(意見)	62
(2) 契約書への仕様書綴込み漏れ(結果)	64
11. 入退室管理システムおよび自動火災報知設備の修繕(結果)	64
12. 備品整理票による物品表示の徹底(結果)	65
13. 備品の照合確認の実施(結果)	65
14. 図書の実地たな卸の実施(結果)	66
F. 農業・園芸総合研究所	67
【試験研究機関の概要】	67
【監査の結果と意見】	74
1. 農業関係試験研究機関の統合の検討(意見)	74

2. 年度計画における収支予算の記載(意見).....	74
3. 活動実績の積極的な公表(意見).....	74
4. 知的財産の利用促進策(意見).....	75
5. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見).....	75
6. 庁舎管理業務における委託業務の発注単位の見直し(意見).....	76
7. 昇降機(2台)保守点検業務の随意契約の妥当性(意見).....	77
8. 毒劇物の管理要領の見直し(結果).....	78
9. 毒劇物の実地たな卸の実施(結果).....	78
10. 共用備品の照合確認方法の見直し(結果).....	78
11. 図書の実地たな卸の実施(結果).....	79
G. 古川農業試験場.....	80
【試験研究機関の概要】.....	80
【監査の結果と意見】.....	86
1. 農業関係の試験研究機関の統合(意見).....	86
2. 活動実績の積極的な公表(意見).....	86
3. 基本計画、年度計画、外部評価結果等の積極的な公表(意見).....	86
4. 稲育成品種種子の販売に関する事務手続.....	86
(1) 代金納入後の種子の引渡しの徹底(結果).....	87
(2) 受領報告書の未入手(結果).....	87
(3) 販売実績報告書の未入手(結果).....	87
5. 書面による再委託の承認(結果).....	88
6. 備品整理票による物品表示の徹底(結果).....	88
7. 備品台帳による財産管理の徹底(結果).....	89
8. 備品の照合確認の実施(結果).....	90
9. 図書の管理の徹底(結果).....	90
10. 農薬の毒劇物の実地たな卸の実施(結果).....	90
11. 農薬以外の毒劇物の実地たな卸の実施(結果).....	90
12. 電子記録媒体(USBメモリ)管理台帳の更新(結果).....	91
H. 畜産試験場.....	92
【試験研究機関の概要】.....	92
【監査の結果と意見】.....	98
1. 農業関係の試験研究機関の統合(意見).....	98
2. 宮城県岩出山牧場との統合の検討(意見).....	98
3. 行政組織規則の改訂(結果).....	99
4. 活動実績の積極的な公表(意見).....	100

5. 基本計画、年度計画、外部評価結果等の開示(意見)	100
6. 請求書、納品書の日付の記載漏れ(結果)	100
7. 書面による再委託の承認(結果)	101
8. 自動販売機設置業者の公募選定の実施(結果)	101
9. 備品台帳による財産管理の徹底(結果)	102
10. 備品の照合確認の実施(結果)	102
11. 図書の実地たな卸の実施(結果)	102
12. 電子記録媒体(USB メモリ)の台帳管理の徹底(結果)	103
13. 電子記録媒体(USB メモリ)の使用目的及び使用期間の見直し(意見)	103
I. 林業技術総合センター	104
【試験研究機関の概要】	104
【監査の結果と意見】	110
1. 年度計画の公表と収支予算の記載(意見)	110
2. 知的財産の利用促進策(意見)	110
3. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見)	110
4. 研修の満足度調査の実施と文書化(意見)	110
5. 図書の管理に関する規程の整備(結果)	111
6. 図書の実地たな卸の実施(結果)	111
7. 領収証の管理	111
(1) 領収証綴りの管理台帳の作成(結果)	112
(2) 連番管理の徹底(結果)	112
(3) 書き損じ等の仕損処理(結果)	112
(4) 未交付領収証の仕損処理(結果)	112
J. 水産技術総合センター	113
【試験研究機関の概要】	113
【監査の結果と意見】	121
1. 年度計画の公表と収支予算の記載(意見)	121
2. 活動実績の積極的な公表(意見)	121
3. 知的財産の利用促進策(意見)	122
4. 水産業関係試験研究機関評価部会の事後評価の実施時期(意見)	122
5. 水産業関係試験研究機関評価部会の機関評価の実施時期(結果)	122
6. 商品引渡し前での売買契約の締結(結果)	123
7. 請求書、納品書の日付の記載漏れ(結果)	124
8. 庁舎清掃業務	124
(1) 業務実施報告書の提出(結果)	125

(2) 書面による再委託の承認(結果).....	125
9. 業務完了届出書の提出(結果).....	125
10. 備品整理票の添付の徹底(結果).....	126
11. 備品台帳による財産管理の徹底(結果).....	126
12. 備品の照合確認の実施(結果).....	127
13. 図書管理の徹底(結果).....	127
14. 毒劇物保管庫の鍵の管理の徹底(結果).....	127
15. 毒劇物の購入に関する管理台帳作成の徹底及び適切な保管(結果).....	128
16. 毒劇物保管庫の施錠の徹底(結果).....	128
17. 毒劇物の使用に関する管理台帳作成の徹底(結果).....	128
18. 毒劇物の実地たな卸の徹底(結果).....	128
19. 毒劇物保管容器への管理番号の表示の徹底(結果).....	129
20. 毒劇物の実地たな卸時の確認単位の見直し(結果).....	129
21. 電子記録媒体(USB メモリ)管理台帳の作成(結果).....	129

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および宮城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

試験研究機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3. 監査対象機関

以下の全試験研究機関を監査の対象とする。

- (1) 保健環境センター
- (2) 環境放射線監視センター
- (3) 産業技術総合センター
- (4) 農業・園芸総合研究所
- (5) 古川農業試験場
- (6) 畜産試験場
- (7) 林業技術総合センター
- (8) 水産技術総合センター

この他、経済商工観光部新産業振興課は今回の監査対象となった 8 試験研究機関のうち、6 機関が対象となる外部評価委員会を所管するとともに、全試験研究機関の知的財産の管理業務を行っていることから、同課が行うそれらの業務も今回の監査対象としている。

4. 監査対象期間

平成 26 年度とするが、必要に応じて過年度及び平成 27 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

5. 特定の事件を選定した理由

試験研究機関は、種々の専門分野の試験研究・技術開発・技術移転・技術指導等を通して、宮城県の産業振興・発展に寄与してきたところである。当県の各産業の競争力強化は県民生活の向上にとって重要な課題であり、試験研究機関の役割は、機動的な機能強化を求められていると考えられる。また、平成 26 年度では当初予算額で約 50 億円という多額な予算が配分されており、県の厳しい財政状況を鑑みれば、財政の一層の効率化と歳出の削減は県民の重要な関心事であると考えられる。

このような観点から、試験研究機関の財務事務・試験研究等業務が効率的に運営されているか、県下の産業振興に役立っているかを検討することは有意義と考え、「試験研究機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を特定の事件として選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 各試験研究機関において組織運営が適切に行われているかについて、次の点から検討する。
 - ・県の基本政策に沿い、計画的な組織運営が行われているか
 - ・試験研究テーマの選択は適切であるか
 - ・効果の測定(評価委員会の運営を含む)は適切であるか
 - ・期待されている役割を果たし存在意義は継続しているか
 - ・組織の統廃合や独立行政法人等の他の組織形態への移行は必要ないか
 - ・予算配分・人員配分は適切であるか
 - ・収入を確保するための施策は適切であるか
 - ・支出を抑制するための施策は適切であるか
 - ・知的財産権は適切に管理され、活用されているか
 - ・外部研究資金の確保に努めたか
 - ・情報開示は適切であるか
- ② 収入事務は関係法令、規則等に準拠しているか、又効率的な事務が行われているか
- ③ 支出事務は関係法令、規則等に準拠しているか、又効率的な事務が行われているか
- ④ 契約事務は関係法令、規則等に準拠しているか、又適切かつ効果的なものであるか
- ⑤ 財産管理(研究用設備・機器・薬品の管理など)が関係法令規則等に準拠しているか、又適切なものか

- ⑥ 知的財産の管理は関係法令・規則的に準拠しているか、又期待された経済効果を生んでいるか

(2)主な監査手続

- ① 入手資料等の閲覧、質問による当該事業の概況把握
- ② その他の関係書類の閲覧、照合、分析
- ③ 現金預金、備品、図書、薬品等の実査、視察、管理状況の把握
- ④ 決算処理および決算書の適切性の検討

7. 外部監査の実施時期

平成 27 年 7 月 6 日から平成 28 年 3 月 11 日

8. 外部監査の補助者

公認会計士	只森 健一
公認会計士	齊藤 貴彰
公認会計士	佐久間 周平
公認会計士	佐藤 慎太郎

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合があります。

II. 監査の結果と意見(概要)

1. 産業技術総合センターの地方独立行政法人化の検討

宮城県では、当研究機関の法人化について、平成 18 年度と平成 22 年度に検討を行っているが、解決すべき課題がある等として、地方独立行政法人化は行っていない。

平成 22 年度の最後の検討から既に 5 年余りが経過しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災や福島原発事故等の大きな事象も発生して試験研究機関を取り巻く環境も大きく変化していると考えられ、他の試験研究機関との統合も含めて、今後法人化を再検討する必要があると考える。

また、県は過去に検討したときの検討結果(メリット、デメリット、法人化を見送った理由等)を取りまとめた資料を作成していないが、今後検討するときには検討結果を明確にするために、それを取りまとめた資料を作成することが望まれる。(P50 参照)

2. 農業関係試験研究機関の統合の検討

宮城県における農業関係の試験研究機関は平成 13 年に最後の統廃合がなされ、現在の農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場の 3 機関体制となっている。これらの農業関係の 3 機関は平成 13 年の統廃合を最後に、その後、県は統廃合を検討していないとのことであるが、次のような理由により、統合を検討する必要があると考える。(P74 参照)

- ✓ 連携の強化による試験研究の成果向上
- ✓ 事務部門の効率化、コスト削減
- ✓ 基本方針、基本計画、単年度計画は既に 3 機関一体となっている
- ✓ 知的財産権管理委員会も既に 3 機関一体となって開催
- ✓ 農業関係試験研究機関評価部会も既に 3 機関一体で実施
- ✓ 組織が別々となっている弊害が一部顕在化

3. 収支実態の適切な把握と公表

試験研究機関の収支計算表上の収支差額は、各試験研究機関を運営するために費やされたコストを表すものであるが、試験研究機関の収支計算表には職員人件費の大半が計上されていないなど、必ずしも実態を反映していない。

監査人が県からの資料提供を受けて、平成 26 年度における実質的な収支差額を推定したところ、以下のような結果となった。いずれの試験研究機関も実質は名目よりも多額となっており、全試験研究機関の合計では、名目収支差額が 10.5 億円であるのに対して、実質収支差額は 72.2 億円と名目の約 7 倍となっている。

実態を把握することは、試験研究機関の運営のために県、ひいては県民が負担している金額を知るという意味において極めて重要である。県および各試験研究機関は収支実態を把握の上、情報を開示することが望まれる。(P16 参照)

試験研究機関名	名目収支差額	実質収支差額
1. 保健環境センター	2.4 億円	32.4 億円
2. 環境放射線監視センター	1.5 億円	2.4 億円
3. 産業技術総合センター	1.1 億円	8.2 億円
4. 農業・園芸総合研究所	1.3 億円	7.0 億円
5. 古川農業試験場	1.0 億円	5.2 億円
6. 畜産試験場	1.2 億円	3.9 億円
7. 林業技術総合センター	0.4 億円	2.2 億円
8. 水産技術総合センター	1.6 億円	11.0 億円
合計	10.5 億円	72.2 億円

4. 組織的運営と情報公開

試験研究機関を計画的・組織的に運営するためには、中長期的な視点での活動方針を定めた基本計画の作成と、その基本計画に基づいて毎年度の具体的な活動計画を定めた年度計画の作成が極めて重要である。さらに毎年度の終了後には、活動実績を業務年報として取りまとめ実績を評価・検証し、次の計画に反映させていくことが重要である。いわゆる PDCA サイクル (Plan→Do→Check→Action) と呼ばれるものである。

また、これらの計画や実績をホームページ等を活用して広く情報公開することにより、試験研究機関は県民に対して説明責任を果たしていくことができる。

今回監査したほとんどの試験研究機関では、これらの一部が実施できていない状況であった。より一層、組織的運営と情報公開に努めることが望まれる。

5. 外部評価委員会関係

試験研究機関が県民にとって有用な試験研究を効率的に実施できているかどうかについて、外部の有識者がチェックする外部評価委員会制度は非常に重要であるが、試験研究機関によっては評価委員会が全く開催されていない、評価委員会が適時に開催されていない、評価対象研究テーマが特定の試験研究機関に偏って硬直的である、評価結果が公開されていない等の状況が見受けられており、改善に努めることが望まれる。

6. 危険物の管理体制

試験研究機関という業務の性質上、各試験研究機関では毒物や劇物といった多くの危険物を取扱っており、県民の安全、安心を図るためには危険物が不正に使用されない管理体制の構築が重要であるが、管理規程が作成されていない、バイオテロに使用されるような危険な病原体を一人の担当者が取扱っている、鍵が適切に管理されていない、不適切な場所に保管されている、受払管理簿が適切に作成されていない、実地たな卸が実施されていない等の

状況が数多く見受けられており、改善に努める必要がある。

7. 財産管理

試験研究機関という業務の性質上、物品や図書などの県有財産を多く所有しており、これらの財産の管理体制の構築が重要であるが、管理台帳が適切に作成されていない、実地たな卸が実施されていない等の状況が数多く見受けられており、改善に努める必要がある。

<主な結果、意見の一覧表>

項目名	対象の試験研究機関等									
	A	C	D	E	F	G	H	I	J	
独立行政法人化の検討				○						
組織の統合の検討 1					○	○	○			
組織の統合の検討 2(岩出山牧場)							○			
衛生試験の廃止の検討		○								
積極的な調査研究業務の実施			○							
行政組織規則の改訂							○			
収支実態の適切な把握と公表		○	○	○	○	○	○	○	○	
年度計画、活動実績等の作成と積極的な公表		○	○	○	○	○	○	○	○	
評価委員会の実施		○	○							
評価委員会の活性化	○			○	○	○	○	○	○	
評価部会における評価委員定足率の向上					○	○	○	○	○	
評価委員会、評価部会の評価結果の公表	○			○				○	○	
機関評価の適時実施									○	
研究事後評価の適時実施									○	
育成者権の所管部課の見直し	○									
特許等の譲渡に係る実施補償金料率の見直し	○									
実施補償金の計算体制の見直し	○									
特許等の収支情報に関する伝達体制の見直し	○									
原稿料、講演料等の受取辞退の見直し		○		○	○			○		
研修等の満足度調査の実施と文書化				○				○		

項目名	対象の試験研究機関等									
	A	C	D	E	F	G	H	I	J	
販売業務に関する事務手続(事後納付、受領報告書・実績報告書未入手、契約遅れ)						○			○	
請求書、納品書の日付の記載漏れ				○			○		○	
書面による再委託の承認等		○			○	○	○		○	
委託の随意契約の妥当性					○					
委託の業務実施報告書(未入手、仕様書との不整合)				○					○	
委託契約書への仕様書綴込み漏れ				○						
自動販売機設置業者選定での公募の実施		○					○			
低利用施設の稼働率向上施策等		○		○						
設備の修繕				○						
備品の管理(整理票添付漏れ、実地たな卸等)			○	○	○	○	○		○	
図書管理(規程制定、貸出、実地たな卸等)		○		○	○	○	○	○	○	
毒劇物等の管理(規程制定、鍵貸出簿、施錠、実地たな卸等)		○	○		○	○			○	
領収証の管理(連番管理、仕損処理等)								○		
電子記録媒体(USBメモリ)管理		○				○	○		○	

(対象の試験研究機関等の名称)

- A: 経済商工観光部新産業振興課
- C: 保健環境センター
- D: 環境放射線監視センター
- E: 産業技術総合センター
- F: 農業・園芸総合研究所
- G: 古川農業試験場
- H: 畜産試験場
- I: 林業技術総合センター
- J: 水産技術総合センター

Ⅲ. 監査の結果と意見(各論)

(「結果」と「意見」の区分)

「結果」と「意見」は次の考え方により、区分している。

区分	根拠条文	考え方
結果	地方自治法第 252 条の 37 第 5 項	財務に関する事務の執行等において違法又は著しく不当と判断されるもの。
意見	地方自治法第 252 条の 38 第 2 項	組織及び運営の合理化のために改善が望まれるもの。

A. 新産業振興課

【経済商工観光部新産業振興課を監査対象とした経緯】

新産業振興課は今回の監査対象となった 8 試験研究機関のうち、6 機関が対象となる外部評価委員会を所管するとともに、全試験研究機関の知的財産の管理業務を行っていることから、それらの業務も今回の監査対象としている。

【監査の結果と意見】

(外部評価委員会)

県における試験研究機関の外部評価委員会は以下のように組織されている。

研究機関名	研究機関の 所管部課	外部評価委員会 (所管組織)	評価部会 (所管組織)
保健環境センター	環境生活部 環境対策課	保健環境センター 評価委員会(保健 環境センター)	未設置
環境放射線監視センター	環境生活部 原子力安全対策課	未設置	
産業技術総合センター	経済商工観光部 新産業振興課	宮城県試験研究機 関評価委員会(新 産業振興課)	工業関係試験研究機関評価部 会(産業技術総合センター)
農業・園芸総合研究所	農林水産部		農業関係試験研究機関評価部 会(農業・園芸総合研究所)
古川農業試験場	農業振興課		
畜産試験場	農林水産部 畜産課		林業関係試験研究機関評価部 会(林業技術総合センター)
林業技術総合センター	農林水産部 林業振興課		水産業関係試験研究機関評価 部会(水産技術総合センター)
水産技術総合センター	農林水産部 水産業振興課		

上記のように、新産業振興課は、全8試験研究機関のうち6試験研究機関を評価する宮城県試験研究機関評価委員会(以下、「評価委員会」という。)を所管している。県は平成11年度に当時の産業経済部産業技術振興課に産業系の全試験研究機関の管轄を統合したが、富県戦略を最優先の政策とし、真に豊かな県民生活の実現に取り組むため、組織規模の適正化を図り、機動力を確保すること等の理由により平成19年度に現在の形に再改編している。その一方で、外部評価委員会と知的財産関係については引続き一元管理することが効率的と判断した結果、農林水産系も現在の当該試験研究機関の所管部課ではない新産業振興課が担っているとのことである。

「試験研究機関評価委員会条例」(以下、「評価条例」という。)第1条には「経済商工観光部及び農林水産部が所管する試験研究機関の試験研究業務及び運営について知事が自ら行う評価に関し調査審議するため、試験研究機関評価委員会を置く。」とあり、第5条には「委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。」として、評

価委員会の下に工業、農業、林業、水産業の分野別に 4 つの評価部会を設置することとしている。

これを受けて、「経済商工観光部及び農林水産部所管県立試験研究機関の業務評価に関する指針」(以下、「評価指針」という。)[5 試験研究課題の分類]では研究課題の重要性に応じて、次の 3 つに分類している。

(1)政策的研究課題

県政課題の解決に向け特に重要なプロジェクトや業務横断型プロジェクト等、総合的な視点からの評価が必要と考えられる試験研究課題

(2)重点的研究課題

各試験研究機関が実施している重要な試験研究課題(政策的研究課題に属するものを除く。)

(3)経常的研究課題

政策的研究課題及び重点的研究課題に属しない研究課題

その上で、「7 委員会の審議事項」において、外部評価委員会では政策的研究課題を審議し、各部会では重点的研究課題及び機関評価を審議することとしている。

研究課題の評価時期については、「9 研究課題評価」において、次のように規定している。

イ 事前評価(研究課題選定時)

ロ 中間評価(中間時:研究期間が 3 年を超えるもの等について実施)

ハ 事後評価(研究課題終了時)

ニ 追跡評価(研究課題終了後:研究課題の特性等を勘案し、適宜実施)

また、機関評価については「10 機関評価」において、次のように規定されている。

(1)機関評価の目的

機関評価は、県立試験研究機関の運営全般について総合的見地から機関の果たすべき役割を検証し、その使命に応じ必要な運営体制の整備等に関する方針の決定に資することを目的とする。

(2)評価時期とその位置付け

各試験研究機関は、概ね 3 年ごとに評価を実施し、研究分野の設定や研究推進体制の妥当性等を検証し、より効率的・効果的な研究開発等の推進に資する。

(3)評価対象

機関評価の対象は、各試験研究機関の運営全般(組織管理、研究課題の選定方法、重点研究分野、成果の普及方法、試験研究費等の配分状況、施設等の整備状況、共同研究等の実施状況、試験研究と普及指導の連携状況等)とする。

以上が新産業振興課が所管している産業系 6 試験研究機関における外部評価制度の概要である。

1. 外部評価委員会の活性化(意見)

平成26年度における外部評価委員会の開催は1回のみで、審議事項は「試験研究機関評価委員会所掌事項の見直しについて」の1件のみ、その内容は、従来評価部会で行っていた試験研究機関の機関評価を評価委員会で行うことに変更する、というものである。評価委員会は最も重要度の高い政策的研究課題を審議する場であるが、政策的研究課題に指定されるものが極めて少ないため、平成26年度には審議すべき研究課題がないという状況である。平成25年度も審議した研究課題は1件のみ、平成24年度も3件のみという状況である。これでは条例が定める「試験研究機関の試験研究業務及び運営について知事が自ら行う評価に関し調査審議するため」という設置趣旨を果たしているとは言い難い状況である。

政策的研究課題の具体的な分類基準は「経済商工観光部及び農林水産部所管県立試験研究機関の業務評価に関する指針の運用について」(以下、「運用基準」という。)に次のように定められている。

- (イ) 宮城の将来ビジョン等に位置付けられている特に重要な政策的プロジェクト課題
- (ロ) 複数の県試験研究機関が共同で実施する特に重要な政策的プロジェクト課題
- (ハ) その他産業技術調整会議が特に必要と認める試験研究課題

政策的研究課題は一義的には各試験研究機関が運用基準に照らして候補となる研究課題を決め、それを最終的には所管課が承認して決定することとなるのであるが、平成19年以降、新産業振興課が所管する産業技術総合センターのみが政策的研究課題を輩出し、農林水産系の5試験研究機関からは輩出されていないとのことである。各担当者にヒアリングした結果、農林水産系の試験研究機関側では、運用基準が定めるような政策的研究課題はない、という認識であった。しかし、評価委員会を所管する新産業振興課側では農林水産系試験研究機関に対し、重点的試験研究課題の中から政策的研究課題の選定を検討するように依頼しているが実現されていない、とのことであった。

いずれにせよ長期間わたり産業技術総合センター以外の試験研究機関の研究課題が評価委員会の審議対象になっていないという状況は適当ではない。評価委員会の審議対象となる研究課題を増やし、設置趣旨を果たすべく評価委員会の活性化を図ることが望まれる。

2. 評価部会における評価委員定足率の向上(意見)

評価委員の人数は評価条例で定められており、評価委員会については15人、評価部会については10人以内とされているが、平成26年度における委員の実数は以下のような状況となっている。

	評価条例 定員数	平成 26 年度 委員実数	定足率
評価委員会	15 人以内	10 人	67%
評価部会			
工業関係	10 人以内	6 人	60%
農業関係	10 人以内	4 人	40%
林業関係	10 人以内	4 人	40%
水産業関係	10 人以内	4 人	40%

評価条例の定員数は上限のみが定められているが、この上限定員数と比較すると、評価委員会の定足率は 67%、評価部会の定足率は工業関係が 60%、工業関係以外が 40%である。工業関係以外の部会の中には委員が 1 名欠席して 3 名で機関評価を行ったケースがあり、その場合は条例定員数の 30%の人数で評価をしたことになる。このような事態を回避するためにも最低でも上限定員数の過半数を超える委員実数とすることが望ましい。

また、定数は「〇名以上〇名以内」というように下限数と上限数を定めるのが一般的であるが、評価条例は上限のみが定められているため、極端に少ないケースでは、委員実数が 1 名でも評価委員会および評価部会が成立することになる。多数の知見を活用するという条例の趣旨に照らせば、定数は下限も定めることが望ましい。

3. 評価委員会および評価部会の評価結果の公表(意見)

上記「外部評価委員会の活性化」で述べたように、平成 26 年度に評価委員会で評価した研究課題はないが、平成 25 年度に 1 件、平成 24 年度には 3 件あった。その評価結果は知的財産管理の観点から秘密性が高い等という理由で全面非公開となっている。同様に、平成 26 年度において工業関係評価部会も研究課題の評価結果は全面非公開とし、林業関係と水産業関係の評価部会は議事録を開示しているものの、評価結果については非公開としている。

しかし、例えば研究課題の事前評価であれば、研究目標の妥当性、緊急性・優先性、独創性・先進性・優位性、市場性・成長性、実現可能性、人・予算・設備等の推進体制、総合評価といった評価項目に対する氏名を伏せた上での委員毎の評価点数を公開し、事後評価であれば、目標達成度、研究成果、地域への貢献度・波及効果、総合評価といった評価項目に対する氏名を伏せた上での委員毎の評価点数を公開するなど、個人情報や機密情報等を除いた評価結果を公開しても支障はないはずである。

評価指針では「評価の過程、評価結果及び評価結果の反映内容等は、適時適切な手段を用いて積極的に一般公開するものとする。」とあり、安易に全面非公開とするのではなく、個人情報や機密情報等を除いた評価結果は評価指針に準拠して可能な限り積極的に公開することが望ましい。また、県職員の方々には、従来のやり方を無意識に踏襲するのではなく、積極

的な情報開示ができていないか、改善できる点はないか、そのような姿勢を常に意識して頂きたい。

(知的財産)

4. 育成者権の所管部課の見直し(意見)

試験研究機関は様々な試験研究活動の成果として、特許権、実用新案権(以下「特許権等」という。)と育成者権を取得している。

特許権等は特許法によって定められており、経済産業省特許庁に申請する。

他方、登録品種に係る育成者権(植物の品種に対する排他的な知的財産権)は種苗法によって定められており、農林水産省知的財産課に申請する。

特許権等と育成者権の新規取得、更新、第三者への実施許諾等の業務は上記評価委員会と同様の経緯により経済商工観光部新産業振興課の所管業務となっている。

特許権等と育成者権の保有状況は下表のとおりである。

保有試験機関名	県所管部課	特許権等	育成者権	合計
産業技術総合センター	経済商工観光部新産業振興課	32(10)	- (-)	32(10)
農業・園芸総合研究所	農林水産部農業振興課	6 (1)	6 (-)	12 (1)
古川農業試験場	同上	3 (-)	11 (2)	14 (2)
林業技術総合センター	農林水産部林業振興課	2 (-)	1 (-)	3 (-)
水産技術総合センター	農林水産部水産業振興課	3 (-)	- (-)	3 (-)
	合計	46(11)	18 (2)	64(13)

()は登録前内数

特許権等については、1つの部署が取りまとめて管理業務を行うことにより、業務の効率化、専門化が期待できるので、最も多くの特許権等を保有している産業技術総合センターを所管する新産業振興課が他の部課が所管している試験研究機関を含めて一括して管理業務を行うことには合理性があると考えられる。

しかし、育成者権については、新産業振興課が所管している産業技術総合センターは保有していないにもかかわらず、新産業振興課が一括して管理業務を行っている。特許権等と育成者権は申請先である国の所管官庁、根拠法令、申請事務のいずれも異なることから、また申請業務において試験研究機関との連携が欠かせないことから、育成者権の殆どを保有している農業・園芸総合研究所と古川農業試験場を所管している農林水産部農業振興課が育成者権の管理業務を行うことが合理的と考えられる。

5. 特許等の譲渡に係る実施補償金料率の見直し(意見)

「職員の勤務発明等に関する規則」により、県は特許等(特許、実用新案、意匠または品種)

の権利に係る発明等(発明、考案、意匠の創作および品種の育成)の実施を第三者に許諾して収入を得たときは、暦年期間の収入金額に応じて5%~30%を発明者(職員等)に対して支払うこととなっている。

	料率	金額	累積金額	累積料率
~ 300 千円	30%	90 千円	90 千円	30%
300 千円 ~ 500 千円	20%	40 千円	130 千円	26%
500 千円 ~ 1,000 千円	10%	50 千円	180 千円	18%
1,000 千円 ~	5%			

このように、収入金額が多額になると料率は逡減するようになっている。

これに対して、特許等を譲渡したときは譲渡代金の金額の多少に関係なく、一律 30%を発明者に対して支払うこととなっている。このため、実施許諾の場合と比較して、譲渡の方が発明者に多額の実施補償金を支払うことになり、合理的ではない。

例えば、年間 1,000 千円の許諾収入を生む特許等を 5 年間許諾した場合、延べ 5,000 千円の許諾収入に対して 900 千円(=180 千円×5 年)の実施補償金を支払うことになるが、この特許等を将来 5 年分の許諾収入見合いの 5,000 千円で譲渡した場合には、1,500 千円(=5,000 千円×30%)の実施補償金を支払うことになり、許諾の場合と比較すると 600 千円多額の実施補償金を発明者に支払うことになる。

現時点多額の差異が生ずるような譲渡取引は発生していないとのことであるが、このような不合理な結果となる規定は速やかに改訂すべきである。具体的には譲渡の場合も許諾の場合と同様に、譲渡代金が多額となるに従って料率を逡減させることが考えられる。

6. 実施補償金の計算体制の見直し(結果)

新産業振興課では、特許等の許諾収入の調定を行う都度、担当者が許諾収入の管理台帳である表計算ソフトにその内容を入力する。実施補償金の計算対象期間が暦年(1 月 1 日~12 月 31 日)であるため、1 月に特許等毎に管理台帳から年間の許諾収入を計算する特許等実施補償金支給調書を担当者が作成する。

この実施補償金の計算体制において、特許担当者が許諾収入の調定時に管理台帳への入力を怠った場合や調定額を誤入力した場合には、実施補償金の支払漏れや誤った金額で支払うリスクがあるが、このようなリスクを防止・発見するチェック体制が整備されていない。

管理台帳の作成が完了する 1 月に財務会計システムの収入データと突合して管理台帳の収入金額の正確性と網羅性を検証すべきである。

7. 特許等の収支情報に関する伝達体制の見直し(意見)

特許権等と育成者権は毎年、権利を更新する場合には手数料を支払う必要がある。このた

め、試験研究機関は更新のタイミングで手数料を支払って権利を更新するか、手数料を支払わず権利を放棄するかを知的財産権管理委員会等において検討している。その際、権利を保持していることによって得られている収入と維持するために要している支出、つまり収支情報は特許等を更新するかどうかの重要な判断指標の1つとなる。

このため、新産業振興課では個々の特許等毎に管理台帳を作成して収支把握しており、試験研究機関から照会があった場合には、収支を試験研究機関に伝達している。

しかし、新産業振興課の担当者によると、特許等の更新時に収支を照会してこないケースがあるとのことである。その場合には、試験研究機関は収支を把握しないで、更新するか否かの判断をしており、適当ではない。

特許等の収支情報は、特許等を更新するか否かを判断するための重要な指標の1つであり、特許等の更新時には試験研究機関からの照会の如何にかかわらず、新産業振興課から試験研究機関に収支情報を伝達するような体制とすることが望ましい。

B. 全試験研究機関の共通事項

【監査の結果と意見】

1. 収支実態の適切な把握と公表(意見)

(共通事項)

現在の試験研究機関の収支は以下の点において実態を反映しないものとなっている。

- ✓ 県職員の人件費は県庁が支出していることから、試験研究機関の支出には含まれていない。
- ✓ 一定金額以上の委託費、備品購入費、工事請負費等の契約事務および支出は県庁の所管部課が行っていることから、試験研究機関の支出には含まれていない。
- ✓ 県の収入証紙を用いて収受した試験研究機関に係る使用料等の収入および国庫補助金等は県庁に入金されることから、試験研究機関の収入には含まれていない。

(農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場)

- ✓ これらの試験研究機関の敷地内には県の農業大学校、農業高校が設置されており、農業大学校等に関する水道光熱費や清掃費等は試験研究機関が負担すべきものではないが、試験研究機関が支出していることから、試験研究機関の支出に含まれている。

(畜産試験場)

- ✓ 県の岩出山牧場の子牛や物品の売却事務を当研究機関が行っており、これらは当研究機関の活動成果ではないが、当研究機関の収入に含まれている。

平成 26 年度の財務会計システムにおける収支計算表と収支実態との乖離状況は、以下のとおりである。

(単位:千円)

	保健環境 センター	環境放射線 監視センター	産業技術 総合センター	農業・園芸 総合研究所	古川農業 試験場
財務会計システムの収支計算表上の収支差額(A)	△243,641	△152,193	△105,916	△125,277	△100,324
試験研究機関の収入のうち 県庁に帰属すべき額(B)	-	-	-	-	-
試験研究機関の支出のうち 県庁に帰属すべき額(C)	-	-	-	21,353	5,862
県庁の収入のうち試験研究 機関に帰属すべき額(D)	216,679	1,333,273	119,460	2,000	-
県庁の支出のうち試験研究 機関に帰属すべき額(E)	3,208,232	1,419,527	831,396	594,452	422,040
実質負担額(F)=(A)-(B)+ (C)+(D)-(E)	△3,235,194	△238,447	△817,852	△696,376	△516,502

	畜産試験場	林業技術 総合センター	水産技術 総合センター	試験研究機関 合計
財務会計システムの収支計算表上の収支差額(A)	△120,673	△41,652	△156,474	△1,046,150
試験研究機関の収入のうち 県庁に帰属すべき額(B)	28,496	-	-	28,496
試験研究機関の支出のうち 県庁に帰属すべき額(C)	981	-	-	28,196
県庁の収入のうち試験研究 機関に帰属すべき額(D)	68,124	-	20,241	1,759,777
県庁の支出のうち試験研究 機関に帰属すべき額(E)	314,478	179,339	966,949	7,936,413
実質負担額(F)=(A)-(B)+ (C)+(D)-(E)	△394,542	△220,991	△1,103,182	△7,223,086

試験研究機関合計で収支計算表上の収支差額は△1,046,150 千円であるが、必要な調整を加えた後の収支差額(実質負担額)は△7,223,086 千円であり、みかけの 7 倍以上となっている。収支の実態を把握することは、試験研究機関の運営のために県、ひいては県民が負担している金額を知るといふ意味において極めて重要である。県および各試験研究機関は収支実態を把握の上、情報を開示することが望まれる。

C. 保健環境センター

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

昭和 22 年	細菌検査所と衛生試験室が合併し、衛生検査所として発足
昭和 24 年	仙台市跡付丁に新築移転し衛生研究所と改称
昭和 26 年	市内の大火(二日町大火)により類焼
昭和 27 年	仙台市覚性院丁(現在 青葉区八幡二丁目)に新築移転
昭和 47 年	現在地に新築移転、総合衛生センター新設
昭和 53 年	宮城県沖地震により甚大な被害を受ける
昭和 57 年	総合衛生センター、衛生研究所及び公害技術センターを統合し保健環境センター発足
昭和 62 年	分庁舎(微生物棟)新築
平成 2 年	環境情報センターを設置
平成 11 年	特定化学物質検査棟新築
平成 12 年	試験検査部及び古川支所を新たに設置
平成 18 年	機構改革により、試験検査部及び古川支所を廃止し、微生物部及び生活化学部に統合
平成 20 年	機構改革により、事務局と企画情報部が企画総務部に統合
平成 21 年	機構改革により、水環境部と環境化学部が水環境部に統合
平成 23 年	東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受ける
平成 27 年	東北地方太平洋沖地震により被災した庁舎を新築し移転

2. 機関の概要

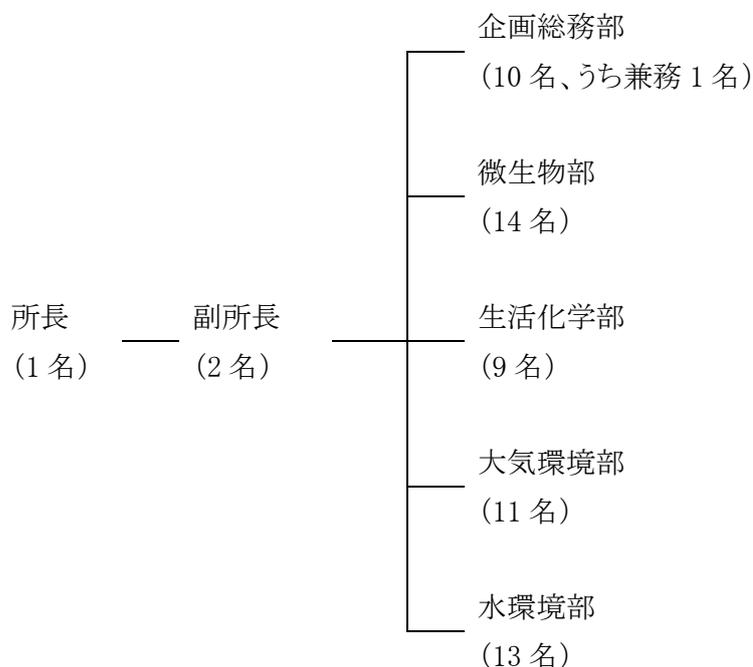
項目	内容
名称	保健環境センター
主務課	環境生活部 環境対策課
設置年月日	昭和 47 年4月1日
概要	県民の健康と生活環境を守るための保健環境分野における科学的中核施設として、試験検査、調査研究、研修指導及び関係情報の収集・解析・提供を行っている。

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
保健環境センター	仙台市宮城野区幸町四丁目7-2	<p>【企画総務部】 各部事務の総合調整、庶務、会計事務全般 調査研究等の総合的な企画・調整、保健及び 環境情報の収集・解析</p> <p>【微生物部】 感染症の原因追求や発生防止を目的とする検 査・調査研究</p> <p>【生活化学部】 食品・家庭用品・医薬品等の理化学的な試験 検査、調査研究</p> <p>【大気環境部】 大気汚染の常時監視と測定調査、騒音・振動 や悪臭の測定及び調査研究</p> <p>【水環境部】 河川・湖沼・海域・地下水・土壌・底質・工場排 水等の分析及び調査研究、水道水質、廃棄 物、ダイオキシン類等の微量化学物質の調査 研究</p>

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

59 人(内再任用 9 人) 内訳:事務職 7 人、技術職 52 人

5. 主な試験研究課題

- 宮城県の動物由来感染症の発生要因に関する疫学的研究
- 宮城県における微小粒子状物質の成分分析調査
- 新幹線鉄道における低周波音調査
- 宮城県内におけるマダニの病原体保有状況調査
- アイスクリーム類の細菌汚染調査
- 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)に含まれる指定薬物等の流通実態調査
- 宮城県内に流通する魚介類加工品のヒスタミン汚染実態調査
- 閉鎖性海域における貧酸素水塊発生状況の把握

6. 特色ある試験研究分野

- 環境・食品衛生・下水道・水産及び感染症に係るノロウイルスの総括的研究
- 県内の大気汚染物質の分析調査
- 食品中における不揮発性アミン類の迅速分析

- 閉鎖性水域における水環境状況調査

7. 今後重視すべき試験研究分野

- 感染症・食中毒検査の迅速診断に関する研究
- 微小粒子状物質の発生源解明に関する研究
- 食品中における汚染化学物質の研究
- 公共用水域における微量化学物質に関する研究

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- なし

(2) 大学との連携

- 東北大学

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 県内公設試験研究機関と共に、業際研究会を開催

(4) 国、他県の研究機関との連携

- 国立環境研究所、国立保健医療科学院、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所

9. 研究成果、指導状況(平成 26 年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

なし

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 全国・国際学会・学会支部等 5 回

(3) 技術講習会等の開催状況

- 薬毒物スクリーニング LC/MS/MS ワークショップ、騒音・振動・悪臭担当者研修会、公害担当研修会 他に、講師等派遣が 18 回

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- 保健環境センター年報(年1回)

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
使用料及び手数料				
使用料	7	7	7	-
手数料	1,249	1,197	1,228	31
財産収入				
財産売払収入	97	105	30	△75
諸収入				
雑入	1,784	1,394	2,619	1,225
収入計(A)	3,137	2,704	3,885	1,181
総務費				
総務管理費	16	31	43	12
生活環境費	1,542	1,617	1,839	222
衛生費				
公衆衛生費	10,122	9,885	10,095	210
環境衛生費	43,373	45,267	48,247	2,980
公害対策費	26,689	27,260	28,312	1,052
保健所費	1,498	3,895	1,947	△1,948
医薬費	50,274	48,966	54,028	5,062
農林水産業費				
水産業費	2,425	2,413	-	△2,413
災害復旧費				
災害復旧費	1,942	352	① 103,015	102,663
支出計(B)	137,881	139,686	247,526	107,840
収支差額(C)=(A)-(B)	△134,744	△136,982	△243,641	△106,659
県庁の収入のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
災害復旧費国庫補助金	19,542	3,177	216,679	213,502
環境衛生施設等設備整備費	15,000	-	-	-
収入調整計(D)	34,542	3,177	216,679	213,502

県庁の支出のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
人件費	451,180	426,297	428,951	2,654
委託料	71,131	29,657	93,066	63,409
備品購入費	106,197	9,996	211,697	201,701
工事請負費	96,821	194,669	② 2,474,518	2,279,849
支出調整計(E)	725,329	660,619	3,208,232	2,547,613
実質負担額(C)+(D)-(E)	△825,532	△794,424	△3,235,194	△2,440,770

(主な増減内容)

- ① 新庁舎における備品購入による増加である。
- ② 新庁舎の建設代金である。

【監査の結果と意見】

1. 環境情報センターの利用促進施策(意見)

環境情報センター(以下、「情報センター」という。)は、環境情報を積極的に提供するとともに、環境教育や環境学習を支援することにより、地域の環境保全活動の活性化を図るために、当研究機関の庁舎内に設置されたものである(宮城県環境情報センター運営管理要綱(以下、「要綱」という。)第1、第2)。

情報センターは、県の環境情報の発信拠点として、また、学校教育における環境教育の充実、環境保全に関する活動を行うNPO等との協働取組推進の活動の場等として、次の業務を行うこととなっている(要綱第3)。

- (1) 環境に関する資料の収集、保管、展示及び利用者への閲覧・貸出し等に関すること。
- (2) 環境に関する教育等の推進、知識の普及に関すること。
- (3) 環境に関する情報の収集、管理及び発信に関すること。
- (4) 環境NPO等との連携や協働及び関係機関等との調整に関すること。
- (5) 環境保全活動に関わる人材の育成に関すること。

情報センターはこのような目的で業務を行っていたが、平成23年3月の東日本大震災で当研究機関の庁舎が被災し、平成27年3月に新庁舎が竣工するまでの4年間は、業務を休止せざるを得ない状況であった。その後、国からの交付金によって、新庁舎が完成したときに新庁舎に再度設置され、平成27年4月より業務を再開している状況にある。

建物が当研究機関庁舎と一体になっているので情報センター設置のために要した建設代金は不明であるが、全額が国からの交付金が財源となっている。平成27年度の運営費予算は受付業務の臨時職員の人件費1,868千円、消耗品費等817千円、合計で2,685千円となっている。この他、当研究機関の企画総務部担当者1名が情報センターの業務を担当しているが、担当者によると情報センターに関する業務の割合は約3割とのことであり、1,200千円程度の職員人件費を要している。

平成27年度の情報センターの利用目標と平成27年8月までの利用実績、利用実績を年換算した年間予想人数、目標との差の人数は以下のようにになっている。

No.	業務内容	利用目標 来館者数	H27.8 ま での実績	年換算	目標との 差	目標達成 率
1	施設展示の来館者数 (No.2 以降を除く)	150	446	669	519	446%
2	小中学生を対象とした環 境展示見学案内	180	97	146	△ 35	81%
3	環境啓発パネル・図書・D VD等の貸出	300	38	57	△ 243	19%
4	環境啓発セミナー・ワーク ショップの開催	180	51	77	△ 104	43%
5	環境NPO等の活動の場 の提供	50	0	0	△ 50	0%
	合計	860	632	948	88	110%

こうして見ると、No.1 施設展示の来館者数は目標を達成しているものの、当研究機関新庁舎が平成 27 年 4 月に完成して間もなく、当研究機関への来館者数が再開した情報センターに立ち寄っているケースが多く含まれており、このような来館者数は今後減少していくものと予想される。また、目標達成とはいえ、1 日当たりでは 4 名という低水準である。

それ以外では、No.2 小中学生を対象とした環境展示見学案内を除き、いずれも目標達成率は著しく低く、特に No.5 環境NPO等の活動の場の提供は実績ゼロという状況となっている。

担当者によると、平成 27 年度は小学校に学校行事としての来館を呼び掛けしたが、学校行事年間計画立案時期に間に合わなかったが、平成 28 年度は学校行事としての来館者数の増加が見込まれるとのことである。

以上のように総じて情報センターの利用状況は低迷している。建設の財源は 100% 国であるとはいえ、今後は年間 4,000 千円程度の実質的な運営費を県民が負担することになり、「環境情報を積極的に提供するとともに、環境教育や環境学習を支援することにより、地域の環境保全活動の活性化を図る」という設置目的を達成するために、情報センターが最大限有効活用されるように、より積極的な利用促進施策を講じていくことが望まれる。

2. 衛生試験の廃止の検討(意見)

「衛生試験手数料条例」(以下、「試験条例」という。)では衛生試験 26 項目の種類および試験手数料等を規定し、「衛生試験手数料条例第 2 条の規定による手数料の額」(以下、「条例補足」という。)で試験条例に定めのない衛生試験 31 項目の種類および試験手数料等を規定している。これら計 57 項目の衛生試験のうち、平成 26 年度に依頼を受けた実績は以下の 2

項目のみである。

試験の種類	件数(件)	単価(千円)	収入(千円)
無菌試験－細菌学的検査	15	3.7	56
環境衛生試験－その他の水質検査－その他	22	53.3	1,173
		合計	1,228

以前は衛生試験を実施する民間検査機関等がほとんどなく、県内では当研究機関が多くを実施していたため、多くの種類の試験が条例で定められている。しかし、徐々に民間でも試験を受託して実施するようになり、民間よりも手数料が高い当研究機関への依頼は激減したとのことである。

現在も当研究機関に依頼のある上記2種類の試験のうち、無菌試験は昭和47年の厚生省の通知により地方衛生研究所(当研究機関)に検査依頼することが義務付けられていたため、日本赤十字社が当研究機関に試験を依頼していたものであるが、平成27年1月の通知改正で検査義務自体が廃止となったため、平成27年度以降は依頼を受けることは見込めない状況となっている。

残る環境衛生試験は平成8年の厚生省の通知により水道事業管理者が試験を実施するよう示されたものである。この試験は、当初、県の事業として調査を開始し、平成14年度からは水道事業者が試験を実施することとしたが、当時は民間検査機関の受託先が無かったことから当研究機関が依頼検査を実施した。その後、徐々に民間検査機関も実施するようになり、手数料は民間の方が安いものの、当研究機関の方が検査結果が出るのが早い等の理由で一部の水道事業管理者が当研究機関に現在も試験を依頼しているものである。ただし、平成26年度の収入1,173千円に対して実費は1,325千円と152千円の支出超過となっている(減価償却費を含めれば実質的な支出超過はもっと多額である)。

このようにごく一部の試験のみ、かつ、特定の依頼主のみから依頼を受けるような現状であることから、当研究機関ではホームページ等に試験の手数を掲載していないばかりか、試験を行っていることすら掲載しておらず、試験の依頼を受けることに積極的な姿勢ではない。

また、条例で手数料を定めているため、数年毎に各検査項目の実費を積算し、手数料の改定が必要かどうかを検討しており、その業務が発生している。

さらに、条例で定められた試験の全てについて依頼を受けたときに直ぐに実施できるような設備等の体制は整えていないため、依頼を受けても直ちには実施できない試験もあり、依頼があれば民間の試験を紹介し、それでも当研究機関に依頼するということであれば、条例で定められているので当研究機関には実施する義務があり、準備期間をもらい、設備の購入等をした上で実施しなければならなくなる。

以上のように、①57項目の試験中今後依頼が見込まれるのは1項目のみで、その試験も民間で実施しているので当研究機関が当該試験を廃止しても影響は限定的であること、②数年

毎に手数料改定の検討の業務が発生していること、③設備等を整備していない試験の依頼を受けると設備等を購入して試験を実施しなければならない義務が生じていること、に鑑みて、条例の廃止または大幅見直しを検討することが望ましい。

なお、県は平成27年度において、条例の大幅見直しを行い、平成28年2月の県議会に改正条例(案)を提出しているとのことである。

3. 基本計画と年度計画の策定と公表(意見)

当研究機関は試験研究機関として今後実施していく研究活動等の概要をまとめた基本計画を策定していない。また、各部毎に年間スケジュール表を策定しているものの、平成26年度の年度計画は策定していない。スケジュール表は基本的には行政検査に関するもので、調査研究は殆ど記載されていない。一部の調査研究は内部評価(事前評価)目的で策定している計画資料があるが、全ての調査研究について策定されているものではない。

事業を計画的・組織的に実施していることを明確にするため、基本計画を策定するとともに、年度毎に実施予定の事業(行政検査、調査研究、論文発表等)を体系的に取りまとめた年度計画を策定して当研究機関内で承認手続を行った上で、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。

4. 外部評価の実施(結果)

保健環境センター評価委員会条例(以下、「条例」という。)第1条に「知事の諮問に応じ、宮城県保健環境センターの試験研究業務及び運営について知事が自ら行う評価に関し調査審議するため、宮城県保健環境センター評価委員会を置く。」と規定されており、当研究機関が行う内部評価の結果を調査審議する外部評価委員会の設置が条例で義務付けられている。

また、「宮城県保健環境センターの評価実施要綱」(以下、「要綱」という。)第1条に「この要綱は、宮城県保健環境センター(以下「センター」という。)に対する県民の理解をより深めるとともに、センターの試験研究を効率的・効果的に進めるために、保健環境センター評価委員会条例第一条の知事が自ら行う評価及びセンターにおいて実施する評価制度に関し、必要な事項を定めるものとする。」と規定されており、条例に基づいて当研究機関が行う内部評価についての必要事項が定められている。

当研究機関では、平成23年3月に発生した東日本大震災で庁舎が被災し、平成27年3月に新庁舎が竣工するまでの4年間は、他の県施設の一部を間借りして3か所に分かれて業務を行っていたが、設備が十分に整っていない等の制約によって業務の一部が実施不可能となっていたことや業務が多忙であったこと等を理由として、大震災後は内部評価を実施しているものの、外部評価は未実施となっている。このような外部評価が未実施となっている事情は理解できるものの、結果的には条例に違反した状態となっている。

要綱第1条に規定のとおり、県民の理解を深めるとともに、試験研究を効率的・効果的に進

めるために、外部評価は極めて重要なプロセスであり、例えば一部を簡便的に実施する、評価対象業務を絞り込むなど、負担を軽減する工夫を図ること等により、実施した業務の外部評価は実施すべきである。

なお、当研究機関によると、平成 27 年度は外部評価を再開する予定とのことである。

5. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見)

産業技術総合センター「原稿料、講演料の受取辞退」参照(P55)。

(当研究機関においても、若干ではあるが同様のケースがあるとのことである。)

6. 書面による再委託の承認(結果)

委託業務	平成 26 年度 特定化学物質検査棟設備保守管理業務
委託期間	平成 26 年 3 月 31 日午後 5 時から平成 27 年 3 月 31 日午後 5 時まで
委託業者	A社
委託額	4,044 千円
委託業務内容	空調関連機器に係る定期点検、総合試運転、点検調整及び消耗品類等交換

委託業者は、上記委託業務内容のうち、空調関連機器に係る定期点検の一部を他の業者に再委託している。

業務委託契約書の第 5 条には「受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない」と定められている。業務委託契約書に再委託等禁止の条文が盛り込まれているのは、委託業者が手数料を取って他の業者に再委託することを防止するという趣旨に基づくものである。当該趣旨に照らし、業務の一部を他の業者に請け負わせていることは妥当ではない。また、当研究機関は、委託業者が業務の一部を他の業者に請け負わせていることに対し、口頭による承認は行っているものの、書面による承諾を行っておらず、契約に違反している。

再委託等が行われないように委託の項目を整理する、または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業者に対し書面により承諾を行う必要がある。

7. 自動販売機設置業者の公募選定の実施(結果)

県が清涼飲料類等の自動販売機(以下「自動販売機」という)設置に係る必要な事項を定めた「自動販売機設置手続き事務取扱要領」の第 2 行政財産への設置 1 貸付の原則と例外的な取扱い (1)貸付けの原則 によれば「財産管理者は、管理する行政財産に新たに自動販売機の設置を認める場合及び既に自動販売機を設置しており、使用許可期間又は貸付期間終了後も継続してその場所に自動販売機を設置させようとする場合は、原則として公募を

行い、一般競争入札により設置事業者を決定し、行政財産の貸付けにより設置を行うこととする」とされている。また、同要領の第 2 行政財産への設置 1 貸付の原則と例外的な取扱い (2) 例外的な取扱い によれば「自動販売機の設置に当たり、次のような理由がある場合は、当分の間、目的外使用許可により対応することができる。イ 廃止が予定されている施設に設置している場合。ただし、施設の廃止までの期間が 3 年以上ある場合はこの限りではない。ロ 指定管理者に自動販売機の管理運営等を任せている場合 ハ 法令等により売店等の設置について配慮することが求められる団体が設置している場合(福祉団体等) ホ 食堂・売店等の運営者に対し、それらの使用許可と一体的に許可している場合 ヘ その他特別な理由がある場合」とされている。当研究機関は、平成 26 年度に 1 台の自動販売機をB連合会に対し、公募を実施せず無償で設置させている。なお、当研究機関は同団体が当該自動販売機によりどの程度の売上や利益を上げているかは把握していない。

職員・利用者の利便性向上のためかつて当研究機関から同団体に対し設置を要請したという経緯や、公募制導入以前から同団体に設置を許可していた事情を勘案し、公募を実施せず、無償で設置させているが、当該取扱いは原則として公募によるという自動販売機設置手続き事務取扱要領に違反するものである。また、決裁文書を閲覧したところ、本件が公募を必要としない要件として定められた上記イからへのいずれに該当するか、明確となっていない。同団体が当該自動販売機設置によりどの程度の売上や利益を上げているかは不明であるが、無償で自動販売機を設置させている現状は、同団体に対する実質的な隠れ補助金と言わざるを得ず、妥当ではない。

自動販売機設置に当たっては、原則どおり、公募を行う必要がある。

8. 環境情報センターにおける図書等の貸出

(1) 規程の早期制定(結果)

情報センターでは環境関連の図書、DVD等の閲覧・視聴と貸出を行っているが、宮城県環境情報センター運営管理要綱には貸出に関する事務的取扱いは規定されていない。同要綱第 8 では、「この要綱に定めるもののほか、情報センターの運営等に関し必要な事項は、別に定める。」と規定されており、宮城県環境情報センター管理運営内規があるが、この内規は平成 12 年に制定されたもので、施設利用にあたり利用者カードの交付を義務付けるなど、現状の運用実態とは整合していないものとなっている。このため、当研究機関では環境情報センター管理規程の案を作成して、この案に従った運営をしているが、この案は未だ当研究機関内の所定の承認手続を経していない状況となっている。

速やかに管理規程の承認手続を行い、管理規程を正式に制定する必要がある。

(2) 貸出期間の順守(結果)

図書・DVDの貸出は外部の利用者よりも当研究機関内部での貸出のケースが多い。貸出期間は上記管理運営内規では 7 日以内、管理規程案では 14 日以内と定められているが、内

部貸出では貸出期間が長期化しているものもあり、中には1年を超えているものもある。

貸出期間中は他の利用者に貸し出すことができなくなるので、規定どおりの貸出期間を順守させるとともに、返却遅延となっているケースについては返却を督促すべきである。

(3) 貸出対象物品のホームページへの掲載漏れ(結果)

情報センターではセンター内での利用や一部貸出も可能な環境学習用資機材の一覧をホームページに掲載して、利用促進を図っているが、資機材のうち、風力発電キット(風力により発電した電気でLEDを点灯させることができ、風力エネルギーについて学べるミニ風力発電キット)、温暖化学習機材、がれき処理関連のDVD等はホームページに掲載している一覧に掲載されておらず、掲載漏れとなっている。このため、利用希望者がいたとしても、利用可能であることが分からず、利用されない可能性がある状況となっている。

速やかにホームページの一覧に追加掲載して利用を促進する必要がある。

(4) 実地たな卸の実施(結果)

図書、DVD等の現品の有無を確認する実地たな卸は、担当者によると新庁舎への移転時に大まかな目視で大局的に行ったものの厳密に一品毎には行っていないとのことである。上記管理運営内規には実地たな卸の規定はなく、管理規程案では年2回実施することとなっている。

県有財産の現品管理の観点から、定期的に実地たな卸を実施する必要がある。

9. 毒劇物の危険物の管理

当研究機関は県民の健康と生活環境を守るための保健環境分野における科学的中核施設という位置付けであることから、当研究機関は多くの毒劇物を使用・保管している。これらの物は不適切に使用されると人命への影響も懸念されるという意味で、その現品管理は極めて重要である。「毒物及び劇物取締法」では、化学物質のうち毒性の強い物を毒物に指定し、これに準じて規制する必要がある物を劇物(劇性の強い物)に指定し、毒物のうち特に著しい毒性を有するものについて特定毒物に指定して必要な規制を行っている。当研究機関では平成10年10月に「毒物・劇物管理規程」および「特定毒物管理規程」を制定して、様々な規制を順守する体制を整えているところである。

(全体的事項)

(1) 毒物・劇物の管理簿の様式制定(結果)

特定毒物管理規程は使用量と残量を記録する管理簿の様式を定めているが、毒物・劇物管理規程には管理簿の様式についての規定がなく、管理している部署によって記載項目が統一されていない状況となっている。このため、使用期限欄がないといった本来記載すべき情報が記載されていないケース、あるべき残数が把握されていないケースなどが見受けられた。

毒物・劇物についても管理簿の様式を定め、必要な情報が漏れなく記載されるようにすべき

である。

(2) 実地たな卸に関する規程の制定(結果)

毒物・劇物管理規程および特定毒物管理規程には実地たな卸に関する規定がないため、部署によっては実地たな卸を行っていないケース、実地たな卸は行っているものの実地たな卸の結果把握された現品数と管理簿上のあるべき残数とを照合していないケースなどが見受けられた。

実地たな卸の実施頻度、実施責任者、実施方法、実施結果の報告などに関する規程を定め、適時・適切に実地たな卸が実施される体制を構築すべきである。

(水環境部)

(1) 実地たな卸の実施(結果)

担当者によると、平成 26 年度は実地たな卸を実施していないが、使用の都度、使用者が現品の残数も確認しているとのことである。しかし、下記「管理簿の記載誤り」に記載のとおり、管理簿の記載誤りが使用時に発見されていないケースが多数あったことから、使用時の現品確認がどの程度実施されていたかは疑問と言わざるを得ない。

実地たな卸を実施しなければ盗難・紛失や受払記録誤り等を発見することは困難である。実地たな卸は極めて重要な作業であり、必ず実施する必要がある。

(2) 管理簿の記載誤り(結果)

平成 27 年 9 月 11 日の監査日現在、劇物であるトルエン(DXN分析用)は管理簿上 10 本となっているが、現品を確認したところ 9 本しかなかった。管理簿上の残数と現品数との差異の原因調査を依頼したところ、平成 27 年 7 月 27 日のトルエン(DXN分析用)の使用 1 本を別のトルエン(残農 300)の方に誤って記載していたことが判明した。管理簿は正確に記載する必要がある。

なお、トルエン(DXN分析用)とトルエン(残農 300)は払出記録を誤った日以降、監査日までの間に何度も使用されており、上記「実地たな卸の実施」で「使用の都度、使用者が現品の残数も確認していた」のであれば、その後の使用時の残数確認でこの記載誤りは発見されていたはずである。使用時の現品確認がどの程度実施されていたか疑問と言わざるを得ない。

(3) 特定毒物の管理簿に関する様式の順守(結果)

特定毒物の管理簿の様式は特定毒物管理規程で定められているが、当部が実際に使用している管理簿は規程の様式と違い、保管場所や保管方法等の記載欄がないため、これらの情報が記載されていない。

様式は必要となる情報を漏れなく記載するために規程において定めているものである。規程を順守し所定の様式を用いるべきである。

(4) 劇物のあるべき残数の把握(結果)

当部が本部棟の劇物について使用している管理簿は、以下のように全ての試薬を1つの管理簿に使用順に手書きで記載していく方式となっている。

月日	試薬名と規格	受入 (購入)	払出 (開封)	使い 切り	未開 封残	開封 残	使用者名

例えば平成 27 年 8 月分は以下のように記載されている。

月日	試薬名と規格	受入 (購入)	払出 (開封)	使い 切り	未開 封残	開封 残	使用者名
8/4	メタノール 5000		1	1	1	1	A
	ギ酸		1A	1A	3A	0	B
8/6	(i+2)硫酸 500ml		2				C
	和光硝酸銀 500g		1				C
	メタノール 5000		1	1	0	1	A

このように全試薬が 1 つの管理簿に使用日順に記載されるので異なる試薬が混在し、例えば 8 月 6 日にメタノール 5000 を使用した A 氏は 4 行上の 8/4 のメタノール 5000 直近使用時の未開封残と開封残から 8/6 の使用数量を差し引いて未開封残と開封残を計算して記載しなければならない。使用頻度の少ない試薬の場合は管理簿のページを跨いで遡り、同一試薬の直近使用時の残数を探さなければならない状況となっている。その上、例えば同一の試薬を「アセトニトリル(LCMS 用)」「アセトニトリル Plus」と記載するなど、書き方が担当者によって異なっているケースがあることも分かりにくい要因となっている。

以上のように非常に分かりにくい様式となっているため、担当者によると、残数は上記のように計算したあるべき残数でなく、実際にある現品の残数を記載しているケースも多いとのことである。また、修正印なしの手書き修正も散見されている。さらに、8/6 の使用者 C 氏のように、払出数量のみを記載し、残数を記載していない事例も見受けられる。

現状ではあるべき残数が把握できておらず、盗難等があっても判然としない状況となっている。管理簿は試薬毎に作成すること等により、残数を明確に把握できる体制を整備する必要がある。

(5)使用見込みのない毒劇物の早期廃棄(意見)

当部では期限切れで現在では全く使用していない、今後も使用予定のない特定毒物、毒物を多数保管している。担当者によると、ある程度の量をまとめて廃棄した方が廃棄費用が安いので一定量に達するまで廃棄せずに保管しているとのことである。しかし、毒劇物は保管していること自体が盗難・紛失等による不正使用リスクを抱えるものであり、使用予定のないものは早期の廃棄を検討することが望ましい。

(大気環境部)

(1)不必要な毒劇物の購入(結果)

在庫が未だ十分あるにもかかわらず追加購入しているものについて担当者に購入理由を質問したところ、以下のものは予算に余裕があり、いずれ使用するものなので購入したもので、在庫量を確認しないままに購入したとのことであった。

種類	品名	購入日	数量	金額
毒物	ふっ化水素酸	H26.3.24	2本	42千円
劇物	過酸化水素水(高純度)	H18.3.31	2本	31千円
劇物	過酸化水素水(高純度)	H20.3.4	1本	15千円
劇物	過酸化水素水(高純度)	H24.7.17	3本	46千円
			合計	134千円

県の予算は厳しい状況にあり、在庫が十分にあり購入する必要のないものを追加購入することは予算消化目的との誹りを受けかねず、厳に慎むべきである。

(2)毒物のあるべき残数の把握(結果)

当部では、毒物を使用した時点では管理簿に記録しておらず、1ヶ月毎の実地たな卸時に現品数を残数として記録し、前月実地たな卸時の残数から当月実地たな卸時の残数を差引いた減少量を使用量として記録している。このため、実際の使用日、使用者、使用量、あるべき残数が把握できておらず、紛失・盗難等があっても判然としない状況となっている。

使用の都度、管理簿に記録し、使用日、使用者、使用量、あるべき残数を把握する必要がある。

(生活化学部)

(1)実地たな卸により把握した現品数と管理簿上の残数の照合(結果)

当部では年に数回、実地たな卸を実施して現品数を把握しているが、管理簿上のあるべき残数と照合していない。実地たな卸を実施しても、現品数とあるべき残数を照合しなければ盗難・紛失や受払記録誤り等を発見することは困難となる。

現品数とあるべき残数の照合は極めて重要な作業であり、必ず実施する必要がある。

(2)使用見込みのない毒劇物の早期廃棄(意見)

当部では期限切れで現在では全く使用していない、今後も使用予定のない毒劇物を多数保管している。担当者によると、廃棄の予算がとれないので廃棄せずに保管しているとのことであるが、毒劇物は保管していること自体が盗難・紛失等による不正使用リスクを抱えるものであり、使用予定のないものは早期の廃棄を検討することが望ましい。

(微生物部)

(1)危険な病原体の複数名での取扱いの必要性(結果)

当部では、ジフテリア菌、結核菌、炭疽菌など感染症を引起こす危険な病原体を使用・保管している。ジフテリア菌と結核菌は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)において二種病原体等(国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある病原体等)に指定されているものである。炭疽菌は四種病原体等(国民の健康に影響を与えるおそれがある病原体等)であるが、平成 11 年に発生したアメリカ同時多発テロ直後に起きた炭疽菌事件(5 人死亡、17 名負傷)に利用された生物兵器の 1 つに数えられるものである。

平成 19 年 6 月に施行された感染症法に基づいて、当部では平成 20 年 6 月に「宮城県保健環境センター感染症発生予防規程」(以下、「感染症規程」という。)を制定しており、危険な病原体については、高度安全実験室で特別に厳重管理している。入室できる者、施錠管理されている病原体保管庫の鍵を貸与される者は、数名の担当者限定され、精神疾患等、不適当な者は除外されているとのことである。

しかし、入室および入室後の病原体の取扱いは 1 名で行っているため相互牽制機能はなく、不正に持ち出すことは物理的には可能な状況になっている。担当者によると、取扱い頻度はそれほど多くはないので複数名での取扱いを義務化しても業務への負担はそれほど大きくないとのことである。万が一、病原体が不正に使用されたときのリスクの大きさおよび業務への負担がそれほど大きくないことに鑑みて、複数名での取扱いを義務化すべきである。

なお、現場での監査指摘後、速やかに複数名での取扱いに改善したとのことである。

(2)危険な病原体の実地たな卸の実施(結果)

上述のように病原体は厳重に現物管理しているものの、感染症法および感染症規程には実地たな卸の直接的な規定はなく、実地たな卸は実施していない。

現品管理を適切に行う一環として、実地たな卸の実施頻度、実施責任者、実施方法、実施結果の報告などに関する規定を定めるとともに、実地たな卸を実施すべきである。

10. 電子記録媒体(USB メモリ)管理台帳の作成(結果)

当研究機関では、使用している電子記録媒体(USB メモリ)について管理規程を定めておらず、また、独自に管理台帳の様式を定めてはいるものの、管理台帳を閲覧したところ、平成 26 年度以前は管理台帳への記載が行われていなかった。

県の情報セキュリティ対策基準において、「所属長は、情報資産の重要性分類、保管場所、複製の有無、暗号化の有無、保存期間等を記録した台帳による情報資産の管理に努めなければならない」旨規定されており、また、情報セキュリティの観点からも台帳管理は重要である。規程を作成したうえで台帳による管理を行うべきである。

なお、平成 27 年 8 月以降は管理台帳への記載が実施されている。

D. 環境放射線監視センター

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

昭和 56 年	県原子力センターとして女川町内に広報施設を併設して開所(モニタリングステーション 6 局、Ge 半導体検出器 2 台ほか)
昭和 59 年	東北電力(株)女川原子力発電所 1 号機営業運転開始
平成 23 年	東日本大震災により原子力センター、原子力防災対策センター、飯子浜局、鮫浦局、谷川局、小積局ほか壊滅
平成 23 年	原子力センターを県庁に移設し、環境放射線監視業務を継続
平成 24 年	Ge 半導体検出器を旧消防学校に設置し、放射能の測定を再開
平成 24 年	原子力センターを旧消防学校に移設
平成 27 年	環境放射線監視センターとして新築し、本稼働

2. 機関の概要

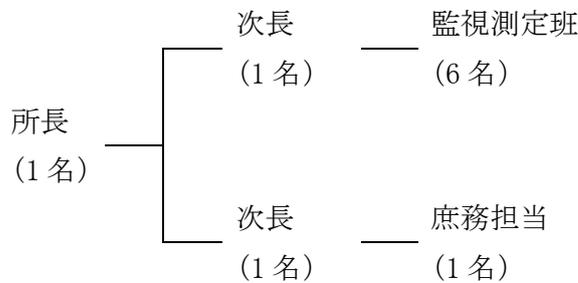
項目	内容
名称	環境放射線監視センター
主務課	環境生活部原子力安全対策課
設置年月日	平成 27 年 4 月 1 日(昭和 56 年 4 月 1 日)
概要	女川原子力発電所周辺地域その他必要な地域における環境放射能・放射線の監視測定、及び解析を行う。

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
環境放射線監視センター	仙台市宮城野区幸町 4-7-1-2	<ol style="list-style-type: none"> 1 女川原子力発電所周辺地域において環境放射線の監視及び環境放射能の測定に加え、それらの解析に係る調査研究を行う。 2 県内における環境放射能・放射線の水準を把握するため、国から環境放射能水準調査事業を受託し、当該事業を実施する。 3 原子力発電所周辺における緊急時安全対策(緊急時モニタリング)を行う。 4 東京電力(株)福島第一原子力発電所の影響調査のため環境放射線の連続測定を行う。

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数（平成 26 年4月1日現在）

10 人(内技術職 7 人)

5. 主な試験研究課題

- 東京電力(株)福島第一原発事故による宮城県に対する放射能及びそれに由来する放射線の影響
- 環境放射線、放射能の挙動解明

6. 特色ある試験研究分野

- 環境放射能・放射線の測定調査を専門に行う県内唯一の公的機関であり、放射能・放射線測定分析技術の進歩に対応できるよう技術レベルの向上に努めている。
- 女川原子力発電所周辺地域の環境放射能・放射線の監視測定に当たって、その変動要因を可能な限り明確に説明できるように様々な角度から調査研究を行っている。震災後、仮設庁舎において原子力センター等の復旧に当たりながら、県内における福島第一原発事故の影響を取りまとめている。

7. 今後重視すべき試験研究分野

- 空間ガンマ線線量率の変動原因に関する調査・研究
- 環境試料中の人工放射性核種に関する調査・研究

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- なし

(2) 大学との連携

- 環境放射能監視検討会の委員である学識経験者を通じて技術的な交流を実施

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 県内公設試験研究機関との意見交換

(4) 国、他県の研究機関との連携

- 国または他県の放射能調査機関との研究交流
- 放射能調査機関連絡協議会(原子力施設立地+隣接道府県で構成)への参加
- (財)日本分析センター主催の専門研修への参加、測定結果のクロスチェック実施
- (財)原子力安全技術センターとのモニタリング情報共有システムに係るデータ共有

9. 研究成果、指導状況(平成 26 年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

なし

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 全国、国際学会:なし
- 公的機関等研究発表会:なし

(3) 技術講習会等の開催状況

- 講演会:なし
- 研修・指導:原子力防災訓練におけるモニタリング要員への技術講習
- 講師派遣:日本分析センター主催環境放射能分析研修「環境放射能調査概論」コース

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- 原子力センター年報(年1回)

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
財産収入				
財産運用収入	2	2	23	21
諸収入				
雑入	409	7	1	△6
収入計(A)	411	9	24	15
総務費				
総務管理費	4	7	3	△4
生活環境費	85,480	108,318	① 131,310	22,992
衛生費				
環境衛生費	10	65	91	26
労働費				
雇用対策費	3,306	2,727	2,997	270
災害復旧費				
災害復旧費	3,822	—	17,816	17,816
支出計(B)	92,622	111,117	152,217	41,100
収支差額(C)=(A)-(B)	△92,211	△111,108	△152,193	△41,085
県庁の収入のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
放射線監視費交付金	238,921	15,173	68,382	53,209
緊急時安全対策費交付金	3,801	—	—	—
放射線監視施設整備交付金	—	—	②1,256,975	1,256,975
放射能測定調査費	—	—	7,916	7,916
収入調整計(D)	242,722	15,173	1,333,273	1,318,100
県庁の支出のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
人件費	74,491	67,520	84,802	17,282
備品購入費	121,138	15,173	187,703	172,530
委託料	122,372	1,411	131,754	130,343
工事請負費	16,585	—	②1,015,268	1,015,268
支出調整計(E)	334,586	84,104	1,419,527	1,335,423
実質負担額(C)+(D)-(E)	△184,075	△180,039	△238,447	△58,408

(主な増減内容)

- ① 東日本大震災後に購入した測定機器の無償メンテナンス期間(1年間)が終了し、メンテナンス費用が増加傾向にある。
- ② 新庁舎の建設代金である。

【監査の結果と意見】

1. 積極的な調査研究業務の実施(意見)

平成 23 年 3 月の東日本大震災による津波によって当研究機関の庁舎は全壊という大きな被害を受け、平成 27 年 3 月に新庁舎が竣工するまでの 4 年間は、他の県施設の一部を間借りして調査研究業務を実施していた。しかし、震災後は設備の制約、庁舎新設後は稼働初期の施設管理業務等に追われて、優先度の高い環境放射能・放射線の監視測定業務を主として行い、調査研究業務は思うようにできていない状況にあった。

例えば、女川原発の影響を把握するためには、福島原発事故の影響を除いて評価する必要があるが、当該原発事故の影響を正確に評価することは難しいとのことである。試験研究機関として設置されているのも、このような研究を行うことが期待されてのことである。今後重視すべき研究テーマとして、空間ガンマ線線量率の変動原因に関する調査研究や環境試料中の人工放射性核種に関する調査研究を掲げている。行政組織規則でも、環境放射線等の解析研究、環境放射線等の測定方法に係る調査研究が所掌事務として掲げられている。

人的にも物的にも大変な制約の中で職員の方々が日々の業務に取り組んでいるところであるが、一日も早く調査研究業務も震災前の水準で実施できるような体制を整備することが望まれる。

なお、一定程度の調査研究ができるようになったときには、現在行われていない調査研究に関する当研究機関内での内部評価、有識者による外部評価を実施することが望ましい。

2. 基本計画、年度計画の策定・公表(意見)

当研究機関は試験研究機関として今後実施していく研究活動等の概要をまとめた基本計画、基本計画に基づいて年度毎に実施する具体的な年度計画を策定していない。県、市町、東北電力で策定した「女川原子力発電所環境放射能及び温排水測定基本計画」、「環境放射線測定実施計画」があり、このうちの一部を当研究機関が実施しているが、これは当研究機関として策定した計画ではない。また、この計画に記載された活動が当研究機関の全ての活動ではなく、この基本計画には記載されていない研究活動や研修活動も行っている。(さらに、実施計画は平成 21 年 6 月が最終改定で、その後更新されていないため、東日本大震災により全壊した 4MS が記載されており、この代替として設置した 5MP は記載されていない。同様に、震災・津波の影響で検査対象がなくなり実施していない精米、大根(一部の地点)、カキ(一部の地点)の検査が記載されている。)

事業を計画的・組織的に実施していることを明確にするため、当研究機関としての全ての活動を体系的に取りまとめた基本計画と年度毎に実施予定の事業を取りまとめた年度計画を策定して当研究機関内で承認手続を行った上で、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。

3. 活動実績の積極的な公表(意見)

当研究機関は平成 27 年 3 月に平成 25 年度の試験研究等の活動実績をまとめた年報を策定し、他県の同一分野の試験研究機関、大学等に配布しているが、ホームページには掲載していない。

積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。

また、収支決算額が年報に掲載されていない。収支決算額は当研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報である。このため、年報には収支決算額を掲載すべきである。

4. 当研究機関の概要パンフレットの作成と公表(意見)

平成 23 年 3 月の東日本大震災の津波により女川原発と同じ女川町にあった当研究機関の旧本庁舎は全壊し、その後は旧宮城県消防学校に仮移転して業務を行っていた。平成 27 年 3 月 16 日に仙台市内に新設した現在の新庁舎に移転し、平成 27 年 4 月 1 日に宮城県原子力センターから宮城県環境放射線監視センターに名称を改称している。

平成 27 年 9 月 29 日の監査日現在、震災前の旧庁舎の施設や旧庁舎内に設置されていた広報展示室「あとみ〜る」等を紹介したパンフレットはあるが、新名称、新庁舎施設のパンフレットは草案ができていないもの、承認には至っていない。

新組織、新庁舎施設のパンフレットを速やかに作成し積極的な情報開示という観点から、ホームページを利用して広く県民に公表することが望まれる。

5. 備品の照合確認の実施(結果)

宮城県の財務規則第 144 条によれば、「物品供用者は、毎年度末に、供用する備品及び動物について、備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない」とされているが、当研究機関では、平成 26 年度は年度末の備品の照合確認を実施していないため、財務規則に違反するとともに、登録されている備品が実際に存在するか不明な状況にある。

財務規則に基づき、年度末に備品登録書等との照合確認を実施すべきである。

6. 劇物の管理に関する規程の作成(結果)

当研究機関では、ホルムアルデヒドや塩酸等の劇物を保管している。劇物は鍵のかかる薬品庫で保管されているが、劇物の管理に関する規定は存在せず、劇物の受払に関するルールは定められていない。また、受払簿も作成されていない。

「毒物及び劇物取締法」では、毒物劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じることが求められている。

法令に従った管理を徹底するために、管理体制及び管理方法に関する規程を作成すると

もに、当該規程に従った運用を行う必要がある。

なお、平成 27 年度は、規程は制定していないものの、毒劇物管理簿を作成し、受払を行う運用を行っている。

7. 劇物の実地たな卸の実施（結果）

上述のとおり、当研究機関では、劇物の管理に関する規程が存在せず、実地たな卸は実施されていない。実地たな卸が実施されていないため、仮に紛失や盗難にあった場合でも適時に発見・把握することが困難な状況にあるといわざるを得ない。

劇物の管理に関する規程に実地たな卸に関する項目を設けるとともに、その定めに従った実地たな卸を実施することが必要である。

E. 産業技術総合センター

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

昭和 43 年	仙台市太白区長町8丁目の東北大学選鉱製錬研究所の旧施設に宮城県工業技術センターを設置
昭和 44 年	機械科、金属科、化学科及び技術相談課を置く
昭和 45 年	機械金属部及び化学部を置く、第4試験棟完成(恒温恒湿棟)
昭和 46 年	建設材料試験所を吸収し化学部に建設材料試験科を置く、第3試験棟完成(高温加工開放試験室)
昭和 51 年	食品加工開放試験室完成
昭和 53 年	第2試験棟完成
昭和 54 年	第1試験棟完成
昭和 55 年	本館完成
昭和 59 年	企画情報室を設置、機械金属部を機械電子部に改め電子科を置く。化学部を再編し無機化学科及び有機化学科とする。
昭和 62 年	総務課、企画情報室(企画情報科)、開発部(開発第一科、開発第二科)および指導部(相談科、指導科、計測分析科)を置く。
平成 2 年	開発部を再編し、先端技術科、基礎技術科、醸造科、食品加工科を置く。
平成 11 年	工業技術センターを泉インダストリアルパークに移転、産業技術総合センターに改編。事務局、企画・事業推進部、機械電子情報技術部、材料開発・分析技術部、食品バイオ技術部を置く。
平成 17 年	センター内に「基盤技術高度化支援センター」を設置
平成 23 年	自動車産業支援部を置く。

2. 機関の概要

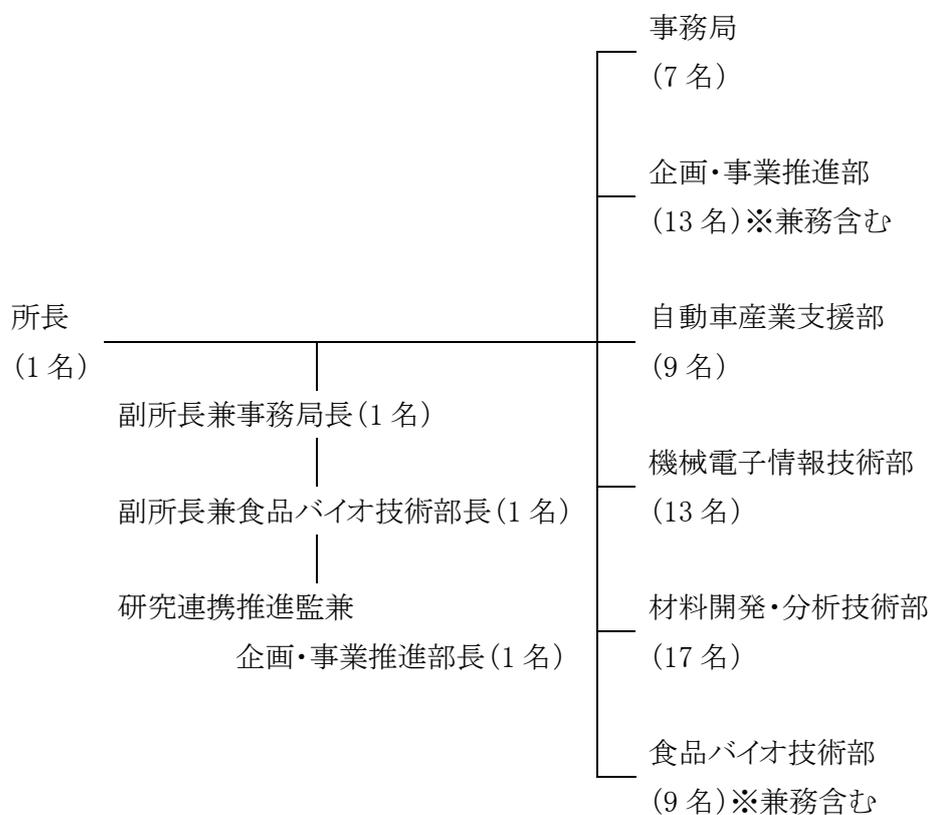
項目	内容
名称	産業技術総合センター
主務課	経済商工観光部新産業振興課
設置年月日	平成 11 年 4 月 1 日(昭和 43 年 12 月 16 日)
概要	地域企業における技術の高度化と市場性のある商品づくりを支援するとともに産学官連携のもとに新産業創出に向けた研究開発を推進し、地域産業の振興に貢献する。

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
産業技術総合センター	仙台市泉区明通2丁目2番地	試験分析事業、機器開放事業、技術的改善支援事業

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

70 人(うち研究員 62 人)

5. 主な試験研究課題

- 熱可塑性 CFRP を用いた軽量・高強度化による樹脂成形加工技術
- 難加工性材料の精密切削・研削加工技術の開発

- 宮城の新商品開発事業(味・香り評価装置活用)

6. 特色ある試験研究分野

- 製品設計(CG、3D-CAD)評価技術
- 組込みシステム技術、画像処理技術
- EMC 対策技術、電磁デバイス設計・解析技術
- MEMS/インプリント技術
- 鏡面研削加工技術、微細切削加工技術
- 機能性高分子材料製造・成形加工技術
- 味・香り評価技術

7. 今後重視すべき試験研究分野

[熱可塑性 CFRP を用いた軽量・高強度化による樹脂成形加工技術]

- 輸送機械や高度電子機械産業で注目を浴びている、軽量・高強度で、成形しやすく安価な熱可塑性 CFRP について、成形性や機能に優れた素材の開発と、県内企業が製造する部品・製品への応用を図る。

[難加工性材料の精密切削・研削加工技術の開発]

- 高機能だが難加工性のため使用が制限されている新素材の高精度・高能率加工技術を開発し、技術移転により県内企業の輸送機械や高度電子機械産業への参入促進を図る。

[宮城の新商品開発事業(味・香り評価装置活用)]

- 消費者やバイヤー向け、県産農林水産物等の味・香りに関する優位性を数値的・視覚的に訴える「味・香りの”見える化”」の技術を実現することで、商品の高付加価値化、ブランド化や市場ニーズにマッチした商品開発などに取り組み、売れるものづくりを支援する。

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- 共同研究、受託研究、実用化研究室、研修員受入れ等により企業との連携を行っている。
- 技術研究会を開催している。

(2) 大学との連携

- 東北大学を初めとする多くの大学と共同研究を実施している。
- KC みやぎのグループ(県内大学、公的支援機関、金融機関等)との連携により地域企業の技術支援を実施している。

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 県内公設試験研究機関と共に、業際研究会を開催している。
- 県内の公設試験研究機関と連携した技術開発や技術改良を行っている。

(4) 国、他県の研究機関との連携

- 国立研究開発法人産業技術総合研究所東北センターとの共同研究を実施している。
- 岩手、山形、宮城の3県によるIMY連携として、4テーマの共同研究のほか年3回の全体会議を実施している。

9. 研究成果、指導状況(平成26年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成27年4月1日現在)

特許	実用新案	意匠	登録品種	合計	備考
32(10)	—	—	—	32(10)	

()は登録前内数

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 総数:22(口頭17・論文等5)

(3) 技術講習会等の開催状況

- 技術者研修32テーマ
- 技術相談件数3,503件、試験分析40,343件、施設機器開放4,167件、技術改善支援765件
- 催事出展12会場、技術交流会8会場、企業訪問295事業所

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- 年報(年1回) 研究報告(年1回)

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
使用料及び手数料				
使用料	43,497	34,338	33,007	△1,331
手数料	17,935	16,857	16,491	△366
財産収入				
財産運用収入	-	-	128	128
財産売払収入	4,439	4,316	4,567	251
諸収入				
受託事業収入	16,705	23,571	26,218	2,647
雑入	4,125	4,841	4,554	△287
収入計(A)	86,701	83,923	84,965	1,042
総務費				
総務管理費	64	22	45	23
企画費	1,269	1,827	1,641	△186
衛生費				
衛生費	267	338	493	155
労働費				
雇用対策費	2,477	1,261	1,302	41
農林水産業費				
農業費	113	-	-	-
商工費商業費				
商業費	399	458	180	△278
工鉦業費	34,150	33,867	36,914	3,047
企業指導費	171,939	147,756	150,306	2,550
災害復旧費				
災害復旧費	9,444			
支出計(B)	220,122	185,529	190,881	5,352
収支差額(C)=(A)-(B)	△133,421	△101,606	△105,916	△4,310

県庁の収入のうち試験研究機 関に帰属すべき額				
試験分析等手数料収入	86,112	87,489	86,471	△1,018
商工費国庫補助金	38,897	25,107	-	△25,107
災害復旧費国庫補助金	53,586	-	-	-
JKA補助金	23,800	23,100	25,001	1,901
産学官連携科学技術振興費	-	-	6,286	6,286
商工費受託収入	-	-	1,702	1,702
収入調整計(D)	202,395	135,696	119,460	△16,236
県庁の支出のうち試験研究機 関に帰属すべき額				
人件費	561,507	555,615	581,220	25,605
医薬総務費	2,304	2,902	3,407	505
工業技術指導費	164,805	245,397	240,483	△4,914
中小企業振興費	-	14,172	-	△14,172
備品購入費		-	6,286	6,286
支出調整計(E)	728,616	818,086	831,396	13,310
実質負担額(C)+(D)-(E)	△659,642	△783,996	△817,852	△33,856

(主な増減内容)

重要な増減はない。

【監査の結果と意見】

1. 地方独立行政法人化の検討(意見)

総務省の統計資料によると、平成 27 年 4 月 1 日現在、市区町村等まで含めた全国の地方独立行政法人数は、大学 66、公営企業 45、試験研究機関 10、社会福祉1となっている。事例の件数としては大学や公営企業(主に病院)が圧倒的に多く、宮城県でも県立大学と県立病院は既に地方独立行政法人化(以下、「法人化」という。)している。これに比べると、まだ少数ではあるが、都道府県における試験研究機関の法人化の事例は以下のようになっている。

法人化年度	法人名	事業業種
平成 18 年度	(地独)東京都立産業技術研究センター	工業
平成 18 年度	(地独)岩手県工業技術センター	工業
平成 19 年度	(地独)鳥取県立産業技術センター	工業
平成 21 年度	(地独)青森県立産業技術センター	工業、農林、水産、食品
平成 21 年度	(地独)山口県立産業技術センター	工業
平成 22 年度	(地独)北海道立総合研究機構	工業、農林、水産、食品、 建築、環境、地質
平成 24 年度	(地独)大阪府立産業技術総合研究所	工業
平成 24 年度	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所	農林、水産、環境

試験研究機関の法人化は、民間企業や大学などの外部機関との関係が深い工業関係がメインであり、青森県、北海道、大阪府のように、農林、水産、環境関係の試験研究機関も一体となって法人化している事例もある。

宮城県と同じ東北の青森県の場合、工業、農業、水産、食品関係の4つの試験研究機関が統合されて1つの地方独立行政法人となっており、公表されている青森県の法人化に関する資料には以下のように、その基本方針、法人化のねらい、法人運営の方向性、効果の具体例が記載されている。

青森県の試験研究機関の地方独立行政法人化について

1 基本方針

工業総合研究センター、農林総合研究センター、水産総合研究センター及びふるさと食品研究センターの4部門を統合し、平成21年4月1日に一つの地方独立行政法人を設立

2 地方独立行政法人化のねらい

(1) 運営の自律性・自主性を高め、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することにより、より一層効果的な試験研究成果の早期発現を図り、本県における工業及び農林水産業の一層の振興に寄与

(2) 工業系と農林水産系の試験研究機関を一つの法人に統合することにより、両分野の連携を強化し、「攻めの農林水産業」、「あおり農工ベストミックス構想」、「あおりウェルネスランド構想」などの施策を一層推進

3 法人運営の方向性

(1) 研究成果達成に向けた業務運営の弾力化・スピード化

地方自治制度の枠組み(組織・予算等)から離れ、法人の判断で弾力的かつスピーディに成果達成に邁進

(2) 職員意識の更なる向上

成果重視型の人事管理の導入等により、業務実績に係る自己責任を明確化し、成果達成に向けた意識を高揚

(3) 各試験研究分野の連携強化

各試験研究機関を単一の法人とすることにより、これまで各分野単位でしか発揮されていなかったノウハウ、人材等を分野横断的、一体的に活用し、生産技術・付加価値の向上を追求

(4) スケールメリットを活かした業務運営の効率化

各試験研究機関を単一の法人とすることにより、管理面や執行面を中心にスケールメリットを発揮し、より効率的な業務運営を推進

< 地方独立行政法人化等による効果の具体例 >

- 議会審議を経ることなく受託研究や外部資金を随時受入れし、試験研究の即時着手による成果創出のスピードアップ
- 依頼分析等に係る料金の後払い・口座振込みの実施
- 研究員の随時確保
- 独法独自の人事評価制度の構築
- 農林と工業部門が連携した植物工場プロジェクトチームの設置
- 本部事務局の集中管理による企画調整機能強化・経理業務の効率化
- 試験研究設備・機器等の効率的な活用

一般的に法人化には次のようなメリットとデメリットがあるとされている。

(メリット)

- ・独自の組織体系による法人運営の弾力性の向上
- ・研究等に関する外部資金獲得ルートの拡大
- ・外部連携拡大等による研究成果の向上
- ・独自の人事体系による優秀な人材の確保
- ・自律的運営、評価制度によるサービス品質の向上
- ・自律的運営、評価制度によるコストの削減
- ・法人運営の情報開示制度による透明性の向上

(デメリット)

- ・法人化移行に伴う事務作業、コストの発生
- ・事務部門等における新たな運営コストの発生

宮城県では、当研究機関の法人化について、平成 18 年度と平成 22 年度に検討を行っているが、検討結果(メリット、デメリット、法人化を見送った理由等)を取りまとめた資料を作成していないため、その内容について県に照会したところ、以下のような回答であった。

検討状況等の内容

(1)平成 18 年度検討内容(産業経済部)

職員の身分保障、コスト、財源、受益者への影響などの解決すべき課題を総合的に検討した結果、「当分の間、独法化は難しい」とした。

(2)平成 22 年度検討内容(新産業振興課及び産業技術総合センター内部検討会)

「独法化のメリットを活かすことができれば、企業ニーズに即したサービスが可能となり、有効な選択肢の一つと考えられるが、負の影響も含め、今後の方向性を探る必要がある」とした。

直近の平成 22 年度の検討では、メリットを認めつつ、デメリットの影響も含め、今後の方向性を探る必要があるとしているが、その後は具体的な検討はなされていない。また、これらの検討は当研究機関単独での法人化の検討であり、農林、水産、環境関係の他の試験研究機関との統合による連携強化までは検討されていない。

平成 22 年度の最後の検討から既に 5 年余りが経過しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災や福島原発事故等の大きな事象も発生して試験研究機関を取り巻く環境も大きく変化していると考えられ、他の試験研究機関との統合も含めて、「今後の方向性を探る必要がある」との県の検討結果どおり、今後法人化を再検討する必要があると考える。

また、県は過去に検討したときの検討結果(メリット、デメリット、法人化を見送った理由等)を取りまとめた資料を作成していないが、今後検討するときには検討結果を明確にするために、それを取りまとめた資料を作成することが望まれる。

2. 貸出施設の稼働率向上施策等(意見)

当研究機関では県内産業の技術支援活動の一環として、会議室、クリーンルーム、シールドルーム等の施設と精密測定関連機器、材料加工関連機器、工業デザイン関連機器、食品・バイオテクノロジー関連機器、分析・測定関連機器の有償貸出事業を行っている。このうち、施設の貸出は、下表のように一定の設備投資を要したクリーンルームや会議室を中心に過去 3 年度の利用率が著しく低い状態となっている。

施設名	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	利用 件数 (件)	利用 時間 数(時 間)	平 均 利 用 時 間 (時間 /日)	利用 件数 (件)	利用 時間 数(時 間)	平 均 利 用 時 間 (時間 /日)	利用 件数 (件)	利用 時間 数(時 間)	平 均 利 用 時 間 (時間 /日)
大会議室(108 席)	30	182	0.7	19	105	0.4	28	185	0.8
中研修室(42 席)	15	95	0.4	23	184	0.8	28	194	0.8
小研修室(20 席)	21	144	0.6	42	320	1.3	41	268	1.1
産学交流室(30 席)	4	21	0.1	5	26	0.1	4	21	0.1
小会議室(12 席)	10	65	0.3	9	69	0.3	17	110	0.5
講師控室	5	35	0.1	7	56	0.2	27	97	0.4
電波暗室	223	1,337	5.5	233	1,332	5.5	240	1,470	6.0
クリーンルーム	8	25	0.1	25	113	0.5	25	88	0.4
シールドルーム 2 室	326	1,755	7.2	290	1,525	6.3	284	1,425	5.8
スマートフォン開放室	-	-	-	37	306	1.3	21	196	0.8
合計	642	3,659	14.9	690	4,036	16.5	715	4,054	16.6

(注)スマートフォン開放室は平成 25 年度から有料化されている。

当研究機関の開庁日時はホームページに掲載され平日 8:30～17:15 である。貸出施設の使用可能時間は原則として 9:00～17:00 であるが、ホームページには使用可能日時の記載はない。また、電波暗室、シールドルーム、スマートフォン開放室は、どのような施設なのかの説明が掲載されているが、クリーンルーム等の詳細情報は掲載されていない。

施設使用可能日時や施設の詳細説明をホームページに掲載する等、より積極的に広報活動等を行い、施設の利用促進を図ることが望まれる。その上で利用率が低迷するようであれば、ニーズに適合していないのであるから、他の用途に転換することも検討すべきである。

なお、上記利用状況は業務年報に掲載されているが、スマートフォン開放室の利用状況は記載漏れとなっており、漏れなく掲載することが望まれる。

3. 年度計画の策定と公表(意見)

当研究機関では「事業推進構想」という基本計画を策定している。この推進構想は、平成 19 年 3 月に策定された「宮城の将来ビジョン」の施策推進の基本方向のひとつである「富県宮城の実現～県内総生産 10 兆円への挑戦～」および平成 23 年 10 月に策定された「宮城県震災復興計画」をふまえた上で、「宮城県産業技術開発推進要綱」に基づき、平成 26 年度からの 5 年間の当研究機関の進む方向を示すものである。

この基本計画に基づいて、各年度の活動を実行していくことになるが、当研究機関では年度計画を策定していない。年度当初に「所長方針」が明示されるとともに、「期首会同」という形式で各部が年度の計画を内部で発表しているが、全ての活動が記載されてはおらず、研修事業等の記載されていない活動もある。また、これらの資料には知的財産関係の機密情報も記載されていることから、公表はされていない。

事業を計画的・組織的に実施していることを明確にするため、年度毎に実施予定の事業を体系的に取りまとめた年度計画を公表できる情報に基づいて策定して当研究機関内で承認を行った上で、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。

4. 業務年報における歳出決算の誤記載(結果)

当研究機関は1年間の業務実績等の概要を取りまとめた業務年報を毎年発行し、ホームページにも掲載し、積極的に情報開示している。さらに、収支情報を掲載していない他の試験研究機関が多い中、支出のみではあるものの、以下のように「歳出決算」として項目毎の支出額を前年度比較形式で掲載している。

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
人件費	574,518	590,700	
管理費	134,376	170,439	施設管理費等
研究開発事業費	25,517	31,818	受託研究、県単研究
技術的支援事業費	109,354	74,042	試験分析、施設開放等
情報提供事業費	4,794	4,381	広報、ネットワーク、情報提供等
発明奨励振興事業費	1,419	1,195	知財支援等
基盤活動・事業推進費	23,155	34,253	自動車支援、KC等
機器購入費	35,700	34,650	公益財団法人KA補助事業
支出合計	908,833	941,478	

(注)監査日時点では平成 26 年度の業務年報は未作成であったため、平成 25 年度の業務年報を監査している。

さらに優れている点としては、県庁所管部課の財務会計システムでは、県が支出した当研究機関に関する支出が当研究機関の支出計算表には含まれていないため、これらも別途集計して、上記の歳出決算に加算している。このあたりは、さすがに民間企業を相手に業務を行っている当研究機関の面目躍如と言えるものである。

ただし、非常に残念なことに、この別途集計・加算する過程において、平成 25 年度における管理費に含まれている県が支出した清掃業務委託費に以下のような入力誤りがあった。

(単位:千円)

	清掃業務委託費	管理費	支出合計
記載されている金額	44,919	170,439	941,478
正しい金額	4,492	130,012	901,051
差引:過大金額	40,427	40,427	40,427

支出の金額は当研究機関の運営に関する重要な情報であり、正確に作成して開示する必要がある。

また、この誤りによって、本来、130,012 千円である管理費が 170,439 千円となっており、前年度(平成 24 年度)の管理費 134,376 千円と比較形式で掲載されているので異常に増加していることが見て取れる状況にありながら、当研究機関の職員は誰一人この誤りに気付くことはなく、誤った情報が開示されてしまっている。財務数値を重視する民間経営者の発想ではあり得ず、本表を一目見ただけで特段の理由もなしに管理費がこのように増えることは異常なので誤りの可能性に気付くであろう。特に当研究機関の幹部職員には、財務数値を重視する民間経営者の視点を是非とも持って頂きたい。

なお、県民負担額を明らかにするためには、歳出のみでなく、歳入も記載することが望まれる。

5. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見)

当研究機関では、試験研究の成果について、雑誌等への掲載依頼や各種イベントでの講演依頼を業務として引き受けており、担当職員は執務時間中に職務として執筆活動や講演活動を行っている。その際、依頼先から、依頼先の内部規程に基づく原稿料や講演料(以下「原稿料等」という。)の支払の打診を受けることがある。このような場合には、当研究機関では原稿料等の受取は辞退している。

地方公務員が兼業・副業を行うことについて、地方公務員法第 38 条は「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定し、兼業・副業を禁止している。このため、県においても、「県以外の団体等の事務事業等に従事する場合の金銭の受領に関する服務上の取扱いについて」(平成 12 年 3 月 31 日 人第 474 号 総務部長 改正平成 21 年 4 月 1 日)において、「職員が、県以外の団体等の事務事業等に従事する場合の金銭(費用弁償(当該事務事業等の従事に当たり要した旅費等の経費について弁償を受けるために受領する金銭をいう。))を除く。以下同じ。)の受領の是非について」の取扱いを定め、「1 職務として従事する場合の取扱い」は、「職務として県の業務を遂行することについての対価、及びその遂行に付随して必要とされる経費は、すべて給与等において措置されていることから、

事務事業等の従事先における支給名目を問わず、別途金銭を受領することは認めないものとする。」としている。つまり、職務として外部の団体等の事務事業に従事することは認めつつも、職員は職務の対価を県から得ているのであるから、個人として報酬を得ることは認めないとするものである。これは、地方公務員法の規定に照らして、至極当然のことである。

他方、当研究機関としては、外部の団体等からの依頼に基づいて寄稿や講演といった行政サービスを提供しているという側面もあり、その対価として職員個人でなく当研究機関が原稿料等を受取ることの可否については、当研究機関の担当者によれば以前、県側に可否を照会したが、不可という回答とのことであった。

監査人が県庁側の認識を再照会したところ、職員個人が受取ることはできないが、研究機関(県)として受取ることを不可とする規定等はなく、研究機関の判断で受取ることは可能とのことであった。

可能であるならば、原稿料等の受取りを辞退するのではなく、積極的に受入れて、県の財政に寄与させるべきである。

また、このような研究機関側の認識と県庁側の認識が相違していることによって、本来受取ることが可能な原稿料等を辞退しているという状況には、問題があると言わざるを得ない。研究機関と県は今まで以上に連携を密接に行う必要がある。さらに、研究機関を含む県の職員には、県の財政に関する高い意識が求められており、どのようにすれば県の財政に貢献できるのか意識の高揚が望まれる。

6. 研修等の満足度調査の実施と文書化(意見)

当研究機関では県内産業の人材育成支援活動の一環として、技術研修を行っている。自動車関連産業向け研修は自動車メーカーOBである非常勤職員1名が専属で行っており、当研究機関外での出前研修(平成26年度開催12回、受講者数延べ673名)と当研究機関内での自動車技術研修(平成26年度開催27回、受講者数延べ260名)の2種類がある。このうち、当研究機関内での研修について、受講者に対して受講結果感想アンケート調査票の作成依頼をしておらず、職員が口頭で感想をヒアリングして、次回以降の研修内容の改善に役立っているとのことであるが、ヒアリング結果や改善内容は記録されていないため、ヒアリング結果や改善内容を把握することができない状態となっている。業務の透明性確保のためには、他の研修と同様に受講者に対して受講結果感想アンケート調査票の作成を依頼することが望ましい。また、当研究機関外での出前研修は、12回開催したうち、受講者に対して受講結果感想アンケート調査票の作成を依頼したのは1回のみである。自動車関連産業向け研修の他にも、商品企画・デザイン・三次元設計研修8タイトルのうち、マーケットイン手法による商品プランニング研修(平成26年度開催2回、受講者延べ8人)は、受講者に対して受講結果感想アンケート調査票の作成を依頼する予定であったが、依頼が漏れてしまったとのことである。受講者の声は実施した研修の効果を測定するとともに次回以降の研修計画の改善のための有意義な情報であり、全ての研修において、受講結果感想アンケート調査票の作成依頼をする

ことが望まれる。

また、当研究機関の職員が利用者と共同で利用者の技術的な課題の解決を図る技術改善支援事業も実施しており、平成 26 年度では 276 社、765 件、研究員の技術的支援時間延べ 3,510 時間、手数料・使用料等収入 35,102 千円という規模の事業である。この技術改善支援事業では、事業終了後に利用者からの満足度調査を行っていない。事業の効果を測定するとともに、今後の改善のための有意義な情報となるので、満足度調査を行い、回答結果を評価することが望まれる。

7. 技術相談事業における相談件数のカウント方法(意見)

技術相談事業は工業技術全般にわたる相談に応ずるものであるが、相談の 8 割は電話・メールによるものである。来所での相談と異なり、電話・メールの場合は 1 件の事案の相談で何度もやり取りすることが通常で、多いケースでは 1 件で数十回のやり取りをするとのことである。現状はやり取りする都度、技術相談日誌を作成するソフトウェアに相談内容を入力しているので、例えば 1 件の事案で 20 回やり取りすれば相談件数は 20 件としてカウントされている。

この相談件数は事業推進構想や業務年報等に記載されており、平成 26 年度の受付件数は 3,503 件と記載されている。技術内容が異なる相談を別の相談件数としてカウントすることは理解できるが、中には単なる追加質問のようなケースも多く混在している。このため、開示されている件数には実質的に 1 件の相談事案についての相談が重複・過大にカウントされている面があり、情報を見た者に誤解を与えるおそれがある。

単なる追加質問のようなケースは実質的な相談としては 1 件であり、20 件でなく 1 件とカウントすることが実態を把握するためには適当と考えられる。

8. 請求書、納品書の日付の記載漏れ(結果)

支出事務の妥当性を検証するため、支出負担行為、支出命令決議書、およびそれに添付された請求書、納品書を通査したところ、当研究機関の職員が日付を記載したと推測される請求書、納品書が多数検出された。質問した結果、請求書、納品書の日付が空欄で提出された場合、当研究機関の職員が日付を記載している旨の回答を得た。業者に対し日付を記載しないよう指導は行っていないものの、従前からの慣行により、日付を記載せずに請求書、納品書を提出する業者が多いとのことである。

このような状況では、職員が恣意的に当年度分を翌年度に繰越し、または翌年度分を当年度に前倒しすることが可能となり、妥当ではない。

業者に対し、請求書、納品書には日付を記載するよう指導すべきである。また、日付が記載されていない請求書、納品書が提出された場合には日付を記載したうえで再提出するよう求めることが必要である。

9. 産業技術総合センター庁舎清掃等業務

委託業務	産業技術総合センター庁舎清掃等業務
委託期間	平成 26 年4月1日から平成 29 年 3 月 31 日
委託業者	C 社
委託額	12,045 千円
委託業務内容	(1) 庁舎清掃業務 一式 イ 日常清掃業務 ロ 定期清掃業務 (2) 害虫駆除業務 一式

(1) 日常清掃に係る業務実施報告書と業務日誌の不整合(結果)

当該委託業務の仕様書である「宮城県産業技術総合センター庁舎清掃等業務委託仕様書」の8実施計画書等の提出の(2)には、「毎日実施している業務については、実施した翌日(翌日が休日の時は、当該日の翌日)の午前 9 時までには庁舎管理者に「業務実施報告書」を提出し、確認を受けること」と定められている。また、当該業務の各業務の具体的な内容は「清掃等業務特記仕様書」に定められている。委託業者が提出し、業務実施報告書に該当する「産業技術センター清掃業務日誌」の項目と、「清掃等業務特記仕様書」に定められている清掃作業の項目を照合したところ、「清掃等業務特記仕様書」にはあるが「産業技術センター清掃業務日誌」にはない項目や、「清掃等業務特記仕様書」にはないが「産業技術センター清掃業務日誌」にはある項目が散見された。「清掃等業務特記仕様書」は契約更新の際見直されたが、過年度から使用されていた「産業技術センター清掃業務日誌」はそのまま引き継がれたため、両者に不整合が生じたものと推測される。

現状では、必要な清掃が実施されず、不要な清掃が実施されてしまうおそれがあり妥当ではない。

「清掃等業務特記仕様書」と整合する業務実施報告書を作成すべきである。

(2) 定期清掃に係る業務完了届の提出(結果)

当該委託業務の仕様書である「宮城県産業技術総合センター庁舎清掃等業務委託仕様書」の8実施計画書等の提出の(3)には、「年間で定期に行う業務が完了した場合は、庁舎管理者の確認を受けるとともに、業務完了後 7 日以内に「業務完了届」を提出し、庁舎管理者の確認を受けると定められているが、委託業者からは作業中の様子を撮影した「業務写真帳」が提出されるのみで、業務完了届は提出されていない。また、上記(1)の日常清掃と同様、定期清掃についても、当該業務の各業務の具体的な内容が「清掃等業務特記仕様書」に定められているが、「業務写真帳」を閲覧したところ、4つの清掃箇所につきそれぞれ3枚の写真が添付されているのみで、定期清掃の必要な個所が漏れなく実施されたか確認することができな

い。

委託業者に対し、業務完了届の提出を求めるとともに、清掃等業務特記仕様書に定める項目を記載した報告書式を作成の上、提出を求めることが必要である。

10. 産業技術総合センター依頼試験等業務

委託業務	産業技術総合センター依頼試験業務		
委託期間	平成 26 年 3 月 31 日から平成 27 年 3 月 31 日まで		
委託業者	D 協会		
委託額	27,324 千円		
委託業務内容	産業技術総合センターで実施している依頼試験等に係る業務のうち以下に示すもの (1) 試験業務		
	委託項目		
材 料 試 験	強度試験	引張試験	最大荷重試験 600mm 未満
			最大荷重試験 600mm 以上
			伸び測定試験
		圧縮試験	
		曲げ試験	
	製品試験	複雑構造体	
		単純構造体	
	物理性試験	質量測定	
		変位計上測定	
		寸法、距離測定	
コンクリート試験	強度試験		
	曲げ試験		
	抜き取りコア試験		
	中性化試験		
石材試験	強度試験		
	比重吸水率試験		
	硬度試験		
試料調整	試料加工	切断、プレス	
		粗研磨	
		埋込み	
	前処理	養生	
	成績書及び謄本の作成		

(2) 試験付帯業務				
種別	項目		内容	
付帯業務	廃材の処理		試験で生じた不要廃材の処理	
	電話相談		金属材料の各種試験に関する依頼者からの試験内容の相談対応	
	試験機器の定期的な校正		メーカー校正とは別に、基準器(分銅など)を用いて定期的に校正を実施	
	整理整頓		使用試験機器及び加工機器、試験室の掃除、整理整頓	
	センター一般公開の実演		年に1回(2日間)行われる、産業技術総合センター一般公開の中で、県民の方々対象に日々行っている工業材料試験の実演説明	
(3) 事務				
種別	項目		内容	頻度
試験関連	窓口対応		来客対応(電話対応含む)	毎日
	申請書処理	手数料徴収	手数料条例による試験項目計算により徴収及びチェック	毎日
		証紙貼り付け	現金の証紙化と貼り付け	毎日
		データ入力	依頼書データ入力	毎日
	成績書	成績書作成	試験後のデータを入力し、成績書作成	毎日
		成績書	成績書発行の決済	毎日

		決済	(センター担当者へ報告)	
	日報作成		日報作成(件数・金額)の決済(センター担当者へ報告)	毎日
	切手貼り付け管理		成績書の発送先をPCで管理し、切手の在庫管理と貼付作業	毎日
	成績書郵送		郵便局窓口にて発送依頼	毎日
			発送簿入力	毎日
	PC管理(2台)		バックアップとメンテナンス	毎日
	試験データ管理		日毎データファイル保存	毎日
	月次報告書作成		月の件数・年度の累計が記録された報告書の作成	月
		PCデータの集計	月末集計(受託事項毎の件数・金額)	月
		切手管理集計	月毎の使用枚数集計	月
証紙販売関連	証紙の売りさばき		試験申し込み時等の証紙に不足が生じないように在庫を確保し、証紙を販売する。	毎日
その他	受付事務室の整理整頓		受付事務室の整理及び整頓、清掃。部屋の管理	毎日
	降雪時の除雪		受付入り口、廃材の処理場所等の除雪	(冬期)

当委託業務は随意契約であり、随意契約理由書には以下の記載がなされている。

随意契約の理由

「その性質、目的が競争入札に適さない」(地方自治施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当)

(理由)

- ・当該試験は日本工業規格 (JIS) に基づき実施し、試験対象の合否結果の成績書を発行する必要があり、試験実施に当たっては試験結果の信頼性確保の観点から、専門的な知識と経験を有する必要があること。
- ・試験のみならず、利用者からの問合せ対応、受付、成績書及び謄本の発行、それらに関する付帯業務を行う必要があること。
- ・日本工業規格 (JIS) に基づいた測定機器の精度、性能、構造に関する十分な知識及び機器の適切な維持管理に関する能力が必要であること。
- ・試験成績書の即日発行や試験装置等の適正管理等、迅速かつ適切に対応するため十分な職員体制を整えるとともに、履行場所である産業技術総合センターに常駐する必要があること。

(1) 仕様書の記載項目の見直し(意見)

当委託業務の仕様書である産業技術総合センター依頼試験等業務委託仕様書において、主要な試験に必要と思われる人数が別表 1-3 で定められている。別表 1-3 を一部抜粋したのが以下の表である。

種別	項目	作業内容	作業人員
強度試験 (鉄筋)	引張試験(最大荷重)	1000kN 万能試験機を用いての試験は、D32～D41 (直径 32mm～41mm) あたりのサイズになると試験機に試料をセットする人間と、試験機を操作する人間とが必要になり最低でも 2 人以上の人員を要する。	2
	引張試験(伸び測定)	1000kN 万能試験機を用いての試験は、D32～D41 (直径 32mm～41mm) あたりのサイズになると試験機に試料をセットする人間と、試験機を操作する人間とが必要になるのと、立ち会い試験時においては試験と同時並行で各試料に伸び測定をする際に必要な標点距離のための標	3

		点をつけるので最低でも 3 人以上の人員を要する。	
	曲げ試験	二軸製品試験機を用いての試験は、試験機に試料を固定することができないため、一人は操作盤で操作役、もう一人は操作盤から離れた試験機本体での試料の固定などで必要となるので、最低でも 2 人以上の人員を要する。なお、異形棒鋼・生材の試験の場合は立ち会い試験が多く、引張試験と曲げ試験を同時並行で行うので、その際は最低でも 3 人以上の人員を要する。	3
	製品試験	年に 1 度、仙台市に納入するマンホールの製品試験を依頼者並びに仙台市役所立ち会いのもと実施するが、試験する際の治具並びに試料であるマンホールが大きく重いため、安全を確保するため 3 人以上の人員を要して試験のセッティングを行っている。また試験自体も二軸製品試験機を用いるため、操作盤に一人、試験機本体側に一人の人員を配置する必要がある。	4
	フィルター掃除	1000kN 万能試験機を用いる引張試験において、引っ張る際に生じる鉄粉を集塵機で吸引するが、その集塵機のフィルター詰まりを回避するために、定期的に溜まった鉄粉の除去に 1 人以上の人員を要する。	1
コンクリート試験	石材・割ぐり石試験	石材・割ぐり石試験を行う場合、圧縮試験機(島津製・東京試験機製)の治具を通常圧縮のときの治具と入れ替え交換の際に、その治具の交換に最低でも 3 人以上の人員を要する。	3

	<p>廃材処理関係</p>	<p>試料加工等で生じた汚泥については、一定量が溜まり次第土嚢袋に詰め替えて水分を除き、数か月に一度来るコンクリート廃材処理時に一緒に処分する際は、2人以上の人員を要する。</p>	<p>2</p>
	<p>試料加工</p>	<p>抜き取りコアの圧縮試験の場合等に、一回の依頼本数が30～60本と多いため2人以上の人員をかけて切断と粗研磨を同時並行で行うこと。繁忙期には2人以上の人員を要する。</p>	<p>2</p>

当研究機関では公的試験研究機関として各種試験を行い、検査成績書を交付している。しかし、試験分析項目は多種にわたり、年間の試験依頼件数も3万件以上という多数に上ることから、職員のみで全て対応することは困難であるとの理由により、試験をする技術者の派遣や検査成績書の交付等を実施させるため、上記項目につき一般社団法人宮城県計量協会に業務を委託している。

上記の作業人員欄は1件当たりの試験に必要な人数であるが、上記のような記載を行った場合、年度を通じてこの人数が関与し続けなければならないとの誤解を招く恐れがある。別表1-3には各項目の作業内容が記載され、そこには1件当たりの最低必要人員数が記載されているため、上記の作業人員欄は不要な情報といえる。当該委託契約は上記の理由に基づき随意契約となっているため、実質的には委託業者は業務量を理解はしているものの、参考情報として1件当たりの所要時間や過年度の実績件数の方を記載すべきと考える。

(2) 契約書への仕様書綴込み漏れ(結果)

上記の契約書と仕様書を閲覧したところ、契約書には別添仕様書と記載されているにもかかわらず、契約書の一部として仕様書が綴じ込まれていなかった。このため、現状の契約書には委託した業務の内容が明記されていない状態となっている。契約書において、委託業務の範囲を明確にするため、契約書には仕様書を綴じ込んで製本すべきである。

なお、平成27年度分を閲覧したところ、契約書と仕様書は一緒に綴じ込んで製本されていた。

11. 入退室管理システムおよび自動火災報知設備の修繕(結果)

当研究機関は入退室管理システムを導入し、カードキーでの入退出および入退室管理を行っている。しかし、近年当該システムは故障している箇所があり、一部カードキーが使用でき

ず、またカードキーの権限設定や入退室ログの保存を行うことができない状態である。そのうえ一部防犯カメラも故障しており、映像による必要な監視もできていない状態である。

システム更新に係る費用は 106 百万円程度と多額に見積られているものの、当研究機関には、高価な機器が多く、不特定多数が出入りしているため、防犯管理は重要である。

また、自動火災報知設備にも不良や未装着があり、消防点検で指摘を受けている。

したがって現状は、建物設立当初に構築した防犯機能・消防機能が満足に発揮できない状況である。当初構築した設備が正常に機能するため、防犯設備および消防設備について必要な修繕・更新を行うべきである。

12. 備品整理票による物品表示の徹底(結果)

県の財務規則第 146 条によると、「物品供用者は、供用中の備品及び動物には、性質又は形状に応じて備品整理票を付し、又は焼印若しくは彫刻をする等適宜の方法により、細分類、備品番号、品名及び取得年月日を表示し、常に照合に便利であるようにしなければならない。」とあるが、サンプル 10 件を無作為抽出して備品現物を確認したところ、物理的に添付可能なものにも関わらず、備品整理票の添付がなされていないものが 1 件発見された。また、過去に備品番号の変更があったものの備品整理票の更新が適切に行われていないものが 2 件発見された。

適正な備品管理および照合に資するため、備品整理票は可能な限り添付し、適切に更新されるべきである。

備品整理票の添付がなされていないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
35445	ものづくり設計支援システム及び機器	35,700 千円	H25/2/25

備品整理票の添付があるが更新されていないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
90104950	高速切削加工機	21,753 千円	H13/2/27
90119788	真円度測定機	14,070 千円	H15/12/24

13. 備品の照合確認の実施(結果)

県の財務規則第 144 条において、「物品供用者は、毎年度末に、供用する備品及び動物について、備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない。」とあるが、重要物品以外の備品について年度末における照合確認の明確な実施証跡が確認できなかった。また、上述のとおり、そもそも備品整理表が網羅的に整備・更新されていない状況では、照合確認が適切に実施されているか甚だ疑問な状況であった。

規則に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。

14. 図書の実地たな卸の実施(結果)

当研究機関では、2万点以上の図書を有しており、希望する職員は閲覧可能となっている。この点、管理状況について確認したところ、図書管理についての規則整備はなされていなかった。また、網羅的な台帳は整備されておらず、定期的な実地たな卸は行われていない状況であった。

蔵書は、少額であっても、県の財産を構成するものであるため、資産管理は重要である。適切な在庫管理を行うべきである。

F. 農業・園芸総合研究所

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

大正 4 年	大正 3 年に廃止した宮城県立農事試験場を再興
大正 10 年	名取郡岩沼町(現岩沼市)に本場を建設し移転
昭和 19 年	宮城県立農事指導所に改称
昭和 21 年	宮城県立農業試験場に改称
昭和 28 年	仙台市原町に新試験場を建設し移転
昭和 48 年	宮城県農業センターとして現在地に移転、同時に園芸試験場、古川農業試験場、畜産試験場が独立
平成 13 年	再編整備により宮城県農業・園芸総合研究所となる

2. 機関の概要

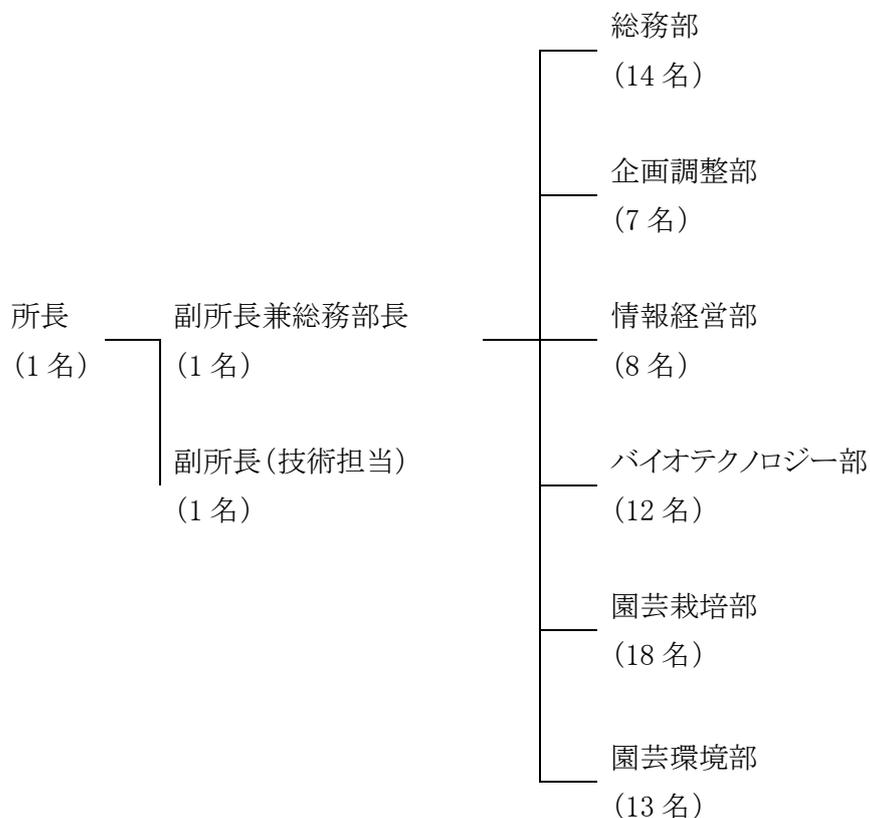
項目	内容
名称	農業・園芸総合研究所
主務課	農林水産部農業振興課
設置年月日	平成 13 年 4 月 1 日
概要	農業及び園芸に関する試験研究及び奨励指導を行うとともに、古川農業試験場及び畜産試験場の行う試験研究並びに農業大学校の行う研修に関し連絡調整を行い、これらの機関の機能を結集し農業の高度化に対応する。

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
本所	名取市高館川上字 東金剛寺1番地	農業・園芸総合研究所の庶務・会計に関する業務、農業・園芸総合研究所の施設管理及び研究に必要な労務管理業務、農業系試験研究機関(古川農業試験場、畜産試験場)の試験研究に関する企画調整業務、農産物マーケティング手法の確立、農業経営管理、農作業省力軽労化に関する試験研究、農作物の遺伝子診断技術の開発、園芸品種育成、新規園芸品種の検索、野菜、花き、果樹の栽培技術、施設生産技術、新品種育成に関する試験研究、園芸作物に関する土壌環境、植物栄養生理、病害虫の発生予察及び防除に関する試験研究、稲・麦・大豆の原種・原々種及び園芸原種苗の増殖に関する試験研究
岩沼分庁舎	岩沼市字東谷地1番地	品種管理担当

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

75人(うち研究員44人)

5. 主な試験研究課題

- 宮城から提案する新規園芸品目の生産技術の開発
- 農生態系内の生物多様性向上による総合的病虫害管理技術の開発
- 高温期の施設内作業を快適にする簡易冷却装置の開発
- 果樹の栽培環境の改善による早期多収、省力栽培技術の確立
- 病虫害の定量的遺伝子診断技術の開発と防除への応用
- 震災復興に向けた農産物直売経営の経営効率評価及び消費行動に依拠した今後の展開方向
- 「食料生産地域再生のための先端技術展開事業」関連課題

6. 特色ある試験研究分野

- 食材王国みやぎを支える農畜産物の創出
- 農畜産物への放射能汚染を未然に防止する放射性物質吸収移行抑制技術の確立
- 地球温暖化等気象変動に対応した技術開発
- 遺伝子情報解析技術を利用した新品種育成や病害虫診断
- 農業に関する情報及び経営部門に関する試験研究の一括実施
- 古川農業試験場及び畜産試験場を含めた農業系試験研究機関3場所の連絡及び企画調整機能の保有

7. 今後重視すべき試験研究分野

- 農業の技術革新を促進する先端技術の活用
- 農業の持続的な発展を目指す効率的な生産システムや環境配慮技術の確立
- 農業・農村の持つ多面的機能を高める地域資源の保全・活用方策の確立
- 高齢化に対応する軽労かつ低コストな栽培技術の確立

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- 種苗会社との情報交換。
- 産学官交流等への参加。
- 県内企業等からの受託研究。

(2) 大学との連携

- 外部評価委員会での東北大学教授等からの指導助言。
- 東北大学、宮城大学等との共同研究。

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 古川農業試験場及び畜産試験場との共同研究。
- 水産技術総合センターとの連携。
- 県内公設試験研究機関と共に、業際研究会を開催。

(4) 国、他県の研究機関との連携

- 国(農林水産省)、独立行政法人試験研究機関への職員の派遣研修。
- 全国の公立試験研究機関、全国の国公立私立大学、独立行政法人試験研究機関との提案公募型研究等での共同研究。

9. 研究成果、指導状況(平成 26 年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

特許	実用新案	意匠	登録品種	合計	備考
6(1)	—	—	6	12(1)	

()は登録前内数

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 学会等:38 回(園芸学会、日本土壌肥料学会、北日本病害虫報、日本応用動物昆虫学会、東北農業研究等)
- 東北農業研究成果情報 4 課題
- 第 57 回東北農業試験研究発表会 6 課題

(3) 技術講習会等の開催状況

- 講演会:新技術移転研修会 1 回、試験研究主催研修等 18 回
- 研修・指導:技術指導件数 28 件(各関係機関への講師派遣回数のみ)
- 視察案内:所内 986 人、現地 29 団体 1,038 人
- 展示会への出展:県庁 18 階広報展示室企画展、みやぎまるごとフェスティバル、学都仙台・宮城サイエンス・デイ、アグリビジネス創出フェア

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- 普及に移す技術第 89 号 (普及技術 2、参考資料 10、普及情報 5)
- 試験研究成績書概要:年 1 回
- 業務年報:年 1 回
- 食料生産地域再生のための先端技術展開事業(農業・農村型)オープンラボ展示随時更新
- 所ホームページ、食料生産地域再生のための先端技術展開事業(農業・農村型)ホームページで情報発信

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
使用料及び手数料				
使用料	968	848	823	△25
財産収入				
財産運用収入	596	664	665	1
物品売払収入	21,413	22,791	24,512	1,721
諸収入				
受託事業収入	53,482	① 114,309	66,355	△47,954
雑入	1,694	1,921	2,071	150
収入計(A)	78,154	140,533	94,425	△46,108
総務費				
総務管理費	26	45	81	36
生活環境費	89	89	80	△9
労働費				
雇用対策費	9,165	8,073	7,259	△814
農林水産業費				
農業費	186,192	② 229,956	196,870	△33,086
商工費				
企業指導費	192	229	214	△15
教育費				
高等学校費	10,871	13,230	15,172	1,942
災害復旧費				
災害復旧費	-	-	26	26
農林水産業費				
農業費	③ 18,837	-	-	-
支出計(B)	225,372	251,622	219,702	△31,920
収支差額(C)=(A)-(B)	△147,218	△111,089	△125,277	△14,188

試験研究機関の支出のうち県庁に帰属すべき額				
高等学校費	10,871	13,230	15,172	1,942
農業後継者育成費	6,183	5,477	6,181	704
支出調整①計(D)	17,054	18,707	21,353	2,646
県庁の収入のうち試験研究機関に帰属すべき額				
農薬残留分析調査費	1,500	1,350	2,000	650
収入調整①計(E)	1,500	1,350	2,000	650
県庁の支出のうち試験研究機関に帰属すべき額				
人件費	535,045	529,308	561,548	32,240
委託費	29,390	29,085	30,727	1,642
備品購入費	-	7,718	2,177	△5,541
工事請負費	-	13,068	-	△13,068
支出調整②計(F)	564,435	579,179	594,452	15,273
実質負担額(C)+(D)+(E)-(F)	△693,099	△670,211	△696,376	△26,165

(主な増減内容)

- ① 先端技術展開事業における備品費増加及び土地造成費見合いの収入
- ② 先端技術展開事業における備品費増加及び土地造成費
- ③ 果樹圃場等災害復旧法面工事

【監査の結果と意見】

1. 農業関係試験研究機関の統合の検討(意見)

宮城県における農業関係の試験研究機関は平成 13 年に最後の統廃合がなされ、現在の農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場の 3 機関体制となっている。農業・園芸総合研究所は農業経営に関する分野と園芸に関する分野の試験研究を行うとともに農業関係の試験研究機関の中核的施設として農業関係 3 機関間の業務の連絡調整を行っており、古川農業試験場は水田農業に関する分野の試験研究を行い、畜産試験場は畜産(牛、豚)の試験研究を行っている。

これらの農業関係の 3 機関は平成 13 年の統廃合を最後に、その後、県は統廃合を検討していないとのことであるが、次のような理由により、統合を検討する必要があると考える。

- ✓ 農業関係を 1 機関に統合することにより、今まで以上に連携を強化することが期待でき、ひいては試験研究の成果向上が期待できる。
- ✓ 農業関係を 1 機関に統合することにより、事務部門の効率化、コスト削減が期待できる。
- ✓ このようなことが期待できることなどから、他県では農業関係を 1 機関としている例が多く、宮城県でも工業、林業、水産業は過去に統廃合を行い既に 1 機関となっている。
- ✓ 「試験研究の基本方針(第 7 次農業試験研究推進構想)」「農業の早期復興のための試験研究推進計画」、単年度の試験研究計画(基本方針及び主要目標)は既に 3 機関一体のものとなっている。知的財産権管理委員会も既に 3 機関一体となって開催している。農業関係試験研究機関評価部会も既に 3 機関一体で実施している。
- ✓ 研究成果を取りまとめた冊子である研究PRパンフレットが平成 23 年度以降、作成方法に関する 3 機関の意見が折り合わず、作成中止となっており、組織が別々となっている弊害が顕在化している(監査対象年度の翌年度である平成 27 年 6 月に漸く再開している)。
- ✓ 最後の統廃合から既に 10 年以上が経過しており、平成 23 年 3 月の東日本大震災や福島原発事故等の大きな事象も発生して、農業関係の試験研究機関を取り巻く環境も大きく変化していると考えられる。

2. 年度計画における収支予算の記載(意見)

当研究機関は農業関係試験研究機関 3 団体分の年度計画を一体として策定しており、その結果は当研究機関のホームページに掲載されているが、年度計画には収支予算が記載されていない。

収支予算は各試験研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報である。このため、年度計画には各試験研究機関の収支予算を掲載して開示すべきである。

3. 活動実績の積極的な公表(意見)

当研究機関はホームページに研究活動成果を広く詳細に掲載しているものの、受託研究・共同研究の実績、研修会主催実績、学会誌等への論文発表実績、刊行物・普及資料等の発

行実績、関係機関への講師派遣実績、展示会への出品実績、施設見学者の受入実績などの活動成果が掲載されていない。

これらの内容は、当研究機関が策定し他県の同一分野の試験研究機関、大学等に配布している業務年報に掲載されているので、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。

また、業務年報には収支決算額が掲載されているが、支出は試験研究費のみに限定して記載されている。当研究機関の運営のためには、試験研究費以外にも総務費、労働費、農作物対策費、農業後継者育成費など他にも多くの支出があり、平成 26 年度の試験研究費 172,745 千円に対して、支出計算表上の支出総額は 219,702 千円である。

当研究機関の運営のために県民が負担した金額を明らかにすることが重要であり、業務年報には試験研究費のみでなく、支出総額を掲載すべきである。

4. 知的財産の利用促進策(意見)

当研究機関は、平成 27 年 4 月 1 日現在、特許権 5 個、育成者権 6 個を保有しているが、その情報はホームページに掲載されていない。

知的財産の第三者利用促進し、県の財政に寄与するという観点から、ホームページに掲載してPRすることが望まれる。

5. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見)

産業技術総合センター「原稿料、講演料の受取辞退」参照 (P55)。当研究機関でも同様の状況にある。

6. 庁舎管理業務における委託業務の発注単位の見直し(意見)

委託業務	庁舎管理業務
委託期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
委託業者	E 社
委託額	6,210 千円
委託業務内容	1 本館清掃業務(本所) 2 自動ドア保守点検業務(本所) 3 消防設備保守点検業務(本所、岩沼分庁舎) 4 浄化槽維持管理業務(本所) 5 受水槽高架水槽清掃及び給水管化学洗浄業務(本所) 6 排水水質検査業務(本所) 7 ボイラー内部清掃業務(本所) 8 重油タンク清掃業務(本所) 9 ばい煙量等測定業務(本所) 10 本館暖房設備運転等業務(本所)

委託に付する業務内容が多岐にわたることから、総合的に管理できる業者でなければならず、実績と信頼が必要であるとの理由により、委託業者に対し、上記 10 項目が一括で委託されている。その一方で、委託業者は、上記委託業務内容のうち、項目 2、4、5 および 6 を他の業者に再委託している。

業務委託契約書の第 4 条には「受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない」と定められている。上記業務がすべて丸投げされているわけではないが、個々の業務を別個の業務としてみた場合、項目 2、4、5 および 6 は、書面により再委託を承諾しているものの、実質的に丸投げされている状況にある。業務委託契約書に再委託等禁止の条文が盛り込まれているのは、委託業者が手数料を取って他の業者に再委託することを防止するという趣旨に基づくものである。当該趣旨に照らし、実施的に丸投げされている項目があることは妥当ではない。

再委託が行われないよう、項目毎に、または類似性の高い項目を整理したうえで、委託することが望ましい。

7. 昇降機(2台)保守点検業務の随意契約の妥当性(意見)

委託業務	昇降機(2台)保守点検業務
委託期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日
委託業者	F社
委託額	1,529千円
委託業務内容	農業・園芸総合研究所本館に設置されている昇降機(2台)の安全を保持するための保守点検

当委託業務の随意契約理由について、随意契約理由書には以下のように記載されている。

当研究所本館に設置されている昇降機は、職員の外、農業大学の学生及び一般の来庁者が使用するため、高い安全性が求められる。

また、昇降機は様々な部品やセンサーが組み合わされた特殊な装置であるため、保守点検には高い技術やノウハウが必要となる。

特に当研究所本館に設置されている昇降機は平成23年度に制御器と内外装の更新を行ったが、巻上機やかご等は従前の物を使用するなど、新旧の部品が混在しており、複雑な仕様となっている。

そのため、製品及び更新内容等に精通し、製造メーカーから製品情報や点検の仕様、技術資料が入手可能なメーカー系のメンテナンス会社に保守を委託する必要がある。

上記の条件を満たす業者は1社しかいないため、1者特命随意契約としたい。

上記理由に基づき、昇降機メーカー系列のメンテナンス会社である委託業者1社のみから見積書入手し、当該見積書の金額により当研究機関は委託業者と随意契約を締結している。随意契約を行うことができる場合の要件を明確にするための運用基準である「業務委託等に係る随意契約ガイドライン」によれば、「第4 随意契約の適用基準」(2)性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」として「④特殊な設備、機器等の操作を必要とする業務であるため、業務の履行が可能な者が特定される業務である場合 (例)エレベータ保守点検業務」とされている。また、随意契約を締結する際、一人のみから見積書を徴することができる場合として、財務規則第109条第1項第4号には「契約の相手方が特定の者に限定されるとき」と定められている。

これらの規定を根拠に、メーカー系列という理由で契約の相手先である昇降機メーカー系列のメンテナンス会社1社から見積書を徴求し、当該会社と随意契約を締結する場合、メーカーの言いなりとなり、高額な委託料で契約を締結してしまうおそれがある。同ガイドライン「第4 随意契約の適用基準」(2)性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき」において「④から⑥までに掲げる場合に長期にわたり随意契約を継続することは、随意契約の弊害が生ずる原因となるため、競争入札が可能となるような、詳細な業務マニュアルの作成などを行い、競

争性、公平性、透明性を高めるため競争入札に移行できるよう努めること」となお書きがなされているとおり、委託業務が昇降機の保守点検業務だからといって安易に昇降機メーカー系列のメンテナンス会社と長期にわたり随意契約を締結することは弊害が生ずるおそれがあり妥当ではない。

昇降機のメンテナンス会社には、メーカー系以外に独立系のメンテナンス会社が存在する。独立系のメンテナンス会社も契約の対象として検討する、または、メーカー系列のメンテナンス会社と契約する場合であっても、独立系のメンテナンス会社から見積書を取って、価格交渉の材料とする必要があると考える。

8. 毒劇物の管理要領の見直し(結果)

園芸環境部では、毒劇物を保管している。毒劇物の管理は、鍵のかかる施設に保管し、使用の都度、受払簿に記入を行っている。また、年度末に毒劇物の数量を受払簿と照合のうえ報告する運用となっている。管理体制及び管理方法については、劇物等危険防止要領が制定されているが、「取扱責任者の指定」や「管理責任者の署名」などに不備が見受けられる。

「毒物及び劇物取締法」では、毒劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じることが求められていることから、法令に従った管理を徹底するために、内容を整備して運用を行う必要がある。

9. 毒劇物の実地たな卸の実施(結果)

園芸環境部では、年度末に毒劇物の数量を受払簿と照合のうえ報告する運用となっているが、実地たな卸の実施方法に関する規程が存在しない。さらに、実地たな卸結果についても、実地たな卸リストにチェックマークを付しているだけで実施者、承認者の記載はない。

実地たな卸を正確に行うため、実地たな卸の実施方法に関する規程を作成する必要がある。また、実地たな卸リストに実施者及び承認者のサインを残すことで責任の所在を明らかとする必要がある。

10. 共用備品の照合確認方法の見直し(結果)

総務部では、年に一度共用備品の照合を実施している。実施方法は、各部に備品と台帳との照合を口頭で依頼し、結果報告を口頭で入手している。

県の財務規則第 144 条では、「物品供用者は、毎年度末に、供用する備品及び動物について、備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない」と定められている。

網羅的かつ実効性のある照合を実施するため、各部への依頼時には、台帳上の担当個所を明らかにしたうえで書面により依頼を行い、照合の結果については、各部の役席者の承認を得たものを、書面により入手すべきである。

11. 図書の実地たな卸の実施(結果)

図書室の蔵書について、台帳が整備されていないため冊数を把握できていない。また、貸出図書について、「宮城県農業・園芸総合研究所図書室利用要綱」の第14条では「図書室は室外貸出図書に対して定期もしくは随時点検し報告を求めることができる」と規定されているものの、平成26年2月に貸し出した図書について、確認を行っていない。

蔵書は少額であっても資産管理は重要である。このような観点から、台帳の整備を行うとともに、定期的に実地たな卸を行う必要がある。また貸出図書については定期もしくは随時点検を行い、管理を徹底する必要がある。

G. 古川農業試験場

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

大正 10 年	宮城県立農事試験場の分場として大崎市古川諏訪(当時古川町)に設置
大正 14 年	水稻原種圃を設置、蔬菜園芸及び大豆に関する試験開始
昭和 22 年	農林省直轄の「古川農事改良実験所」が当分場内で水稻新品種育成試験開始
昭和 26 年	水稻新品種育成試験が「古川農事改良実験所」から農林省指定試験として分場に移管
昭和 28 年	宮城県立農事試験場古川分場に改称
昭和 48 年	宮城県古川農業試験場に改称して独立公所となる
昭和 52 年	育種部に育種科、栽培部に作物科と環境科を設置し、2研究部体制となる
昭和 55 年	水稻品種の耐冷性検定のため冷害耐冷性検定圃場を新設
平成 11 年	試験研究再編の一環として現在地に移転
平成 13 年	宮城県農業センター(名取市)から水田農業部門を移管し、基盤整備分野を新設し、作物育種・水田利用部・土壌肥料部・作物保護部の4研究部体制となる

2. 機関の概要

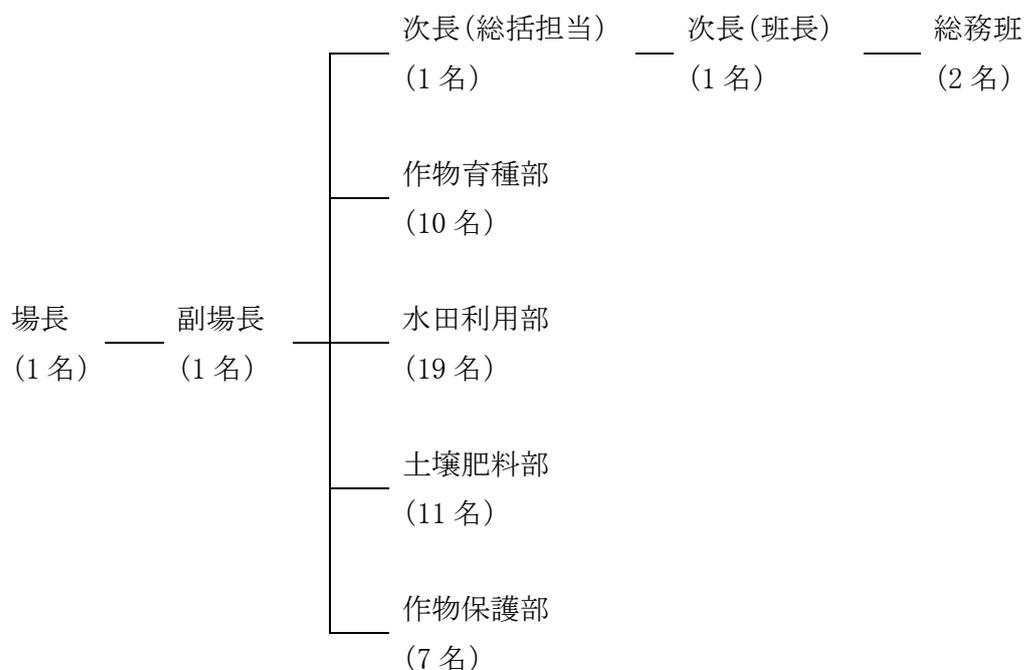
項目	内容
名称	古川農業試験場
主務課	農林水産部農業振興課
設置年月日	平成 11 年 4 月 1 日移転(昭和 48 年 4 月 1 日)
概要	水田農業に関する水稻新品種の育成、栽培技術の確立等の試験研究を実施

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
古川農業試験場	大崎市古川大崎字富国 88	庶務・会計(農業大学校水田経営学部古川教場に係るものを含む)、稲の新品種の育成、稲、麦類、大豆などの品種選定と栽培方法、稲、麦類、大豆の水田土壌診断と作物の栄養診断及び施肥方法、稲、麦類、大豆などの病虫害発生生態と防除方法

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

53 人(うち研究員 38 人)

5. 主な試験研究課題

- 水稻品種の育成
- 水稻・麦・大豆奨励品種決定調査
- 食料生産地域再生のための土地利用型営農技術の実証
- 震災復興に向けた担い手の規模拡大を支援する省力・低コスト・多収栽培技術の確立
- 津波被災農地における地力回復と高品質米の安定生育のための地力増進作物導入技術の確立
- 地域レベルの問題雑草管理指針の策定と防除技術の体系化
- 高温登熟に対応した環境保全米の施肥管理技術の確立
- 暗渠の地下灌漑機能を利用した生産環境の制御技術の確立
- ダイズ病害虫の総合的管理技術の確立

6. 特色ある試験研究分野

- 東北中南部向きの耐冷・耐病・極良食味水稻品種の開発
- 水田における水稻・麦類・大豆の品質向上栽培技術の研究開発
- 津波被災水田の早期再生技術の実証
- 中型機械の汎用利用による低コスト3年4作水田輪作体系の実証
- 転換畑作物の各生育ステージで要求される水分の適期・安定供給に、暗渠を利用する転換畑作物の安定生産
- 環境保全型農業技術の研究開発

7. 今後重視すべき試験研究分野

- 良質、良食味、耐冷性、耐病性、多収、業務加工用品種の育成
- 県産米の品質・食味向上対策技術の確立
- 先端技術を活用した省力・低コスト・多収栽培技術の確立
- 肥料節減も含めた、環境にやさしい資源循環型土地利用型作物栽培技術の確立
- 県産農作物の安全性確保

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- 除塩対策(製鋼スラグ)、稲Cd対策、環境保全型水稻直播栽培、水稻「金のいぶき」普及推進等で企業と連携

(2) 大学との連携

- 東京農工大と微生物防除資材、岐阜大と麦類かび毒汚染防止対策、東北大農と耐塩性稲開発、東北大農・岩手大農と稲耐冷性関連での連携

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 公募型研究課題で農業・園芸総合研究所、畜産試験場、産業技術総合センターと共同研究

(4) 国、他県の研究機関との連携

- 研究連携協定(水稻品種の育成)に係る独法、道県研究機関との連携
- 公募型研究課題等で(独)東北農業研究センター、(独)中央農業総合研究センター、(独)生研センター、(独)農業生物資源研究所、(独)作物研究所、他県と連携
- 依頼研究員派遣で(独)作物研、(独)中央農研セ、(独)九沖農研セと連携

9. 研究成果、指導状況(平成 26 年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

特許	実用新案	意匠	登録品種	合計	備考
2	1	—	11(2)	14(2)	

()は登録前内数

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 全国、国際学会:27 課題
- 学会支部等:19 課題
- 東北農業研究成果情報:7課題
- 雑誌:10 誌
- 普及に移す技術:3 課題
- 参考資料:13 課題
- 普及情報:4 課題

(3) 技術講習会等の開催状況

- 講演会・研修・指導会:「稲作講座」「参観デー」「成果報告会」等 67 件(4,486 名)
- 参観者案内件数:68 件(1,685 名)
- 展示会等への出展:学都「仙台・宮城」サイエンスデイ、みやぎまるごとフェスティバル、アグリビジネス創出フェア、地域食材試食研修会、県政広報展示室企画展

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- 古川農業試験場研究報告(年 1 回)
- 古川農業試験場業務年報(年 1 回)
- 試験研究成績概要(年 1 回)
- 水稻及び麦類・大豆の作柄解析(年 1 回)

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
使用料及び手数料				
使用料	32	29	28	△1
財産収入				
財産運用収入	63	63	0	△63
財産売払収入	10,378	9,243	6,349	△2,894
諸収入				
受託事業収入	57,259	51,716	58,863	7,147
雑入	190	87	100	13
収入計(A)	67,922	61,139	65,341	4,203
総務費				
総務管理費	50	54	77	23
労働費				
雇用対策費	7,189	8,983	7,108	△1,875
農林水産業費				
農業費	145,800	149,264	154,770	5,506
畜産業費	908	929	835	△94
農地費	3,373	3,695	2,778	△917
水産業費	51	102	97	△5
支出計(B)	157,371	163,027	165,665	2,638
収支差額(C)=(A)-(B)	△89,449	△101,888	△100,324	1,564
試験研究機関の支出のうち県庁 に帰属すべき額				
農業後継者育成費	4,996	5,049	5,862	813
支出調整計(D)	4,996	5,049	5,862	813

県庁の支出のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
人件費	388,458	391,543	396,828	5,285
工事請負費	-	10,836	4,800	△6,036
備品購入費	27,300	-	-	-
委託料	20,310	19,721	20,412	691
支出調整計(E)	436,068	422,100	422,040	△60
実質負担額(C)+(D)-(E)	△520,521	△518,939	△516,502	2,437

(主な増減内容)

重要な増減はない。

【監査の結果と意見】

1. 農業関係の試験研究機関の統合(意見)

農業・園芸総合研究所「農業関係の試験研究機関の統合」参照(P74)。

2. 活動実績の積極的な公表(意見)

当研究機関は試験研究等の活動実績をまとめた業務年報を策定し、他県の同一分野の試験研究機関、大学等に配布しているが、ホームページには掲載していない。

積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。

3. 基本計画、年度計画、外部評価結果等の積極的な公表(意見)

基本計画・年度計画や外部評価委員会は農業関係試験研究機関3団体分を農業・園芸総合研究所が所管して一体として策定・運営しており、その結果は農業・園芸総合研究所のホームページに公開されているが、そのことが当研究機関のホームページには全く記載されていないので、通常、当研究機関のホームページ閲覧者はそのことを知り得ず、閲覧希望者だったとしても閲覧できないケースが多いと思われる。

当研究機関のホームページにその事実の説明を掲載するとともに、農業・園芸総合研究所が公開しているホームページへのリンクを貼ることが積極的な情報公開のためには望ましい。

4. 稲育成品種種子の販売に関する事務手続

当研究機関では、県として普及を奨励する品種である奨励品種(県の水稲の中核となるメインの品種)を定めている。また、奨励品種ではないものの、当研究機関が育成しており育成者権の登録を出願中であるものや登録は完了しているが栽培面積が一定数量に達していないもの等を育成品種として定めている。

育成品種の種子の配付に関する事項は、宮城県稲育成品種種子配付要綱(以下、「配付要綱」という。)に定められており、その事務手順の概要は次のとおりである。

(配付の申請)

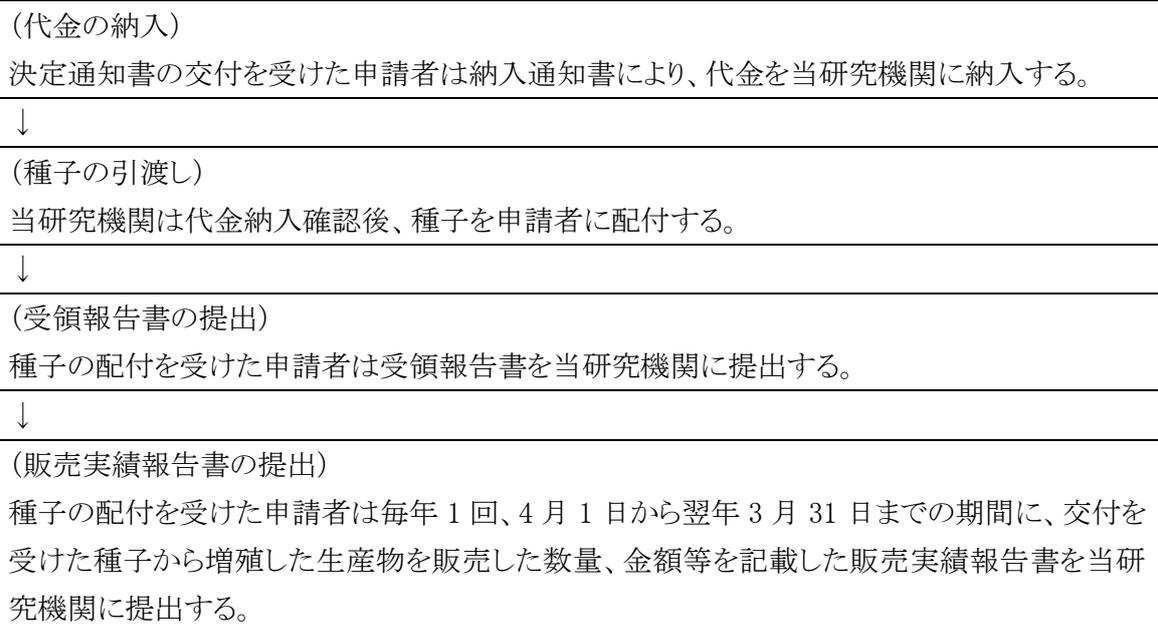
種子の配付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は稲育成品種種子配付申請書(以下、「申請書」という。)を当研究機関に提出する。

↓

(配付決定の通知)

当研究機関は申請書の内容を審査し、配付を決定したときには、稲育成品種種子配付決定通知書(以下、「決定通知書」という。)と納入通知書を申請者に交付する。

↓



当研究機関では、平成 26 年度において、育成品種の種子を希望する農業団体等に 6 回、計 58 千円で有償配付しているが、これについて、以下の改善すべき事項が見受けられた。

(1) 代金納入後の種子の引渡しの徹底(結果)

上記のとおり、代金納入確認後に種子を交付することが配付要綱に定められているが、平成 26 年度に種子を配付した 6 件は、全て代金納入前に種子を配付しており、配付要綱に違反している。

代金回収を確実にするため、配付要綱に従い、代金納入確認後に種子を配付すべきである。

(2) 受領報告書の未入手(結果)

上記のとおり、種子の配付を受けた申請者は受領報告書を当研究機関に提出することとなっているが、平成 26 年度に種子を配付した 6 件中 3 件は未提出となっており、配付要綱に違反している。

種子を配付したことを明確にするため、配付要綱に従い、受領報告書の提出を徹底すべきである。

(3) 販売実績報告書の未入手(結果)

上記のとおり、種子の配付を受けた申請者は毎年 1 回、販売実績報告書を当研究機関に提出することとなっているが、平成 26 年度に種子を配付した 6 件は、全て未提出となっており、配付要綱に違反している。

申請者と利用許諾契約を締結している場合は許諾料の積算根拠資料とするため、利用許

諾契約を締結していない場合は種子の転売をしていないことを確認する根拠資料とするため、配付要綱に従い、実績報告書の提出を申請者に対して求めるべきである。

5. 書面による再委託の承認(結果)

委託業務	平成 26 年度古川農業試験場及び農業大学校水田経営学部庁舎等給排水衛生設備保守点検業務
委託期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日
委託業者	G 社
委託額	1,909 千円
委託業務内容	古川農業試験場及び農業大学校水田経営学部の庁舎に設置されている下記給排水衛生設備機器を、正常かつ良好な運転及び作動状況を維持するため、点検整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・受水槽 ・ポンプ ・特殊ガス装置 ・ガス気化装置 ・浄化槽 ・枡 ・電気温水器 ・ろ過装置

委託業者は、上記委託業務内容のうち、受水槽の水質検査、特殊ガス装置の点検および枡の清掃や汚泥の処理を他の業者に請け負わせている。

業務委託契約書の第 4 条には「受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない」と定められている。業務委託契約書に再委託等禁止の条文が盛り込まれているのは、委託業者が手数料を取って他の業者に再委託することを防止するという趣旨に基づくものである。当該趣旨に照らし、業務の一部を他の業者に請け負わせていることは妥当ではない。また、当研究機関は、委託業者が業務の一部を他の業者に請け負わせていることに対し、口頭による承認は行っているものの、書面による承諾を行っておらず、契約に違反している。

再委託等が行われないように委託の項目を整理する、または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業者に対し書面により承諾を行う必要がある。

6. 備品整理票による物品表示の徹底(結果)

県の財務規則第 146 条によると、「物品供用者は、供用中の備品及び動物には、性質又は

形状に応じて備品整理票を付し、又は焼印若しくは彫刻をする等適宜の方法により、細分類、備品番号、品名及び取得年月日を表示し、常に照合に便利であるようにしなければならない。」とあるが、サンプルを無作為抽出して備品現物を確認したところ、物理的に添付可能なものにも関わらず、備品整理票の添付がなされていないものがあった。また、過去の試験場移転の際に引き継いだ備品について、備品整理票の更新が適切に行われていないものがあった。

適正な備品管理および照合に資するため、備品整理票は可能な限り添付し、適切に更新されるべきである。

備品整理票の添付がなされていないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
00046127	顕微鏡用一眼レフデジタルカメラシステム一式	178 千円	H27/2/5
90084185	カエル鳴き声録音解析システム一式	500 千円	H18/3/13
90102235	動力噴霧器	56 千円	S47/3/31

備品整理票の添付があるが更新されていないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
90120758	穀粒均分器	60 千円	S43/3/31

7. 備品台帳による財産管理の徹底(結果)

備品台帳から、サンプルを無作為抽出して備品現物を確認したところ、現物の確認ができないものがあった。また、現在使用されている備品現物が、備品台帳に記録されているか確認したところ、備品台帳にて確認ができないものがあった。

適正な備品管理に資するため、備品台帳は正確に記載を行い、適切に更新されるべきである。

備品台帳にあるが、現物確認できないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
90102238	動力噴霧器	160 千円	S52/3/31

現物があるが、備品台帳で確認できないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
9800226	低温恒温器	不明	S63/3/31

8. 備品の照合確認の実施(結果)

県の財務規則第 144 条において、「物品供用者は、毎年度末に、供用する備品及び動物について、備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない。」とあるが、年度末における照合確認の実施証跡が確認できなかった。また、上述のとおり、そもそも備品整理表が網羅的に整備・更新されていない状況や、備品台帳が適切に更新・記録されていない状況では、照合確認が適切に実施されているか甚だ疑問な状況であった。

規則に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。

9. 図書の管理の徹底(結果)

当研究機関では、3 万点以上の図書を有しており、希望する職員や関係者への貸出しも行っている。この点、貸出業務の管理状況を確認するため貸出簿を閲覧した結果、貸出後返却が行われたにもかかわらず、返却日付欄の記載がなされていないものが散見された。また、定期的な実地たな卸は行われていない状況であった。

蔵書は、少額であっても、県の財産を構成するものであるため、資産管理は重要である。適切な貸出管理および在庫管理を行うべきである。

10. 農薬の毒劇物の実地たな卸の実施(結果)

当研究機関の各部では農薬を保管しており、このうち作物保護部では毒劇物に該当する農薬を保管している。毒劇物については、古川農業試験場毒劇物危害防止要領第 7 条 2 項において、「薬品管理基本台帳を備え、奇数月末日に在庫数量を確認のうえ責任者へ報告することとなっているが、実際に農薬については実地たな卸が行われていない。

「毒物及び劇物取締法」では、毒劇物の盗難・紛失・漏洩等を防ぐのに必要な措置を講じることが求められており、当研究機関の内規においても上記管理規程がある。実地たな卸が行われていない現状では、仮に紛失や盗難があった場合でも適時に発見・把握することが困難であるといわざるを得ない。

内規に従い、適時に実地たな卸を行うべきである。

11. 農薬以外の毒劇物の実地たな卸の実施(結果)

上述のとおり、毒劇物については、「薬品管理基本台帳を備え、奇数月末日に在庫数量を確認のうえ責任者へ報告することとなっているが、農薬以外の毒劇物の実地たな卸は年度末に一度行われるのみであり、奇数月末では、使用量の把握・集計のみ行われ実地たな卸は行われていなかった。

内規に従い、適時に実地たな卸を行うべきである。

12. 電子記録媒体(USB メモリ)管理台帳の更新(結果)

当研究機関では、使用している電子記録媒体(USB メモリ)について、管理台帳を作成し一覧管理を行っているが、直近の管理状況を確認したところ、土壌肥料部および作物保護部以外の部門では平成 25 年度以降台帳の更新が行われていなかった。

県のソフトウェア・ハードウェアの取扱い及び管理に関する基本指針において、「管理者は USB メモリを含む情報資産を適正に管理するため、必要事項を記載した台帳を作成し管理しなければならない」旨規定されており、また、情報セキュリティの観点からも台帳管理は重要である。管理台帳の更新を漏らさない体制を構築するとともに、適宜最新の台帳による管理を行うべきである。

H. 畜産試験場

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

大正 10 年	白石町(現白石市)に創設
昭和 24 年	現在地にあった農林省宮城種畜牧場の土地・施設及び家畜を県が譲り受け、白石町の種畜場と色麻村(現色麻町)にあった加美種畜場を移転統合して、新たに馬に関する業務を加えた総合種畜場として整備
昭和 29 年	家畜人工授精(牛)メインセンターを併設し県北部に精液配布を開始
昭和 33 年	種雄牛を集中管理し県一円に人工授精用精液を配布
昭和 43 年	牛凍結精液の配布を開始
昭和 48 年	仙台市原町にあった県農業試験場の名取市への移転に伴う再編により、畜産部を併合して、家畜、家さん、飼料作物に関する試験研究業務を加え宮城県畜産試験場に改組
昭和 52 年	宮城県農業実践大学校(現宮城県農業大学校)の開校に伴い畜産学部 岩出山教場が併設
昭和 58 年	原種豚造成科(現原種豚チーム)を新設
昭和 61 年	受精卵研究科(現バイオテクノロジー研究 チーム)を新設

2. 機関の概要

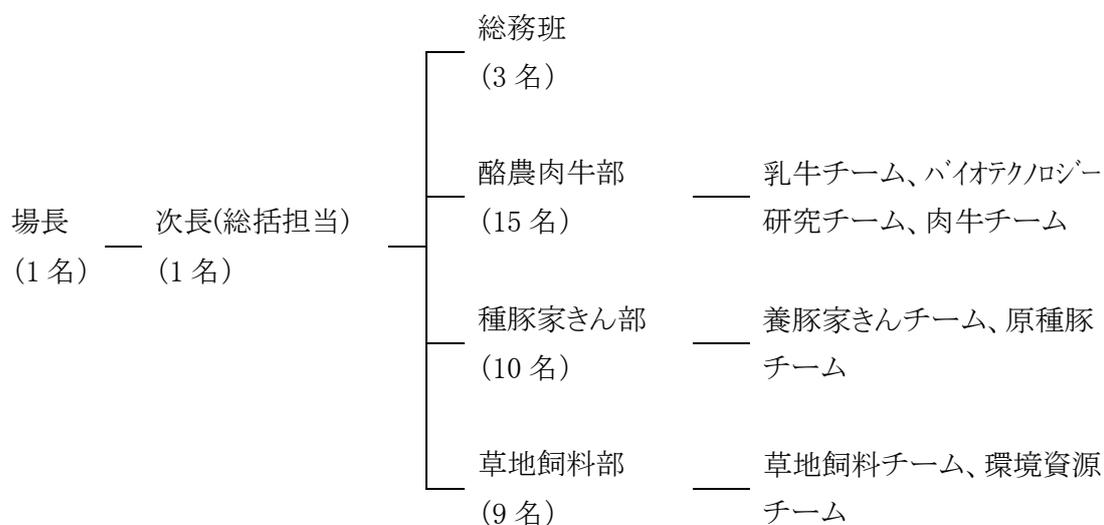
項目	内容
名称	畜産試験場
主務課	農林水産部畜産課
設置年月日	昭和 48 年 4 月 1 日
概要	本県の畜産振興を図るため、畜産に関する試験研究及び奨励指導を行っている。

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
畜産試験場	大崎市岩出山南沢 字樋渡1	場務の総合調整・収入支出・給与旅費及び庶務一般 乳牛、肉牛の飼養管理・繁殖、バイオテクノロジー利用試験研究 豚の系統豚造成・維持、飼養・先端技術利用試験研究 牧草、飼料作物の栽培・家畜ふん尿処理、利用試験研究

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

39 人（うち研究職 20 人）

5. 主な試験研究課題

- 効率的な黒毛和種種雄牛造成とその活用法に関する研究
- 牛の受精卵移植技術の実証
- 地域飼料資源および新しい繁殖技術の酪農への応用

- 優良種豚供給体制の確立
- 系統豚を利用した新たな豚肉生産方式の確立
- 飼料作物・牧草適応品種の選定

6. 特色ある試験研究分野

- 黒毛和種肥育牛への飼料用米給与技術及び肉質評価法の開発
- DNA多型マーカーと家畜の生産形質及び遺伝的疾患等との関係解析
- 生産病に対する感受性を支配するゲノム領域の探索
- ワカメ加工残渣物の家畜飼料原料化による効率的豚肉生産の実証
- 飼料用とうもろこしの耕耘同時畝立て播種技術の実証
- 放射性物質による農畜産物・牧草・土壌への影響の検証
- 自給飼料生産における放射性物質の移行低減技術

7. 今後重視すべき試験研究分野

- 畜産分野でのバイオテクノロジーを用いた育種手法等の開発
- 未利用資源利用の家畜生産技術の確立
- 牧草・飼料作物の放射性物質吸収抑制対策
- 畜産分野での環境負荷軽減技術の確立

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- 高泌乳牛の栄養管理技術

(2) 大学との連携

- 高泌乳牛の栄養管理技術・バイオテクノロジー、家畜育種分野での指導助言(東北大学他)
- 肥育牛の診断技術の開発(近畿大学他)・放射性物質の家畜体内での動態解明(東北大学他)
- 家畜飼料原料化(東北大学)

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 寒冷地における高糖分型飼料用稲栽培と利用技術開発(古川農業試験場)
- 飼料米の省力低コスト多収栽培技術の確立(農業・園芸総合研究所、古川農業試験場)

(4) 国、他県の研究機関との連携

- 高泌乳牛の栄養管理技術(茨城県他 11 試験場)
- 飼料米給与技術(農業食品産業技術総合研究機構他7試験場)
- 受精卵移植(青森県他 9 畜産試験場、(独)家畜改良センター)・DNA解析技術(動物遺伝研他)
- DNAマーカー育種技術(農業生物資源研究所他)
- 飼料作物優良品種の選定(東北各県、農業食品産業技術総合研究機構)
- 飼料用トウモロコシ栽培技術(農業食品産業技術総合研究機構)
- 飼料作物の放射性セシウムの移行低減対策(農業食品産業技術総合研究機構)

9. 研究成果、指導状況(平成 26 年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

なし

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 全国、国際学会等:21 回
- 東北畜産学会:1 課題

(3) 技術講習会等の開催状況

- 講習・研修・指導:成果報告会、畜産技術研修会、乳用牛群検定講習会、家畜人工授精講習会、豚の疾病対策、高品質豚肉生産技術等、技術相談件数約 52 件、参観者案内 8 件(131 名)
- 展示会への出展:みやぎまるごとフェスティバル、県政広報展示室の企画展
- 県民参観デーの開催(古川農試との共催)

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- 畜産試験場試験成績書・業務年報(年1回)

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
使用料及び手数料				
使用料	852	849	851	2
財産収入				
財産売払収入	101,974	109,083	110,116	1,033
諸収入				
受託事業収入	12,815	14,363	14,320	△43
雑入	345	269	211	△58
収入計(A)	115,986	124,564	125,498	934
総務費				
総務管理費	22	21	36	15
生活環境費	—	—	—	—
労働費				
雇用対策費	2,883	3,643	2,233	-1,410
衛生費				
環境衛生費	—	—	—	—
農林水産業費				
農業費	2,419	1,831	2,126	295
畜産業費	228,494	225,276	241,776	16,500
商工費				
企業指導費	—	—	—	—
災害復旧費				
災害復旧費	—	—	—	—
支出計(B)	233,818	230,771	246,171	15,400
収支差額(C)=(A)-(B)	△117,832	△106,207	△120,673	△14,466
試験研究機関の収入のうち県庁 に帰属すべき額				
物品売払収入	13,760	19,431	21,012	1,581
生産物売払収入	15,787	14,023	7,484	△6,539
収入調整計(D)	29,547	33,454	28,496	△4,958

試験研究機関の支出のうち県庁に帰属すべき額				
農業後継者育成費	925	916	981	65
支出調整①計(E)	925	916	981	65
県庁の収入のうち試験研究機関に帰属すべき額				
精液譲渡手数料収入	76,117	76,731	68,124	△8,607
収入調整②計(F)	76,117	76,731	68,124	△8,607
県庁の支出のうち試験研究機関に帰属すべき額				
人件費	303,336	290,953	309,575	18,622
備品購入費	5,869	-	4,903	4,903
支出調整②計(G)	309,205	290,953	314,478	23,525
実質負担額 (C)-(D)+(E)+(F)-(G)	△379,542	△352,968	△394,542	△41,575

(主な増減内容)

重要な増減はない。

【監査の結果と意見】

1. 農業関係の試験研究機関の統合(意見)

農業・園芸総合研究所「農業関係の試験研究機関の統合」参照(P74)。

2. 宮城県岩出山牧場との統合の検討(意見)

(宮城県岩出山牧場の概要)

宮城県岩出山牧場(以下、「牧場」という。)は公共育成条例第2条によると、「優良な乳用牛及び肉用牛の生産及び育成を図る」ことを目的に設置された県の施設である。現在の具体的な業務内容は主に次の3つである。

(1) 和牛検定事業

① 直接検定

当研究機関が管理している基幹種雄牛(食肉用として優れた遺伝子を持つ牛として宮城県肉用牛改良委員会から認定された牛)の精子と高能力雌牛の卵子を人工受精させて生まれた雄牛の中から候補種雄子牛(約7ヶ月齢)20頭を選抜して牧場で112日間飼養し、その間の成績(増体重・飼料効率等)、育種価格推定値などで評価し、4頭を候補種雄牛として選抜する。

② 現場後代検定

候補種雄牛4頭の精子を人工授精させて生まれた子牛各20頭を県内酪農家等に一般肥育を依頼し、その間の成績(増体重等)や枝肉成績から産肉能力を評価し、基幹種雄牛として選抜する。

(2) 優良肉用子牛の生産育成配付事業

主として和牛検定事業の過程において牧場で生まれた子牛を県内酪農家へ売却(市場経由)する事業

(3) 雌子牛預託育成事業

夏期を主体に県内畜産農家から育成牛(7ヶ月齢以上)を預託放牧し(使用料は1日500円程度)、希望により種付のうえ預託者へ返す事業(子牛を放牧・育成する事業)

(当研究機関との関係)

(1) 和牛検定事業の一体運営

上記牧場の事業のうち、(1)和牛検定事業に用いる基幹種雄牛は当研究機関が飼育しており、高能力雌牛は牧場が飼育しているものを当研究機関が無償で借り受けて人工授精させ、生まれた子牛の肥育を牧場に依頼している。すなわち、和牛検定事業は当研究機関と牧場が一体となって実施している事業である。

また、上記(2) 優良肉用子牛の生産育成配付事業は主として和牛検定事業の過程において生まれた子牛の県内酪農家への供給事業であるから、当研究機関と牧場が一体運営している和牛検定事業の附随的事業ともいえるものである。

当研究機関と直接的関係のない(3)雌子牛預託育成事業の規模は小さく、平成 27 年 4 月 1 日現在、牧場で飼育している牛 173 頭のうち、預託育成している牛は 27 頭で全体の 16%に過ぎず、大部分は当研究機関と関係している牛である。

(2) 子牛等の売却事務の代行

上述のように、和牛検定事業を一体運営していることから、当研究機関の職員は緊密に牧場職員と連絡を取り合うとともに、当研究機関から牧場までは車で 15 分程度と比較的に位置していることから頻繁に牧場に行き、牧場職員との打合せや牛の生育状況等を視察している。このような状況の中、牧場職員は牛の飼育等に関する専門職職員が中心で一般事務職職員がいないため、牧場の子牛の売却事務を当研究機関の事務職員が行っており、その売却収入(平成 26 年度 7,484 千円)は当研究機関の収入に計上されている。同様に牧場の物品の売却事務も当研究機関の事務職員が行っており、その売却収入(平成 26 年度 21,013 千円)も当研究機関の収入に計上されている。

(統合の検討)

以上のように、当研究機関と牧場とは和牛検定事業の一体運営や子牛等の売却事務の代行を行うといった密接な関係にある。また、当研究機関と牧場は地理的にも車で 15 分程度と比較的に位置している。

このような状況に鑑み、業務をより一層、効率的・効果的に行うために、当研究機関と牧場との統合を検討する余地があるものと思われる。

3. 行政組織規則の改訂(結果)

行政組織規則第 76 条第 4 項には当研究機関の所掌事務について、次のように規定されている。

「畜産試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 畜産経営技術の研究に関すること。
- 二 大家畜の飼養の試験研究に関すること。
- 三 大家畜の種畜の改良、繁殖、育成及び配布に関すること。
- 四 大家畜の人工授精及び能力検定に関すること。
- 五 畜産技術の普及指導に関すること。
- 六 中小家畜の飼養の試験研究に関すること。
- 七 中小家畜の種類、種きんの改良、繁殖、育成及び配布に関すること。
- 八 中小家畜の人工授精及び能力検定に関すること。
- 九 (以下省略)」

このうち、第 6 号～第 8 号は中小家畜と種きんについての規定であるが、当研究機関は現在、大家畜である牛と中家畜である豚を扱っているが、小家畜や種きん(鳥)は平成の初め頃

までは扱っていたが、その後は扱っておらず、今後も扱う予定はないとのことである。

このような状況に鑑みて、当研究機関に関する行政組織規則の規定のうち、小家畜と種まんに関する部分は削除すべきである。

4. 活動実績の積極的な公表(意見)

当研究機関は試験研究等の活動実績をまとめた業務年報を策定し、他県の同一分野の試験研究機関、大学等に配布しているが、ホームページには掲載していない。

積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民に公表することが望まれる。

5. 基本計画、年度計画、外部評価結果等の開示(意見)

基本計画・年度計画や外部評価委員会は農業関係試験研究機関3団体分を農業・園芸総合研究所が所管して一体として策定・運営しており、その結果は農業・園芸総合研究所のホームページに公開されているが、そのことが当研究機関のホームページには全く記載されていないので、通常、当研究機関のホームページ閲覧者はそのことを知り得ず、閲覧希望者だったとしても閲覧できないケースが多いと思われる。

当研究機関のホームページにその事実の説明を掲載するとともに、農業・園芸総合研究所が公開しているホームページへのリンクを貼ることが積極的な情報公開のためには望ましい。

また、当研究機関が独自に策定している「畜産試験場の概要」には、年度の試験研究計画の方針および試験研究課題の詳細が掲載されているが、ホームページには全32ページ中、当研究機関の概要を説明した1ページ目のみが掲載され、2ページ目以降は掲載されていない。さらに、隔月発行の広報誌である「畜産みやぎ」もホームページには掲載されていない。他の試験研究機関と比較してもホームページで情報公開されているものが少ない状況となっている。

当研究機関にはホームページを活用した、より積極的な情報公開が望まれる。

6. 請求書、納品書の日付の記載漏れ(結果)

支出事務の妥当性を検証するため、支出負担行為、支出命令決議書、およびそれに添付された請求書、納品書を通査したところ、当研究機関の職員が日付を記載したと推測される請求書、納品書が多数検出された。質問した結果、請求書、納品書の日付が空欄で提出された場合、当研究機関の職員が日付を記載している旨の回答を得た。業者に対し日付を記載しないよう指導は行っていないものの、従前からの慣行により、日付を記載せずに請求書、納品書を提出する業者が多いとのことである。

このような状況では、職員が恣意的に当年度分を翌年度に繰越し、または翌年度分を当年度に前倒しすることが可能となり、妥当ではない。

業者に対し、請求書、納品書には日付を記載するよう指導すべきである。また、日付が記載

されていない請求書、納品書が提出された場合には日付を記載の上再提出するよう求めることが必要である。

7. 書面による再委託の承認(結果)

委託業務	庁舎等清掃及びボイラー設備保守点検ほか業務
委託期間	平成 26 年 4 月 9 日から平成 27 年 3 月 30 日まで
委託業者	H 社
委託額	841 千円
委託業務内容	庁舎等清掃及びボイラー設備保守点検等

委託業者は、上記委託業務内容のうち、暖房用重油タンクの定期点検の一部を他の業者に請け負わせている。

委託契約書の第 4 条には「受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない」と定められている。委託契約書に再委託等禁止の条文が盛り込まれているのは、委託業者が手数料を取って他の業者に再委託することを防止するという趣旨に基づくものである。当該趣旨に照らし、業務の一部を他の業者に請け負わせていることは妥当ではない。また、当研究機関は、委託業者が業務の一部を他の業者に請け負わせていることに対し、口頭による承認は行っているものの、書面による承諾を行っておらず、契約に違反している。

再委託等が行われないように委託の項目を整理する、または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業者に対し書面により承諾を行う必要がある。

8. 自動販売機設置業者の公募選定の実施(結果)

県が清涼飲料類等の自動販売機(以下「自動販売機」という)設置に係る必要な事項を定めた「自動販売機設置手続き事務取扱要領」の第 2 行政財産への設置 1 貸付の原則と例外的な取扱い (1) 貸付けの原則 によれば「財産管理者は、管理する行政財産に新たに自動販売機の設置を認める場合及び既に自動販売機を設置しており、使用許可期間又は貸付期間終了後も継続してその場所に自動販売機を設置させようとする場合は、原則として公募を行い、一般競争入札により設置事業者を決定し、行政財産の貸付けにより設置を行うこととする」とされている。また、同要領の第 2 行政財産への設置 1 貸付の原則と例外的な取扱い (2) 例外的な取扱い によれば「自動販売機の設置に当たり、次のような理由がある場合は、当分の間、目的外使用許可により対応することができる。イ 廃止が予定されている施設に設置している場合。ただし、施設の廃止までの期間が 3 年以上ある場合はこの限りではない。ロ 指定管理者に自動販売機の管理運営等を任せている場合 ハ 法令等により売店等の設置について配慮することが求められる団体が設置している場合(福祉団体等) ホ 食堂・売店

等の運営者に対し、それらの使用許可と一体的に許可している場合へ「その他特別な理由がある場合」とされている。当研究機関は、平成 26 年度に 2 台の自動販売機を I 福祉会に対し、公募を実施せず無償で設置させている。また、当研究機関が同団体から入手した平成 26 年度の収入支出予算書を閲覧したところ、同団体は平成 26 年度に自動販売機売上として 160 千円の収入を得ている。

職員・利用者の利便性向上のためかつて当研究機関から同団体に対し設置を要請したという経緯や、公募制導入以前から同団体に設置を許可していた事情を勘案し、公募を実施せず、無償で設置させているが、当該取扱いは原則として公募によるという自動販売機設置手続き事務取扱要領に違反するものである。また、決裁文書を閲覧したところ、本件が公募を必要としない要件として定められた上記イからへのいずれに該当するか、明確となっていない。同団体が無償で当研究機関に自動販売機を設置しながら、自動販売機収入として 160 千円の収入を得ている現状は、同団体に対する実質的な隠れ補助金と言わざるを得ず、妥当ではない。

自動販売機設置に当たっては、原則どおり、公募を行う必要がある。

9. 備品台帳による財産管理の徹底(結果)

現在使用されている備品現物が、備品台帳に記録されているか確認したところ、備品台帳に記載がなされていない備品があった。

適正な備品管理に資するため、備品台帳は正確に記載を行い、適切に更新されるべきである。

現物があるが、備品台帳で確認できないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
未登録	高圧滅菌器	不明	不明

10. 備品の照合確認の実施(結果)

県の財務規則第 144 条において、「物品供用者は、毎年度末に、供用する備品及び動物について、備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない。」とあるが、当研究機関では、備品について照合確認を行っていなかった。

規則に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。

11. 図書の実地たな卸の実施(結果)

当研究機関では、図書を有しており、希望する職員は閲覧可能となっている。この点、管理状況について確認したところ、図書管理についての規則整備はなされていなかった。また、網羅的な台帳は整備されておらず、定期的な実地たな卸は行われていない状況であった。

蔵書は、少額であっても、県の財産を構成するものであるため、資産管理は重要である。適切な在庫管理を行うべきである。

12. 電子記録媒体(USB メモリ)の台帳管理の徹底(結果)

当研究機関では、平成26年度において、電子記録媒体(USB メモリ)の管理台帳が網羅的には整備されておらず、そのため台帳に基づく管理が十分には行われていない状況であった。

県のソフトウェア・ハードウェアの取扱い及び管理に関する基本指針において、「管理者はUSB メモリを含む情報資産を適正に管理するため、必要事項を記載した台帳を作成し管理しなければならない」旨規定されており、また、情報セキュリティの観点からも網羅的な台帳管理は重要である。

網羅的な管理台帳の整備を行うとともに、適宜更新の上最新の台帳による管理を行うべきである。

なお、直近の管理状況を確認したところ、平成27年7月以降は、適切に台帳整備及び一覧管理が行われている。

13. 電子記録媒体(USB メモリ)の使用目的及び使用期間の見直し(意見)

当研究機関では、電子記録媒体(USB メモリ)を使用する際、USB メモリ貸出簿に記載し承認の上、貸与を受ける管理となっている。この点直近の貸与状況を確認したところ、年間を通して長期間貸与されている状況が続いていたが、一方で、業務上電子記録媒体(USB メモリ)を使用せざるを得ない状況は限られるとも伺っている。

情報を紛失するリスクを低下させる観点から、物理的に容易に情報を持ち出せる状況はなるべく避けるべきである。使用目的に照らし不要な期間があれば適宜返却し、必要な場合のみ貸与を受ける形が望まれる。

なお、一部の職員がバックアップ目的で使用している例があったが、この場合も情報流出のリスクが高まると考えられるので、バックアップ目的での使用は控えた方が望ましい。

I. 林業技術総合センター

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

昭和 8 年	県有林及び県行造林の優良苗木の自給と民間苗木生産者の模範的経営展示苗圃として、宮城県黒川苗圃を開設
昭和 24 年	県行造林の拡大により、苗圃の拡大
昭和 26 年	県パルプ資源林の創設により苗圃の拡大
昭和 28 年	宮城県農業試験場林業部設置(仙台市宮城野区幸町)
昭和 37 年	林木育種場が昭和 8 年 4 月開設の県営黒川苗圃を吸収して設置
昭和 45 年	宮城県農業試験場林業部と林木育種場とを統合して林業試験場が設置、色麻の圃場を色麻圃場とした
昭和 56 年	研修部設置(昭和 56 年研修館建設、昭和 57 年林業機械実習舎建設)
平成 元年	木材利用加工実験棟建設
平成 元年	組織 3 部 2 課(総務課、業務課、研修部、造林環境部、林産経営部)改組
平成 10 年	きのこ栽培実験棟建設
平成 12 年	組織 2 部 2 班(総務班、業務班、企画指導部、研究開発部)改組
平成 13 年	組織 2 部 1 班(総務、業務班、企画指導部、研究開発部)改組
平成 16 年	組織 2 部(総務、企画指導部、研究開発部)改組
平成 20 年	宮城県林業試験場を宮城県林業技術総合センターへ改組 組織 3 部 1 チーム(総務、企画管理部、環境資源部、地域支援部、普及指導チーム)
平成 26 年	「宮城県林業試験研究推進構想」改定

2. 機関の概要

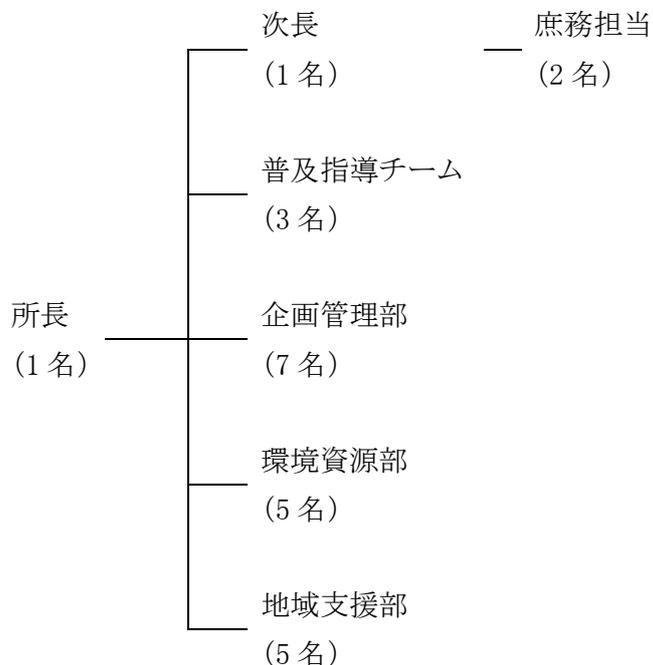
項目	内容
名称	林業技術総合センター
主務課	農林水産部林業振興課
設置年月日	平成 20 年 4 月 1 日(昭和 45 年 4 月 1 日)
概要	森林・林業に関する総合的な調査研究及び技術指導機関として、森林の育成管理手法、木材利用加工技術、特用林産物栽培技術等に関する試験研究のほか、林業種苗等の生産・供給を行うとともに、普及指導事業を通じて林業技術者の養成や一般県民を対象とした森林・林業に関する講座等を開設している。

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
林業技術総合センター	黒川郡大衡村大衡字爪木 14	<p>普及指導チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林、林業の研修及び指導 ・試験研究成果の普及 ・林業技術の情報収集及び広報 <p>企画管理部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験研究の総合的な企画調整 ・試験研究の評価 ・圃場管理 ・林木育種事業 ・試験林管理 ・造林育種に関する試験研究 <p>環境資源部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林保護に関する試験研究 ・林業機械に関する試験研究 ・林業経営に関する試験研究 <p>地域支援部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材利用に関する試験研究 ・きのこ等特用林産に関する試験研究

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数（平成 26 年 4 月 1 日現在）

24 人（うち研究員 10 人）

5. 主な試験研究課題

- 放射性物質対策を講じた安全で高品質なきのこの生産技術の開発
- クロマツ苗の無性繁殖による大量増殖技術の開発
- 効果的なニホンジカ保護管理計画の推進を目的とした生息状況調査と森林影響度調査
- マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツ実生家系の評価とさし木品種の開発に関する研究
- 里山広葉樹林の管理技術に関する研究
- 雄性不稔(無花粉)スギの品種開発に関する研究
- 木質バイオマス再生利用技術の開発

6. 特色ある試験研究分野

- 森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興に寄与する技術の開発
- 被災した海岸防災林の再生と県土保全の推進に寄与する技術開発の推進
- 木質バイオマスの多角的利用モデルの構築に寄与する技術の開発

7. 今後重視すべき試験研究分野

- 森林や林産物における放射性物質の拡散による影響等の解明と改善・制御技術の開発
- 成長産業化を牽引する県産木材や木質バイオマスの多面的利活用の技術の開発
- 持続可能な森林経営に向けた新たな管理技術の開発
- 海岸防災林の再生に向けた造成、育苗及び管理技術の開発
- 優良品種の確保と種苗の安定供給に向けた技術の開発

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- 佐藤工業(株)、日本製紙(株)、(株)環境総合テクノスとの共同研究
- 木材関連会社等からの依頼を受け、木材試験の実施

(2) 大学との連携

- 宮城大学での講義の実施

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 県内公設試験研究機関と共に、業際研究会を開催。

(4) 国、他県の研究機関との連携

- (独)森林総合研究所をリーダーとした他県研究機関との共同研究

9. 研究成果、指導状況(平成 26 年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成 27 年 4 月 1 日現在)

特許	実用新案	意匠	登録品種	合計	備考
2	—	—	1	3	

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 全国学会等:1 回
- 学会支部等:5 回
- その他:8 回

(3) 技術講習会等の開催状況

- 研修及び講習会:林業教室、山仕事ガイダンス、トータル・コーディネーター育成研修、宮城県森林施業プランナー育成研修、里山林の管理基礎講座、ほか計 66 回

- 技術相談:65 件
- 講師派遣:15 件

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- H26 林業技術総合センターの業務と最近の成果(1 回)
- H25 林業技術総合センター業務報告(1 回)
- 林業技術総合センター成果報告(1 回)
- 森林科学情報誌(メッサみやぎ)(4 回)

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
使用料及び手数料				
使用料	238	238	218	△20
手数料	-	794	60	△734
財産収入				
財産売払収入	2,865	2,977	2,453	△524
諸収入				
受託事業収入	340	1,200	1,800	600
雑入	19	27	39	12
収入計(A)	3,462	5,236	4,570	△666
総務費				
総務管理費	7	10	16	6
生活環境費	214	584	753	169
民生費				
社会福祉費	1	-	-	-
労働費				
雇用対策費	9,871	9,042	6,578	△2,464
農林水産業費				
農業費	0	0	50	50
林業費	39,953	36,479	37,912	1,433
商工費				
企業指導費	128	163	175	12
災害復旧費				

災害復旧費	0	274	738	464
支出計(B)	50,173	46,552	46,222	△330
収支差額(C)=(A)-(B)	△46,711	△41,316	△41,652	△336
県庁の支出のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
人件費	184,755	194,108	179,339	△14,769
支出調整計(D)	184,755	194,108	179,339	△14,769
実質負担額(C)-(D)	△231,466	△235,424	△220,991	14,433

(主な増減内容)

重要な増減はない。

【監査の結果と意見】

1. 年度計画の公表と収支予算の記載(意見)

当研究機関は宮城県林業試験研究推進構想(基本計画)に基づいて、平成26年度の林業関係試験研究計画(年度計画)を策定しているが、ホームページには掲載されていない。当研究機関の活動計画を積極的に発信し、県民の理解を推進するためには、年度計画をホームページに掲載することが望まれる。

また、年度計画には収支予算が記載されていない。収支予算は各試験研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報である。このため、年度計画には各試験研究機関の収支予算を掲載して開示すべきである。

2. 知的財産の利用促進策(意見)

当研究機関は、平成27年4月1日現在、特許権2個、育成者権1個を保有しているが、その情報はホームページに掲載されていない。

知的財産の第三者利用を促進し、県の財政に寄与するという観点から、ホームページに掲載してPRすることが望まれる。

3. 原稿料、講演料の受取辞退の見直し(意見)

産業技術総合センター「原稿料、講演料の受取辞退」参照(P55)。毎年発生しているものとしては、宮城大学講義、東北工業大学講義、民有林行政関係等勉強会(仙台森林管理署)、職員研修((独)森林総合研究所)は謝礼を頂けるが、辞退している。

4. 研修の満足度調査の実施と文書化(意見)

当研究機関の普及指導チームでは宮城県林業技術総合センター林業研修実施要綱に基づき、森林・林業に関する基礎的知識の習得を目的として、平成26年度において、いくつかの研修を実施しているが、そのうち、市町村等担当者職員向けに2日間の研修を実施し、32人が受講している。以前は受講者からの意見・要望等のアンケートを実施していたが、毎年同じような内容であるため、最近では実施していないとのことである。

しかし、同じような内容であったとしても、環境の変化によって受講者のニーズが変化している可能性もあり、新たなニーズが発生している可能性もある。そのようなことを考えれば、実施した研修を自己評価するとともに、次回の研修に向けて改善すべき点がないかを把握するために有用な情報となるので、他の研修と同様に、この研修についても受講者からのアンケートを毎回取り、その結果を活用することが望まれる。また、県内に配置された全普及指導員を対象にグループ演習等を通じた地域課題の把握および解決手段の検討等を目的として、地域材流通からみた森林施業の提案等の研修を実施し、平成26年度には15人が参加しているが、こちらもアンケート未実施となっているので、実施が望まれる。

また、林業普及指導員の資質向上を目的として、地方振興事務所の林業普及指導員の新

任者向けに普及指導活動に必要な知識・心構えの習得の研修を実施し、受講者が 4 名と少人数のため講師が受講者から意見・要望等を聞き取りしているが、聞き取り内容は記録されていない。同様に、森林保護を担当する地方振興事務所の林業普及指導員向けにマツ材線虫病の診断方法等の専門別研修を実施し、受講者が 5 名と少人数のため講師が受講者から意見・要望等を聞き取りしているが、聞き取り内容は記録されていない。

聞き取り内容は記録に残し、活用することが望まれる。

5. 図書の管理に関する規程の整備(結果)

当研究機関では平成 27 年 11 月 11 日時点で、3,672 冊の図書を保有し、台帳を作成している。また、「宮城県林業技術総合センター図書委員会運営要領」が定められ、3 名の図書委員から構成される図書委員会が設置され、図書の管理が行われている。宮城県林業技術総合センター図書委員会運営要領の第 3 委員会の業務として定められている項目は「一 図書の購入又は寄付受け入れに関すること 二 図書の分類及び整理に関すること 三 図書の閲覧又は貸し出しに関すること 四 その他図書室の管理運営に関すること」という一般的な内容に止まり、詳細な定めはない。当研究機関の職員が図書室から図書を持ち出す場合、図書貸出し簿に図書名や氏名、貸出日、返却予定日および返却日を記載する必要があり、図書貸出し簿には「長期間の貸出しは致しません」という注意書きがあるものの、貸出しの期限は定められていないため、直近の図書貸出し簿を閲覧したところ、貸出日から数か月経過しているにもかかわらず返却が行われていない図書が散見された。

現状では、長期にわたり返却されずに貸し出されたままの図書を他の職員が適時に利用できないという弊害が生じている可能性がある。貸出しの期限を設けるとともに、貸出しの期限が到来しても返却されない図書がある場合には返却の督促を行う必要がある。

6. 図書の実地たな卸の実施(結果)

上記のとおり、当研究機関では「宮城県林業技術総合センター図書委員会運営要領」を定めてはいるものの、そこに実地たな卸に関する定めはなく、実地たな卸は実施されていないため、台帳に記載された図書が漏れなく存在するか不明な状況にある。

図書は宮城県の貴重な財産であることから、実地たな卸に関する定めを設け、定期的に実地たな卸を行う必要がある。

7. 領収証の管理

当研究機関では敷地内で収穫した筍等の農産物を職員や近隣住民に現金販売している。また、松や杉の種子の販売も、少額の場合は現金販売している。現金販売した際には、当研究機関の名称が印字された独自の手書き用の領収証を発行している。この領収証の管理状況には以下のような問題点が見受けられた。

(1)領収証綴りの管理台帳の作成(結果)

平成 28 年 11 月 9 日の監査日現在、未使用領収証綴り金庫に 9 冊あるが、領収証綴りの受払管理簿を作成していないので、領収証綴り自体が紛失しても判然としない状況となっている。

不正使用の防止・発見のためには、領収証綴り自体の受払管理簿を作成して、金庫に保管されているべき領収証綴りの冊数を把握できるようにするとともに、最低年 1 回程度は発行者の上席者が領収証綴りの保管状況を確認し、確認した証跡を残すべきである。

(2)連番管理の徹底(結果)

領収証には連番が印刷されていないため担当者が手書きで連番を記入しているが、発行時に記入しているため、未発行分の一部が紛失しても判然としない状況となっている。

不正使用の防止・発見のためには、使用開始前である購入時に全ての領収証綴りの領収書に連番を記入すべきである。その上で、領収書綴り 1 冊を全て使用したときは、発行者の上席者が連番に抜けがないことを確認し、確認した証跡を残すべきである。

(3)書き損じ等の仕損処理(結果)

領収証の書き損じや事前に準備していたがキャンセルになった場合には、領収証の無効処理(仕損処理)をしなければならず、仕損処理は再使用できないように大きく「×」を記入している。しかし、この仕損処理漏れが散見され、領収証が不正に使用されるリスクがある状況となっている。領収証の不正使用を防止するために、仕損処理を徹底する必要がある。

また、書き損じた領収証は仕損処理の上保管しておく必要があるが、領収証が保管されていないケースがある。領収証が保管されていないと、仕損処理が行われていることを疎明できないという問題点がある。領収証不正使用防止のため、仕損となった領収証も保管を徹底する必要がある。

(4)未交付領収証の仕損処理(結果)

現金販売した際は、入金記録とするため、販売先が領収証を必要としない場合にも、領収証を作成している。この場合に、未交付となった領収証は仕損処理されていない。不正使用防止のために未交付となった領収証は仕損処理する必要がある。

J. 水産技術総合センター

【試験研究機関の概要】

1. 沿革

明治 32 年	県庁内に宮城県水産試験場事務所を設置
昭和 2 年	気仙沼分場を設置
昭和 4 年	万石浦湾口部に養蠶研究所を設置
昭和 27 年	渡波町長浜町に木造本館を新築
昭和 39 年	宮城県水産試験場新庁舎竣工
昭和 41 年	松島実験場を設置
昭和 44 年	気仙沼分場新庁舎が気仙沼市内沼に新築
昭和 45 年	気仙沼分場から気仙沼水産試験場に昇格
昭和 51 年	栽培漁業センターが発足
昭和 56 年	内水面水産試験場発足
昭和 59 年	石巻市魚町に水産加工研究所新庁舎が竣工、移転
平成 5 年	石巻市渡波字袖ノ浜に新庁舎竣工
平成 5 年	水産研究開発センターとして業務を開始
平成 20 年	旧水産研究開発センター、旧栽培漁業センター、旧水産加工研究所、旧気仙沼水産試験場、旧内水面水産試験場の5公所が統合し、水産技術総合センターとして業務を開始
平成 22 年	養殖生産部(谷川)に貝類生産棟完成
平成 23 年	東日本大震災による被災。センター本所一階が壊滅。水産加工開発部本館並びに公開実験棟(石巻市魚町)、種苗生産施設(石巻市谷川)及び気仙沼水産試験場が全壊。漁業指導調査船「拓洋丸」が一部破損、「蒼洋」が沈没。
平成 23 年	本所は石巻専修大学体育館に、また、気仙沼水産試験場が気仙沼保健福祉事務所に仮事務所を設置し、被災対応に関連する調査や漁業・養殖業再開に向けた各種調査及び指導を開始
平成 23 年	工事中のセンター本所に復帰。気仙沼水産試験場は気仙沼合同庁舎仮設庁舎へ移転
平成 24 年	センター本所の復旧工事完了

2. 機関の概要

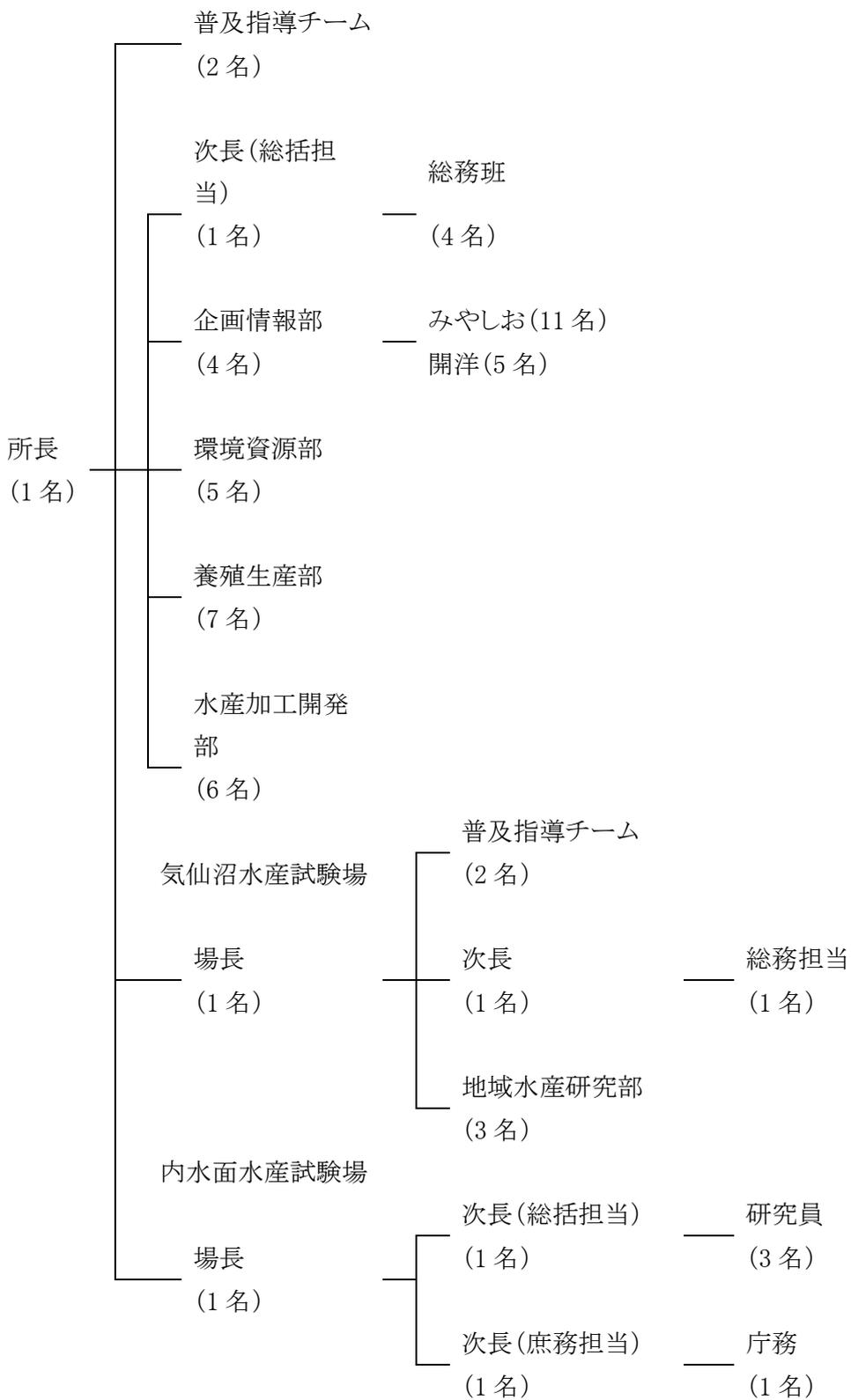
項目	内容
名称	水産技術総合センター
主務課	農林水産部水産業振興課
設置年月日	平成 20 年 4 月 1 日
概要	水産業に関する試験研究及び技術指導を実施。水産資源の持続的利用と造成、養殖技術の高度化、漁場環境の保全及び水産物の加工利用に関する試験研究を柱として水産振興のための事業を推進している。

3. 施設の概要

施設名	所在地	主な業務内容
本所	石巻市渡波字袖ノ浜 97-6	水産業に関する試験研究及び技術指導全般
気仙沼水産試験場	気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6	<p><普及指導チーム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後の復旧復興に向けたワカメ、ホタテ、カキ、ホヤ等の養殖技術の指導・支援 ・水産業の担い手育成に関すること ・試験研究成果等の普及指導に関すること <p><地域水産研究部></p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災後の復旧復興に向けた漁場環境調査、海底の瓦礫分布調査、磯根資源被害状況調査 ・北部沿岸海域の重要な養殖対象種となっているワカメ、ホタテ等の養殖技術の改良や安定生産のための調査研究 ・岩礁生態系の有用資源であるアワビ類、ウニ類等について資源管理技術や増養殖技術の開発 ・北部沿岸域で漁獲される魚類の生態や資源に関する調査研究 ・気仙沼湾、志津川湾の漁場環境調査や貝毒原因プランクトンのモニタリング調査
内水面水産試験場・魚病指導総合センター	黒川郡大和町吉田 字旗坂地内	内水面の漁場環境及び水産資源の調査研究、魚介類の養殖技術改良

4. 組織図および職員数

(1)組織図



(2)職員数 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

61人(うち研究員35人)

5. 主な試験研究課題

- TAC 関連魚種等主要水産生物の資源生態調査及び漁海況の調査研究
- 新たな増養殖対象種(アカガイ、ダルス等)に関する種苗生産・育成技術の開発
- 資源管理型漁業(カレイ類、アナゴ等)の推進に関する調査研究及び管理方策の検討
- 浅海漁場における水質・底質環境のモニタリングや貝毒、赤潮プランクトン発生状況調査
- 女川原発の温排水に関する調査
- 水産物利用加工技術及び品質鮮度保存技術に関する調査研究
- 秋サケ資源を活用した製品の試作試験
- 主要養殖業(カキ、ホタテガイ、ワカメ、ギンザケ等)の採苗・育苗等に関する技術改良、調査研究
- 岩礁域生態系の維持保全の調査研究及び磯根資源の資源管理技術の開発
- 栽培漁業対象種の種苗生産技術及び放流技術の開発と調査研究(サケ・マス類、異体類、アワビ等)
- 水産資源有効利用のための調査研究
- 内水面の水産資源と環境の保全の調査研究及び増養殖技術の研究開発

6. 特色ある試験研究分野

- 近海重要資源の管理と漁獲量変動要因の解明に関する調査研究
- 資源管理に必要な漁海況情報の収集・解析
- 震災後の貝毒プランクトンの動態調査
- 気仙沼湾海底油分のモニタリング及び底生生物を用いた海底浄化法の開発
- カキの斃死要因究明と斃死率低減技術の開発
- 自然エネルギーを利用したカキの生産性の向上に関する技術開発
- 天然シングルシード垂下養殖による未産卵カキ生産技術開発
- ワカメのブランド化を図るための優良系統の作出・普及
- 特色ある遺伝資源を活用したサクラマス海面養殖用種苗作出の技術開発
- イワナ全雌三倍体の安定した作出技術の開発
- 米粉の水産ねり製品への用途開発研究

7. 今後重視すべき試験研究分野

- 漁場及び海洋環境の安全性評価等のための調査研究
- 養殖業の復興及び高度化のための調査研究
- 水産資源の実態把握及び効率的利用のための調査研究
- 種苗生産体制の再構築と資源・漁場造成の技術開発

- 水産加工業復興のための技術開発及び技術支援
- 水産物の安全性モニタリング

8. 交流・連携の状況

(1) 企業との連携

- 養殖技術や漁場監視、漁海況情報に関して普及指導員とも連携して養殖業者、地域漁業者、漁業関係機関、民間企業と情報交流、連携活動
- 加工技術に関して企業との共同研究や企業訪問による情報提供や技術支援
- 養殖技術やブランド化の推進に関して内水面養殖業者と情報交流

(2) 大学との連携

- 東北大学、宮城大学、石巻専修大学、東京海洋大学、北海道大学、東京大学等から試験研究に関する指導、助言を受けたほか、連携した調査研究を実施

(3) 他の県内公設試験研究機関との連携

- 産業技術総合センターの工業部門と連携した種ガキ採苗器の開発
- 産業技術総合センターの食品、分析部門と連携した加工相談、技術改良
- 産業技術総合センター商品開発支援部門及び農業・園芸総合研究所情報経営部門と連携した内水面養殖魚のブランド化の推進

(4) 国、他県の研究機関との連携

- (独)水産総合研究センター及び東北、北太平洋ブロックの各道県水試と連携した調査研究の実施
- 国の震災復興事業を(独)水産総合研究センターと連携して実施
- (独)水産総合研究センター東北区水産研究所と連携した調査研究及び技術指導を実施

9. 研究成果、指導状況(平成26年度末実績)

(1) 特許等保有状況(平成27年4月1日現在)

特許	実用新案	意匠	登録品種	合計	備考
3	—	—	—	3	オオクチバス営巣センサーの開発と実用化・外

(2) 研究発表数(口頭、論文)

- 全国、国際学会及び学会支部会等:9件(日本水産学会秋季大会発表1件)

(3) 技術講習会等の開催状況

- 講演会等: 44回
- 技術相談・指導:307回
- 展示会への出展:みやぎまるごとフェスティバル、県政広報展示室企画展、サイエンスデイ、学都仙台宮城・サイエンスデイ in 石巻、業際会議、古川農業試験場参観デー
- 被災した企業や水産加工業組合の訪問件数:315件
- 水産加工企業からの相談件数:45件

(4) 年次報告、定期刊行物等の発行状況(報告書名、発行頻度等)

- 宮城県水産研究報告、宮城県水産試験研究成果要旨集(年1回程度)

10. 年度別収支等の状況

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	増減額 (H26-H25)
使用料及び手数料				
使用料	11	11	11	0
財産収入				
財産運用収入	-	-	333	333
財産売払収入	4,564	100	415	315
諸収入				
受託事業収入	92,160	53,479	52,920	△559
雑入	96	24	50	26
収入計(A)	96,831	53,614	53,729	115
総務費				
総務管理費	33	39	38	△1
企画費	6,321	-	-	-
生活環境費	-	6	6	0
衛生費				
環境衛生費	251	-	-	-
労働費				
雇用対策費	11,182	16,126	18,533	2,407
農林水産業費				

農業費	199	207	214	7
水産業費	206,397	160,599	①191,363	30,764
商工費				
企業指導費	135	46	49	3
災害復旧費				
災害復旧費	3,529	6,693	-	△6,693
支出計(B)	228,047	183,716	210,203	26,487
収支差額(C)=(A)-(B)	△131,216	△130,102	△156,474	△26,372
県庁の収入のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
電源立地地域対策交付金	3,747	3,279	-	△3,279
水産試験研究費	2,499	2,350	2,887	537
被害漁場環境調査事業費	66,500	-	-	-
漁場生産力向上対策事業費	-	21,476	17,354	△4,122
収入調整計(D)	72,746	27,105	20,241	△6,864
県庁の支出のうち試験研究機関 に帰属すべき額				
人件費	495,334	439,884	487,492	47,608
委託料	25,434	28,239	8,521	△19,718
備品購入費	28,928	56,488	4,650	△51,838
工事請負費	20,490	1,515,409	466,286	△1,049,123
支出調整計(E)	570,186	2,040,020	966,949	△1,073,071
実質負担額(C)+(D)-(E)	△628,656	△2,143,017	△1,103,182	1,039,835

(主な増減内容)

- ① 再建中の種苗生産施設および水産加工実験棟で使用する物品および備品等の購入による増加である。

【監査の結果と意見】

1. 年度計画の公表と収支予算の記載(意見)

県の水産業に関する施策は、平成 15 年に制定された「みやぎ海とさかなの県民条例」(以下、「県民条例」という。)、県民条例に基づいて平成 16 年に制定された「水産業の振興に関する基本的な計画」(以下、「水産基本計画」という。)により展開していた。水産試験研究分野では、「水産基本計画」を踏まえて、当研究機関が「水産業試験研究推進構想」(以下、「推進構想」という。)を策定し、試験研究を推進してきた。

しかしながら、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により県の水産業は壊滅的な被害を受け、被害額は 6,900 億円にもものぼっている。東日本大震災により「水産基本計画」による施策の展開は事実上困難となったことから、水産業の復旧・復興を果たすため、県では平成 23 年 10 月に「水産基本計画」に代わる「宮城県水産業復興プラン」(以下、「復興プラン」という。)を策定して様々な取組みを行ってきた。さらに、震災から 3 年が経過し「宮城県震災復興計画」の「再生期」を迎えるに当たり、平成 26 年 10 月に「復興プラン」を見直して、新たに「水産基本計画」を作成している。

当研究機関でも、東日本大震災により「推進構想」による施策の展開が不可能になり、上記県の基本計画見直しと歩調を合わせ、平成 24 年 3 月に新たに「推進構想」を策定して復旧・復興に取り組み、平成 27 年 3 月に「推進構想」を見直している。このような経緯で作成されてきた「推進構想」に基づいて、当研究機関は毎年、年度計画を策定して試験研究を実施している。

このように県の施策と歩調を合わせて策定されている「推進構想」に基づいて策定される各年度の具体的な活動計画である年度計画であるが、当研究機関のホームページには掲載されていない。当研究機関の活動計画を積極的に発信し、県民の理解を推進するためには、年度計画をホームページに掲載することが望まれる。また、年度計画には収支予算が記載されていないが、収支予算は各試験研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報であり、年度計画には各試験研究機関の収支予算を掲載して開示すべきである。

2. 活動実績の積極的な公表(意見)

一部の試験研究の成果は広報物等として公開されホームページにも掲載されているが、ホームページに試験研究の成果、活動状況を総合的にまとめた情報は掲載されていない。今回監査対象とした全 8 試験研究機関のうち、年度の活動実績を総合的に取りまとめた業務年報を作成していないのは唯一、当研究機関のみである。当研究機関の活動実績を積極的に発信し、県民の理解を推進するためには、業務年報を作成してホームページに掲載することが望まれる。

また、試験研究成果の要旨を取りまとめた宮城県水産試験研究成果要旨集(以下、「要旨集」という。)を年次で発行しているが、平成 24 年 4 月に平成 23 年度版を発行したのを最後に、平成 24 年度版以降は作成中となっている。要旨集はホームページには掲載されていない。各

年度の要旨集を適時に発行し、ホームページに掲載することが望まれる。

論文は「宮城県水産研究報告」として年次で発行し、水産関係機関に配付しているが、ホームページは重たくなるのでタイトルと執筆者氏名のみ掲載となっている。しかし、積極的な情報開示という観点からホームページに掲載して広く県民等に公表することが望まれる。

当研究機関の基本計画である「推進構想」には附属資料として平成 23 年度～平成 25 年度の調査研究、技術開発、技術支援等の実績と課題をまとめた資料および昭和 50 年以降の試験研究の主要成果の概要をまとめた資料が添付されているが、当研究機関のホームページに掲載されている「推進構想」には附属資料が添付されていない。附属資料は当研究機関の活動実績をまとめた有用な情報であり、附属資料についてもホームページに掲載することが望まれる。

最後に、収支決算額がホームページに掲載されていない。収支決算額は当研究機関の運営のための県民負担額であり、極めて重要な情報である。ホームページには収支決算額を掲載すべきである。

3. 知的財産の利用促進策(意見)

当研究機関は、平成 27 年 4 月 1 日現在、特許権 3 個を保有しているが、その情報はホームページに掲載されていない。

知的財産の第三者利用を促進し、県の財政に寄与するという観点から、ホームページに掲載してPRすることが望まれる。

4. 水産業関係試験研究機関評価部会の事後評価の実施時期(意見)

当研究機関が所管する水産業関係試験研究機関評価部会は年 1 回の開催としている。平成 26 年度は平成 27 年 2 月において、平成 25 年度の研究課題の事後評価と平成 27 年度の研究課題の事前評価を実施している。平成 27 年 2 月開催とした理由は、平成 27 年度の研究課題の事前評価に適切なタイミングとしたためである。確かに事前評価のタイミングとしては適当であるが、事後評価のタイミングとしては遅いと言わざるを得ない。平成 25 年度の研究課題は遅くとも平成 26 年 3 月には終了しており、平成 27 年 2 月時点では終了から少なくとも 1 年近くが経過していることになる。

事前評価と事後評価の両方を適時に実施するためには、評価部会の開催を年 1 回とするのではなく、他の試験研究機関と同様に年 2 回開催することにより、翌年度のできる限り早い時期に事後評価を行うことが望ましい。

5. 水産業関係試験研究機関評価部会の機関評価の実施時期(結果)

「経済商工観光部及び農林水産部所管県立試験研究機関の業務評価に関する指針」(以下、「評価指針」という。)|「10 機関評価」では、「各試験研究機関は、概ね 3 年ごとに評価を実施し、研究分野の設定や研究推進体制の妥当性等を検証し、より効率的・効果的な研究開発

等の推進に資する。」と定めている。

これに対し、当研究機関の機関評価は、平成 21 年度に開催された水産業関係試験研究機関評価部会において平成 20 年度の評価を行ったのを最後に、その後は機関評価が実施されていない。これは、平成 23 年 3 月に東日本大震災による津波で当研究機関の多くの施設が甚大な被害を受け、業務の復旧を優先させた結果とのことである。このような厳しい環境下にあったことは理解できるが、研究課題の評価は平成 24 年度には再開し、その後は毎年実施しており、合わせて機関評価も実施すべきであったと考えられる。

上記評価指針の趣旨を達成するため、速やかに機関評価を実施する必要がある。

6. 商品引渡し前での売買契約の締結(結果)

当研究機関では、平成 26 年度末時点で、3,870 千円の収入未済額が計上されている。これは平成 22 年 4 月 6 日に当研究機関が J 社に対しエゾアワビ稚貝 65,500 個を 4,280 千円で売却した債権のうちの未回収部分である。

上記エゾアワビ稚貝引渡し時に契約が締結されておらず、未契約であることが判明した段階で同社から契約書の取り交わしの確約および売却代金納入の確約を得るが、契約手続きを進めている最中に東日本大震災が発生し、同社は津波により被災した。その後、当研究機関と同社との間で折衝が行われ、平成 25 年 3 月 22 日付で当該売却に係る契約が締結され、その後は償還計画に基づき返済が行われている。

本来であればエゾアワビ稚貝引渡し前に契約を締結すべきであるが、当研究機関によると、稚貝が順調に生育するには稚貝のサイズや活力・肥満度といった健苗性が重要な要素となり、サイズや数量は引渡し時点で確定するという特殊性を勘案し、当研究機関では慣例的に契約締結前に引渡しが行われていた。通常であれば引渡し直後に契約が締結されるが、エゾアワビ稚貝の売却手続・引渡しを実施する部門と契約書を作成する部門が異なることにより部門間の連携が不十分であったことや、監督者によるチェック機能が十分果たされなかったことなど、いくつかの要因が重なった結果、引渡し直後に契約は締結されず、その後も未契約の状態で見捨てられたままであった。さらには、売却先が東日本大震災で被災するという不幸も重なり、平成 26 年度末時点で、3,870 千円の債権が残っているという事案である。

エゾアワビ稚貝引渡し前に契約が締結されていれば即座に債権の回収は行われていたと推測され、その後に費やされた数多くの労力は不要であったと考えられる。

稚貝のサイズや生育度に基づき売買単価が決定し、それは引渡し時点で確定するとはいえ、引渡し前にあらかじめ契約を締結してその時点のサイズや育成度に基づき決定する売買単価と、引渡し時点のサイズや育成度に基づき決定する金額との間に生ずる差異は僅少にとどまると推測される。当事案のように引渡し直後に契約が締結されず、さらにその後も未契約のまま放置された結果、本来であれば不要であった数々の労力が費やされた事柄の重大性と比較した場合、引渡し前の契約締結時点で決定する売買単価と引渡し時点で決定する売買単価との差異による影響ははるかに小さいと言わざるを得ない。厳密な価格で契約することよりも、

引渡し前に契約を締結することの方が重要であり、したがって、エゾアワビ稚貝売却時には引渡し前に契約を締結するという契約締結ルールを明確化し、それに基づき事務処理を実施すべきである。なお、東日本大震災後に同様の取引は行われてはいない。

7. 請求書、納品書の日付の記載漏れ(結果)

支出事務の妥当性を検証するため、支出負担行為、支出命令決議書、およびそれに添付された請求書、納品書を通査したところ、当研究機関の職員が日付を記載したと推測される請求書、納品書が多数検出された。質問した結果、請求書、納品書の日付が空欄で提出された場合、当研究機関の職員が日付を記載している旨の回答を得た。業者に対し日付を記載しないよう指導は行っていないものの、従前からの慣行により、日付を記載せずに請求書、納品書を提出する業者が多いとのことである。

このような状況では、職員が恣意的に当年度分を翌年度に繰越し、または翌年度分を当年度に前倒しすることが可能となり、妥当ではない。

業者に対し、請求書、納品書には日付を記載するよう指導すべきである。また、日付が記載されていない請求書、納品書が提出された場合には日付を記載の上再提出するよう求めることが必要である。

8. 庁舎清掃業務

委託業務	庁舎清掃業務																												
委託期間	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日																												
委託業者	C 社																												
委託額	1,935 千円																												
委託業務内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用途区分</th> <th>作業区分</th> <th>対象箇所・作業内容</th> <th>作業回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共用部分</td> <td>日常清掃</td> <td>対象区分の床の清掃 ごみ収集 等</td> <td>毎日又は週 1 回</td> </tr> <tr> <td>定期清掃</td> <td>弾性床等の表面洗浄 繊維床の洗浄 等</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専用部分</td> <td>日常清掃</td> <td>対象区分の床の清掃 ごみ収集 等</td> <td>毎日又は週 1 回</td> </tr> <tr> <td>定期清掃</td> <td>弾性床等の表面洗浄 繊維床の洗浄 等</td> <td>年 2 回</td> </tr> <tr> <td>建物外部</td> <td>日常清掃</td> <td>建物周囲の除塵 等</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>定期清掃</td> <td>貯水槽清掃</td> <td>年 1 回</td> </tr> </tbody> </table>			用途区分	作業区分	対象箇所・作業内容	作業回数	共用部分	日常清掃	対象区分の床の清掃 ごみ収集 等	毎日又は週 1 回	定期清掃	弾性床等の表面洗浄 繊維床の洗浄 等	年 2 回	専用部分	日常清掃	対象区分の床の清掃 ごみ収集 等	毎日又は週 1 回	定期清掃	弾性床等の表面洗浄 繊維床の洗浄 等	年 2 回	建物外部	日常清掃	建物周囲の除塵 等	適宜	その他	定期清掃	貯水槽清掃	年 1 回
用途区分	作業区分	対象箇所・作業内容	作業回数																										
共用部分	日常清掃	対象区分の床の清掃 ごみ収集 等	毎日又は週 1 回																										
	定期清掃	弾性床等の表面洗浄 繊維床の洗浄 等	年 2 回																										
専用部分	日常清掃	対象区分の床の清掃 ごみ収集 等	毎日又は週 1 回																										
	定期清掃	弾性床等の表面洗浄 繊維床の洗浄 等	年 2 回																										
建物外部	日常清掃	建物周囲の除塵 等	適宜																										
その他	定期清掃	貯水槽清掃	年 1 回																										

(1)業務実施報告書の提出(結果)

当該委託業務の仕様を定めた「清掃等維持管理業務標準仕様書」の2. 1. 6委託業務関係図書(5)業務実施報告書には、「日常業務及び定期清掃の終了後、遅滞なく実施した作業の内容を様式5に記載して提出すること。仕様書に示した理由によって作業を省略した場合には、当該箇所及びその理由を記載する」と定められているが、委託業者から業務実施報告書は提出されていない。

このような状況では、契約に定められた清掃が適切に実施されたか不明であり、清掃が実施されていないにもかかわらず委託料が支払われることにつながりかねず妥当ではない。

委託業者が契約に定められた清掃を実施し、当研究機関がそれを確認することを可能にするため、委託業者に対し、業務実施報告書の提出を求めなければならない。

(2)書面による再委託の承認(結果)

当該委託業務の仕様を定めた「委託業務特記仕様書」の3. 3. 1委託業務の内容 貯水槽清掃には「貯水槽((二槽式30t)の清掃を年1回実施し、併せて飲料水検査を行うこと」と定められている。委託業者は、貯水槽清掃のうち、飲料水検査を他の業者に請け負わせている。

業務委託契約書の第4条には「受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない」と定められている。業務委託契約書に再委託等禁止の条文が盛り込まれているのは、委託業者が手数料を取って他の業者に再委託することを防止するという趣旨に基づくものである。当該趣旨に照らし、業務の一部を他の業者に請け負わせていることは妥当ではない。また、当研究機関は、委託業者が業務の一部を他の業者に請け負わせていることに対し、口頭による承認は行っているものの、書面による承諾を行っておらず、契約に違反している。

再委託等が行われないように委託の項目を整理する、または、業務の性質上分類が困難で、かつ、再委託等が必要な場合は、委託業者に対し書面により承諾を行う必要がある。

9. 業務完了届出書の提出(結果)

委託業務	水産技術総合センター機械警備業務
委託期間	平成23年12月19日から平成28年3月31日
委託業者	K社
委託額	1,750千円
委託業務内容	水産技術総合センターに設置する警備機器及び付帯設備と受託者の警備本部の監視装置により、無人時における庁舎等の監視

当該契約の仕様書である機械警備仕様書の15警備状況の報告には「乙は、警備状況の報

告として、毎月の警備状況報告書を翌月 5 日までに甲に提出すること。また、異常事態発生時は、その都度翌日までに事故処理報告書を提出すること」と定められている。なお、甲は発注者であり、乙は受注者である。

委託業者からは、緊急事態発生時、即ち、警報装置等により異常事態を感知したときはその都度警備報告書が提出されているが、毎月の警備状況報告書は提出されていない。

このような状況では、報告のあった異常事態発生時以外に本当に異常事態が発生していなかったのか確認することができない。仕様書に定めるとおり、委託業者に対し警備状況報告書の提出を求めることが必要である。

10. 備品整理票の添付の徹底(結果)

財務規則第 146 条によると、「物品供用者は、供用中の備品及び動物には、性質又は形状に応じて備品整理票を付し、又は焼印若しくは彫刻をする等適宜の方法により、細分類、備品番号、品名及び取得年月日を表示し、常に照合に便利であるようにしなければならない。」とあるが、サンプルを無作為抽出して備品現物を確認したところ、物理的に添付可能なものにも関わらず、備品整理票の添付がなされていないものがあった。

適正な備品管理および照合に資するため、備品整理票は可能な限り添付するべきである。

備品整理票の添付がなされていないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
48030	真空包装機	572,400 円	H27/3/27
48031	足踏み式シーラー	97,200 円	H27/3/27
48032	カップシーラー	216,000 円	H27/3/27
48043	長靴用シューズロッカー	52,704 円	H27/3/30
90013522	応接用椅子	66,000 円	S60/9/30
90150800	沿岸の環境圏	58,000 円	H11/3/3

11. 備品台帳による財産管理の徹底(結果)

備品台帳から、サンプルを無作為抽出して備品現物を確認したところ、現物の確認ができなかったものがあつた。

適正な備品管理に資するため、備品台帳は正確に記載を行い、適切に更新されるべきである。

(本所)

備品台帳にあるが、現物確認できないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
90108828	流速計	2,860,000 円	S61/10/8
90110909	サリノメーター(塩分計)	3,990,000 円	H10/10/1
90150439	水産法規図書	52,000 円	S59/1/27

(内水面水産試験場)

備品台帳にあるが、現物確認できないもの

備品番号	品名	取得価格	取得年月日
90120791	高速冷却遠心機	1,400 千円	S56/5/8

12. 備品の照合確認の実施(結果)

県の財務規則第 144 条において、「物品供用者は、毎年度末に、供用する備品及び動物について、備品登録書等と照合確認を行い、その結果を物品管理者に報告しなければならない。」とあるが、内水面水産試験場では年度末における照合確認の実施証跡が確認できなかった。

規則に準拠して、適切な照合確認および報告がなされる必要がある。

13. 図書の管理の徹底(結果)

当研究機関では図書室を有しているが、図書の管理台帳はなく実地たな卸も行っておらず、蔵書数は把握されていない。また、図書は希望する職員や関係者の閲覧に供しているが、図書室に職員はおらず貸出簿による管理もされていない。

蔵書のなかには 5 万円を超えるものもあるが、当研究機関の証跡(収受印)が押されていないものも散見される。少額であっても、図書も県の財産を構成するものであり資産管理は重要である。適切な貸出管理および在庫管理を行うべきである。

14. 毒劇物保管庫の鍵の管理の徹底(結果)

毒劇物保管庫の鍵の管理については、宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程第 5 条第 1 項において、「毒劇物を使用する者は、毒劇物保管庫鍵貸出簿に使用目的、使用薬品名、使用量を記載し毒劇物管理責任者に申し出て、保管庫の鍵貸出を受けるものとする」とこととなっているが、毒劇物管理台帳に薬品の使用実績があるにもかかわらず、毒劇物保管庫鍵貸出簿に鍵貸出履歴の記載がないものが発見された。

毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物保管庫の鍵の管理は重要である。鍵貸出簿の運用は厳密に行うべきである。

15. 毒劇物の購入に関する管理台帳作成の徹底及び適切な保管(結果)

毒劇物を購入するに際しては、宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程第 6 条第 1 項において、「毒劇物を購入する場合は、毒劇物管理責任者及び所長の決裁を得ることとし、購入後は数量を毒劇物管理台帳に記載し、保管庫に保管しなければならない」とされているが、毒劇物が購入された際の毒劇物管理台帳への記載がないものが発見された。

また、毒劇物を所定の保管容器から別容器に移し替えて管理台帳外としたうえで、毒劇物保管場所として認められていない実験室に保管し使用していた例も発見された。

毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の管理は重要である。管理台帳の運用および決められた保管庫での保管を徹底すべきである。

16. 毒劇物保管庫の施錠の徹底(結果)

毒劇物保管庫の管理については、宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程第 6 条第 2 項において、「毒劇物管理責任者は、毒劇物を施錠機能を有する保管庫に、一般の薬品と区別し、保管しなければならない」とされているが、施錠されていない毒劇物保管庫が発見された。

毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物保管庫の施錠は重要である。毒劇物はすべて施錠された保管庫に保管されるべきである。

17. 毒劇物の使用に関する管理台帳作成の徹底(結果)

毒劇物の使用については、宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程第 6 条第 3 項において、「毒劇物管理責任者は、当該保管庫の鍵を管理するとともに、管理台帳を備え、常に使用状況及び保管状況を把握するものとする」とこととなっているが、毒劇物を使用した際の毒劇物管理台帳への記載が行われていないものが散見された。

毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の管理は重要である。管理台帳の運用は厳密に行うべきである。

18. 毒劇物の実地たな卸の徹底(結果)

毒劇物については、宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程第 6 条第 5 項において、「毒劇物管理責任者は、定期(少なくとも 3 か月に一度)的に、毒劇物の保管数量及び受払簿の残数量を確認しなければならない」とされているが、3 ヶ月超に渡って保管数量及び受払簿の残数量の確認が行われていない毒劇物が散見された。

毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の現物管理は重要である。定期的な現物確認は徹底すべきである。

19. 毒劇物保管容器への管理番号の表示の徹底(結果)

毒劇物の保管については、宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程第 8 条第 2 項において、「毒劇物管理責任者は、容器または被包に管理番号を表示して保管しなければならない」とされているが、容器に管理番号が表示されていない毒劇物が散見された。

毒劇物による危害の防止等を図るためにも、毒劇物の現物管理は重要である。容器への管理番号の表示を徹底すべきである。

20. 毒劇物の実地たな卸時の確認単位の見直し(結果)

毒劇物の実地たな卸について、宮城県水産技術総合センター毒物及び劇物管理規程第 6 条第 5 項において、「毒劇物管理責任者は、定期(少なくとも3か月に一度)的に、毒劇物の保管数量及び受払簿の残数量を確認しなければならない」とされているが、管理台帳への記載が容器単位であることから、残数量の確認も容器単位で行われている。この結果、内容物の一部が管理責任者の承諾なく別の容器に移し替えられたとしても、容器の本数に変化がないことから実地たな卸では内容物の抜取りに気付かないという問題が発生している。

毒劇物による危害の防止等を図るためには、容器の本数単位での数量確認では不十分で、グラム単位あるいはリットル単位での数量確認が必要と考える。

21. 電子記録媒体(USB メモリ)管理台帳の作成(結果)

当研究機関では、使用している電子記録媒体(USB メモリ)について、部署ごとに管理台帳を作成し一覧管理を行うことになっているが、船舶で使用している電子記録媒体(USB メモリ)に関する台帳がなかった。

県のソフトウェア・ハードウェアの取扱い及び管理に関する基本指針において、「管理者は USB メモリを含む情報資産を適正に管理するため、必要事項を記載した台帳を作成し管理しなければならない」旨規定されている。当研究機関が使用している USB メモリについては、漏れなく管理する体制を構築すべきである。

以上